

ものつくり大学
自己点検評価報告書

2009年度
ものつくり大学

目次

I. 建学の精神・大学の理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. ものづくり大学の建学の精神・基本理念	1
2. 大学の使命・目的	3
3. 大学の個性・特色等	4

II. ものづくり大学の沿革と現状

1. 本学の主な沿革	7
2. 本学の現況	9

III. 基準ごとの自己評価

基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的	11
基準2. 教育研究組織	14
基準3. 教育課程	22
基準4. 学生	37
基準5. 教員	57
基準6. 職員	66
基準7. 管理運営	71
基準8. 財務	75
基準9. 教育研究環境	80
基準10. 社会連携	88
基準11. 社会的債務	94

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. ものづくり大学の建学の精神・基本理念

わが国は、資源・エネルギーに乏しく、そのほとんどを海外に依存しているため、わが国の繁栄は、ひとえに輸出品等を生産するものづくりを基盤とした産業の発展にかかっている。そのためには、次代を担う若者が、情熱と理想を持ってものづくりに取り組める教育環境を整備拡大していく必要がある。また、わが国で誇れる最高の資源は「人」である。そこで、大学名は、「モノ」と「ヒト」の両方の意味を「もの」という言葉に込めて「ものづくり大学」と命名し、ものづくりの「技」と「知恵」と「心」を併せ持つ有為な人材を育成して、ものづくりの発展を目指し、国や自治体、産業界からの支援を受けて、平成13（2001）年4月に開学した。

本学の基本理念は、次に掲げる6つである。

この基本理念に基づき、技能を基盤としながらも科学・技術・芸術・環境などを踏まえたものづくりを中心に、高度な技能と技術とを融合した実践的な教育および研究を行うことで、豊かな社会性と創造性、さらに倫理性を身につけた技能技術者を育成し、あわせてものづくりに対する社会的評価の向上と世界の発展に貢献することを目指している。

「大学の基本理念」【資料 F - 2】【資料 F - 5】

1. ものづくりに直結する実技・実務教育の重視
2. 技能と科学・技術・経済・芸術・環境とを連結する教育・研究の重視
3. 時代と社会からの要請に適合する教育・研究の重視
4. 自発性・独創性・協調性をもった人間性豊かな教育の重視
5. ものづくり現場での統率力や起業力を養うマネジメント教育の重視
6. 技能・科学技術・社会経済のグローバル化に対応できる国際性の重視

1) ものづくりに直結する実技・実務教育の重視

ものづくりの重要性を自覚しながら、バランスのとれた実技・実務教育を実践していく。実技・実務教育は、技能の世界で役立つ知識をからだを動かして獲得する「実習」と、これと連携し得る体系化された知識を適時教授する「座学」を併用した授業によって行われる。「実習」は技能訓練を主目的とするものではなく、「座学」では学べない知識を獲得し理解を深める場である。

2) 技能と科学・技術・経済・芸術・環境とを連結する教育・研究の重視

生産活動に必要な科学的な理論、技術的な手法を修得し、それと技能を連結させることで、より高度な判断力と創造性を実社会のものづくりに発揮できるような教育・研究を推進する。例えば、技能の「暗黙知」の世界を、科学技術によって共有できる知識に変換する研究等が期待される。

また、ものづくりにおける経済性や環境にも十分な配慮をしつつ文化的に質

の高い表現豊かなものづくりが可能となる教育・研究を行う。

3) 時代と社会からの要請に適合する教育・研究の重視

時代と社会の要請に柔軟に対応した人材教育を行うため、社会の第一線で活躍している実務者を多く教員に迎え、実技・実務教育の充実を図るほか、長期インターンシップを正課に採り入れ、常に時代と社会の要請に適合した教育を目指す。

また、「ものづくり研究情報センター」を中心に産業界の意見を取り入れ、産学官との共同研究・情報交流を推進する。

4) 自発性・独創性・協調性をもった人間性豊かな教育の重視

実技・知識の修得にとどまらず、実技・実務教育をとおして、ものづくりのプロセスを学びチームワーキングを行いながら一つのものを作り上げることにより、企画力、情報収集力、判断力、問題解決力を養い、自発性・独創性・協調性に富んだ人材の育成を行う。

なお、授業時間外にも利用できる「ものづくり工房」を各学科に設け、学生の自発的な創造活動の拠点とする。

5) ものづくり現場での統率力や起業力を養うマネジメント教育の重視

「ものづくり大学」の英文名は、Institute of Technologists であり、テクノロジストとは、マネジメント能力を持った技能技術者という意味である。

本学では、マネジメントに関する授業科目を開講するとともに、実際に企業や自営業でマネジメントを経験した教員が指導にあたり、産業界での技能と技術の役割をマネジメントの実態に接しながら理解し、工程管理や企業経営に対する基礎知識と起業のための基礎能力を修得できるような教育を展開する。

6) 技能・科学技術・社会経済のグローバル化に対応できる国際性の重視

国際化が進む中で、国内外の大学や研究機関等との連携を図り、学生の交流や共同プロジェクトへの積極的な参画を推進し、あるいは卒業後の国際社会での活躍が期待できる能力を育成する。

英語教育では、習熟度クラス別に、会話を重視し英語に親しむところからはじめ、専門分野に必要な英語の基礎知識を修得する。

また、協定を締結している海外の大学との交換留学やインターンシップの推進を図る。

2. ものづくり大学の使命・目的

本学は、ものづくりの「技」、「知恵」、「心」を併せ持つ有為な人材を育成し、ものづくり産業の発展を目指し、6つの基本理念を踏まえ、大学の使命・目的を「ものづくり大学学則」及び「ものづくり大学大学院学則」において、次のとおり定め、高度な技能と技術を融合した実践的な技能工芸に関する教育・研究により、高度技能技術者を育成することを目的としており、ものづくりに対する社会的評価の向上と世界の発展に貢献することを使命としている。

「ものづくり大学学則」【資料 F - 3】

第1条 ものづくり大学（以下「本学」という。）は、高度な技能と技術を融合した実践的な技能工芸に関する教育及び研究を行い、加えて豊かな社会性・創造性・倫理性を身につけた技能技術者を育成することを目的とし、あわせてものづくりに対する社会的評価の向上と世界の発展に貢献することを使命とする。

「ものづくり大学大学院学則」【資料 F - 3】

第1条 ものづくり大学大学院（以下「本大学院」という。）は、文化・社会・経済・環境すべてにわたって真に価値あるもの及びものづくりの在り方を探究し、これを実践するとともに、そのための独創的かつ自発的な人材を育成し、ものづくりを通して社会に貢献すること、「ものづくり学」の拠点としての機能を充実させ、広く人類全般に貢献することを目的とする。

本学が開学する9年前、平成4(1992)年に「サイト・スペシャルズ・フォーラム(SSF)」によって「職人大学」構想が発表された。この構想を支えたのは、「職人の技能が工芸と呼べる域に達する高度なものであることを、社会に認知されたい」という強い思いであった。この強い思いが「技能工芸」という言葉の源となり「国際技能工芸大学（仮称）」カリキュラム準備委員会へと受け継がれていく。この構想を深化させ具現化するなかで、科学、技術、経済、芸術、環境を踏まえた高度な技能技術者を育成するための実践的な教育・研究へと昇華し、「技能工芸学」という新たな学問分野の創出に結びついたのである。

また、本学は職人の養成を目指しているわけではなく、専門的スキルを広く理解し、基礎的スキルを修得しながらも、広い知識と創造性をもつ新しい技術者の育成を目指しており、「国際技能工芸大学（仮称）」は、梅原猛総長（1999年当時、総長予定者）の「ものづくりは縄文の昔にまで遡る日本の伝統である。その伝統を復活させる大学の名には大和言葉がふさわしい」との考えから、（濁点のない）「ものづくり大学」と命名された。

以上のような経緯をもって開学した本学は、実技・実務教育を重視した教育・研究を実践し、技能工芸を教授することにより、豊かな社会性と創造性、さらに倫理性を身につけた技能の分かる技術者を育成し、あわせて科学技術や産業の発展に貢献する

ことを大学の目的・使命としている。

3. 大学の個性・特色等

本学の設立準備段階における社会情勢は、国内におけるものづくり産業の空洞化や、団塊の世代の定年退職による産業技術者の不足が予想され、改めてものづくりを基盤とする産業の重要性が見直され、科学技術や産業の発展を支える人材を育成することが必要不可欠とされた。こうした社会情勢において、実技・実務教育を実践し次代の産業技術を担う高度な技能技術者の育成を目指す本学の構想は、時代と社会の要望に合致したものとして、国・地方自治体・産業界からの支援を受け、期待と使命を担って設立された。このことが、本学の大きな特色である。

具体的には、「ものづくり基盤技術振興基本法（平成 11 年 3 月 19 日法律第 2 号）」第 9 条に基づいて策定された「ものづくり基盤技術基本計画（平成 12 年 9 月）」（第 3 章 2 節-5）において、「ものづくり大学」設立に対する国の支援が明示され、国や地方自治体から強力な支援を受け、さらに、本学の理念や目的に賛同する産業界からも教育研究機器等の寄附などの支援を受け、産官学の協力連携により設立された大学であり、まさしく時代と社会の要請に適った大学として平成 13(2001)年 4 月に開学し、その期待に応えるべく、学校法人国際技能工芸機構により私立の工科系大学として運営されている。

開学以来、本学は 6 つの基本理念を掲げ、高度な技能と技術の融合した実践的な技能工芸に関する教育及び研究を行い、豊かな社会性と創造性、さらに倫理性を身につけた技能技術者を育成することで、社会的需要に応え、幅広く学生のニーズに対応することとしている。

1) 教育システムの特徴

本学における教育システムの特徴として、次の 3 つが挙げられる。

- ・クォータ制（4 学期制）

授業の目的を見失うことなく、効率的に成果を得られるよう、1 年を 4 つに分割したクォータ（4 学期）制を採用している。クォータ制は、履修機会の増大、休講の減少、出席率の増大、授業料分割納入の適用、クォータ卒業、科目等履修生の利便性などの利点を持っている。

- ・本格的な実習

授業については、実技・実務を重視したカリキュラムを実践している。模型やシミュレーション等に止まらず、実物大の工作物等を作り上げる本格的な実習を展開していることは、大きな特色である。この実現のため、少人数教育、安全教育を推進し、実務経験豊富な教員及び一流の技能を持った多くの非常勤講師による指導を行っている。

・長期インターンシップ

長期間のインターンシップを正課に採り入れている。2～4年次に2回の実働40日におよぶ研修を企業等の実際の現場で行うことで、より実践的な技能・技術の修得を図るとともに、社会人として必要となるコミュニケーション力や忍耐力などの基礎的能力の向上を図っている。さらに、インターンシップの経験は、自己の適性を見極めることで、進路選択や就職活動にも役立てられている。(インターンシップについては、「4-4-②」節参照)

2) 充実した施設・設備

本学は、設立段階から産業界の支援により、最新の教育研究用機器等の寄附を受け、充実した教育研究環境が整備されている。例えば、コンピュータだけでなく旋盤についても学生1人につき1台を使用して授業を行っており、施設・設備の充実は、実践的な実技教育を可能にする要因のひとつである。

また、本格的な実習によって生み出される学生制作物が、学内の施設を充実させていることは、本学の大きな特色である。具体的には、両学科棟を結ぶ「梅原橋」「Tota Nomura」と名付けられた連絡橋、「たくみの心」と名付けられた多目的広場、倉庫、グラウンドの観覧席などは、授業で学生が建設したものである。

厚生施設については、大学構内にドームトリ(学生寮)を設置している。入学定員360人に対し200室を用意しており、全て個室、冷暖房完備で、管理人も常駐し、安全と安心を提供し勉学に専念できる環境を整備している。また、ドームトリには合宿研修センターを併設しており、クラブ・サークル等の課外活動の便宜を図っている。なお、学生食堂については、長期休暇等を除き、平日は朝・昼・晩の3食、土日・祝祭日は昼・晩の2食に対応している。

3) 社会(産・官・学・地域)連携の推進

本法人は、理事及び評議員を産業界から数多く招聘し、産業界が求める人材を正確に捉え、時代の変化に迅速に対応した教育を行えるよう、大学の管理運営に努めている。産業界と連携協力し、大学の教育研究の推進や産業界の発展を目指し、「ものづくり大学教育研究推進連絡協議会」を設置し、時代に適応した教育研究の実施に努めている。また、埼玉県産業労働部が事務局となり、「ものづくり大学埼玉県地域連絡協議会」が設置されており、埼玉県内の産業界・行政機関・各種団体と、本学との情報交換、連携事業の推進を図っている。

なお、「ものづくり研究情報センター」が中心となって、産学・地域連携の強化を図っており、共同研究・受託研究・委託訓練等の事業を推進している。

また、埼玉県や行田市と連携し、公開講座や、市民あるいは高校生を対象にしたものづくり教室を開催し、地域社会への貢献を行っている。

さらに、学生への教育指導においても地域連携あるいは社会貢献を視野に入れ、授業や卒業制作の学生制作物を地域社会に寄贈したり、近隣の地域開発プロジェクトに学生が参画し成果を上げている。具体的には、東屋・木製ベンチ・

模型・時計台等の寄贈や、駅前開発への参画などである。

4) きめ細かい就職支援

本学は、少人数制及び担任制を採用しているが、これは、教育面だけでなく学生生活指導や就職支援においても機能している。担任教員と就職・インターンシップ係が十分連携を図りながら、学生一人ひとりの適性を把握し、本人の希望や成績状況を確認しながら丁寧な就職活動支援を行っている。なお、学生は長期インターンシップを経験しており、自身の適性を把握し、コミュニケーション力など、社会人として必要とされる基礎的能力の向上を実感することで、大きな自信となって、積極的な就職活動へと繋がっている。

また、就職希望者全体に対する就職支援として、学内合同企業説明会を含め、年間 30 回にもおよぶセミナーを開催し、マナーや身だしなみから始まり、先輩の就職活動体験談、SPI 対策、エントリーシート書き方講座、筆記試験対策、模擬面接など、必要な時期に合わせて開催することで、就職活動のノウハウを身につけられるよう配慮している。なお、平成 20(2008)年度より、保護者向けの説明会も開催している。

さらに、平成 21(2009)年度より新たに就職支援本部を設置し、就職支援全般の企画立案のほか、特に本学への求人件数の増加に力を入れている。

Ⅱ. ものづくり大学の沿革と現状

1. 本学の主な沿革

平成 11 年 1 月 25 日	財団法人国際技能工芸大学設立準備財団設立許可申請書を文部大臣に提出
平成 11 年 2 月 17 日	「財団法人国際技能工芸大学設立準備財団」を文部省が認可
平成 11 年 9 月 22 日	「国際技能工芸大学（仮称）」を「ものづくり大学」に変更する、財団法人国際技能工芸大学設立準備財団寄付行為変更認可申請書を文部大臣に提出
平成 11 年 9 月 30 日	「財団法人ものづくり大学設立準備財団」に名称変更認可 学校法人国際技能工芸機構寄付行為認可申請書、ものづくり 大学設置認可申請書を文部大臣に提出
平成 11 年 12 月 2 日	大学本部棟、製造技能工芸学科棟、建設技能工芸学科棟、大 学会館工事を着工
平成 12 年 5 月 27 日	ドーMITリ、体育館工事を着工
平成 12 年 12 月 26 日	文部大臣が学校法人国際技能工芸機構設立、ものづくり大学 設置を認可
平成 13 年 3 月 20 日	建物 竣工
平成 13 年 4 月 1 日	ものづくり大学（技能工芸学部 製造技能工芸学科・建設技 能工芸学科）開学 図書情報センター設置、ものづくり研究情報センター設置
平成 13 年 4 月 6 日	第 1 回 ものづくり大学入学式を挙行
平成 13 年 5 月 9 日	第 1 回 特別公開講座（永六輔氏）を開催
平成 13 年 11 月 17・18 日	第 1 回 ものづくり大学学園祭「碧蓮祭」を開催
平成 14 年 4 月 1 日	ふれあいルーム設置
平成 15 年 3 月 7 日	中央棟 竣工
平成 15 年 5 月 1 日	事務局学務部の厚生課を学生課に改称 ものづくり研究情報センターが大田サテライトオフィスを 開設
平成 15 年 6 月 1 日	ものづくり研究情報センターが川口サテライトオフィスを 開設

平成 16 年 11 月 17 日	韓国技術教育大学 (Korea University of Technology and Education) (大韓民国) と協定締結
平成 16 年 11 月 30 日	文部科学大臣が大学院ものづくり学研究科 (修士課程) 設置を認可
平成 17 年 3 月 18 日	第 1 回 ものづくり大学卒業式を挙 行 第一連絡橋 竣工
平成 17 年 4 月 1 日	ものづくり大学大学院 開学 製造技能工芸学科 3 コースから 6 コース (8 系) に改組 建設技能工芸学科 3 コースから 4 コースに改組
平成 17 年 4 月 4 日	第 1 回 ものづくり大学大学院入学式を挙 行
平成 18 年 7 月 28 日	キングモンクット工科大学 (King Mongkut's Institute of Technology North Bangkok) (タイ国) と協定締結
平成 19 年 3 月 16 日	第 1 回 ものづくり大学大学院修了式を挙 行
平成 19 年 4 月 1 日	事務局学務部の教務課及び情報課を教務・情報課に改組、入 試課を設置
平成 19 年 6 月 17 日	NHK 大学ロボコン 2007 準優勝
平成 19 年 10 月 31 日	泰日工業大学 (Thai-Nichi Institute of Technology) (タイ 国) と協定締結
平成 20 年 3 月 14 日	第二連絡橋 竣工
平成 20 年 11 月 28 日	泰日工業大学 (Thai-Nichi Institute of Technology) (タイ 国) と交換留学に関する覚書を締結
平成 21 年 2 月 12 日	NSTDA(National Science and Technology Development Agency) (タイ国) と技術交流に関する覚書を締結
平成 21 年 3 月 31 日	「たくみの心」(多目的広場) 竣工
平成 21 年 4 月 1 日	製造技能工芸学科 6 コース (8 系) から 4 コースに改組 建設技能工芸学科 4 コースの名称変更 就職支援本部を設置

2. 本学の現況 (平成 21(2009)年 5 月 1 日現在)

- ・対象大学名 ものづくり大学
- ・設置形態 私立大学
- ・所在地 埼玉県行田市前谷 333 番地

学校法人 国際技能工芸機構	
会長	庄山 悦彦
理事長	石岡 慎太郎
事務局長	北尾 美成
ものづくり大学	
総長	梅原 猛
学長	神本 武征
学部長	(技能工芸学部長) 飛内 圭之
研究科長	(ものづくり学研究科長) 飛内 圭之

(データ編【表 F - 1】参照)

- ・学部、大学院構成

【学部】

技能工芸学部	
製造技能工芸学科	建設技能工芸学科

設置認可：平成 12(2000)年 12 月 26 日

開設 ：平成 13(2001)年 4 月 1 日

【大学院】

ものづくり学研究科(修士課程)
ものづくり学専攻

設置認可：平成 16(2004)年 11 月 30 日

開設 ：平成 17(2005)年 4 月 1 日

(データ編【表 F - 2】【表 F - 3】参照)

- ・学部および大学院の学生数

【学部】

学部	学科	入学定員	収容定員	在籍学生数
技能工芸	製造技能工芸	180	720	630
	建設技能工芸	180	720	610
合計		360	1,440	1,240

(データ編【表 F - 4】参照)

【大学院】

研究科	専攻	入学定員	収容定員	在籍学生数
ものづくり学	ものづくり学	20	40	29

(データ編【表 F - 5】参照)

・教員数 (学長を除く)

学部	学科	教授	准教授	講師	助教	計
技能工芸	製造技能	16	5	0	0	21
	建設技能	12	6	3	1	22
合計		28	11	3	1	43

(データ編【表 F - 6】参照)

・職員数 : 26人

(データ編【表 F - 6】参照)

Ⅲ. 基準ごとの自己評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

1-1. 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

(1) 事実の説明（現状）

1-1-① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

ものづくり大学の基本理念は、次に掲げる 6 つである。

「大学の基本理念」【資料 F - 2】【資料 F - 5】

1. ものづくりに直結する実技・実務教育の重視
2. 技能と科学・技術・経済・芸術・環境とを連結する教育・研究の重視
3. 時代と社会からの要請に適合する教育・研究の重視
4. 自発性・独創性・協調性をもった人間性豊かな教育の重視
5. ものづくり現場での統率力や起業力を養うマネジメント教育の重視
6. 技能・科学技術・社会経済のグローバル化に対応できる国際性の重視

この大学の基本理念は、学内向けには、学生便覧「学生生活ガイド」、「授業便覧」に掲載し、学生・教職員に配布している。

学外向けには、大学パンフレット「大学・大学院案内」、学科別案内書に掲載し、主として受験生向けに配布している。

また、学内外向けには、「事業概要」、大学ホームページ (<http://www.iod.ac.jp>) に掲載している。そのほか、入学式や新入生ガイダンス、各学科ガイダンス時には、学生、保護者に対し、基本理念の骨子を分かり易く説明している。

(資料編【資料 F - 2】【資料 F - 3】【資料 F - 5】【資料 F - 6】【資料 1 - 1】参照)

(2) 1-1 の自己評価

大学の基本理念は、「学生生活ガイド」・「授業便覧」・「大学・大学院案内」・「事業概要」・大学ホームページ等に明示されている。また、入学式やガイダンスにおいて説明が行われている。

以上より、大学の基本理念は、学内外に対して十分に明示され周知が図られている。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

特に問題はないが、今後も継続して、大学の基本理念を明示し、説明を繰り返し行っていく。さらに、大学見学者に対する説明や、公開講座での大学紹介等の機会においても、大学の基本理念を説明するなど、今後も学内外に向けて周知を図り、理解を深めるように努力する。また、6 つの基本理念を集約し、受験生等に分かりやすく説明できるよう工夫する検討を始めている。

1-2. 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

(1) 事実の説明（現状）

1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

本学は、ものづくりの「技」、「知恵」、「心」を併せ持つ有為な人材を育成し、ものづくり産業の発展を目指している。

また、大学の基本理念に基づき、技能を基盤としながらも科学・技術・芸術・環境などを踏まえたものづくりを中心に、高度な技能と技術とを融合した実践的な教育および研究を行うことで、豊かな社会性と創造性、さらに倫理性を身につけた技能技術者を育成し、あわせてものづくりに対する社会的評価の向上と世界の発展に貢献することを目指している。

この大学の基本理念を踏まえ、大学の使命・目的を「ものづくり大学学則」及び「ものづくり大学大学院学則」において、次のとおり明確に定めている。

「ものづくり大学学則」【資料 F - 3】

第1条 ものづくり大学（以下「本学」という。）は、高度な技能と技術を融合した実践的な技能工芸に関する教育及び研究を行い、加えて豊かな社会性・創造性・倫理性を身につけた技能技術者を育成することを目的とし、あわせてものづくりに対する社会的評価の向上と世界の発展に貢献することを使命とする。

「ものづくり大学大学院学則」【資料 F - 3】

第1条 ものづくり大学大学院（以下「本大学院」という。）は、文化・社会・経済・環境すべてにわたって真に価値あるもの及びものづくりの在り方を探究し、これを実践するとともに、そのための独創的かつ自発的な人材を育成し、ものづくりを通して社会に貢献すること、「ものづくり学」の拠点としての機能を充実させ、広く人類全般に貢献することを目的とする。

1-2-② 大学の使命・目的が学生および教職員に周知されているか。

学生便覧「学生生活ガイド」において、学生に対して分かり易く説明している上、学則を掲載し、学生・教職員に配布している。そのほか、「規程・規則集」・「大学・大学院案内」を教職員に配布し、周知している。

また、学生に対し、新入生ガイダンス及び学科ガイダンス等で、分かり易く説明しているほか、「授業便覧」における学部や学科の説明、カリキュラム説明等においても、大学の使命・目的に触れ、これを踏まえた説明を行うことで、その趣旨を周知し、理解を深めるようにしている。

（資料編【資料 1 - 1】【資料 1 - 2】【資料 1 - 4】【資料 1 - 5】参照）

1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

「大学・大学院案内」に明示し、学内外に配布している。

また、大学ホームページに「大学の概要」を掲載し、大学の使命・目的に触れ、これを踏まえた説明を行っているほか、ホームページ上に公開している「自己点検評価報告書」に「ものづくり大学学則」を掲載している。

(資料編【資料1-1】【資料1-3】参照)

(2) 1-2の自己評価

大学の使命・目的は、「ものづくり大学学則」・「ものづくり大学大学院学則」に明確に定められ、「規程・規則集」・「大学・大学院案内」・「学生生活ガイド」に明示しているほか、「授業便覧」や大学ホームページに大学の使命・目的の趣旨を踏まえた分かり易い説明を掲載し、学生に対するガイダンスにおいても説明を行っている。

以上より、大学の使命・目的は明確に定められており、学内に対しては十分に明示され、学外に対しては公表され、周知が図られている。

(3) 1-2の改善・向上方策(将来計画)

大学の使命・目的は、明確に定められている。その周知についても特に問題はないが、今後も継続して、大学の使命・目的を明示し、説明を繰り返し行っていく。なお、学外への公表については、「大学・大学院案内」・大学ホームページで行っているが、ホームページの掲載方法をより分かり易くするため改善を検討する。さらに、大学見学者に対する説明や、公開講座での大学紹介等の機会においても、大学の使命・目的を説明するなど、今後も学内外に向けて周知を図り、理解を深めるように努力する。

【基準1の自己評価】

大学の基本理念は、「学生生活ガイド」・「授業便覧」・「大学・大学院案内」・「事業概要」・大学ホームページ等に明示され、入学式やガイダンスで説明が行われている。

したがって、大学の基本理念は、学内外に対して十分に明示され、周知が図られている。

大学の使命・目的は、「ものづくり大学学則」・「ものづくり大学大学院学則」に明確に定められ、「規程・規則集」・「大学・大学院案内」・「学生生活ガイド」に明示しているほか、「授業便覧」や大学ホームページに大学の使命・目的の趣旨を踏まえた分かり易い説明を掲載し、学生に対するガイダンスにおいても説明を行っている。

したがって、大学の使命・目的は明確に定められており、学内に対しては十分に明示され、学外に対しては公表され、周知が図られている。

【基準1の改善・向上方策(将来計画)】

特に問題はないが、今後も継続して、大学の基本理念及び大学の使命・目的を明示し、説明を繰り返し行っていく。さらに、大学見学者に対する説明や、公開講座での大学紹介等の機会を十分に活かすとともに、ホームページ等への掲載方法を改善し、今後も学内外に向けてさらなる周知を図り、理解を深めるように努力する。

基準 2. 教育研究組織

2-1. 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

(1) 事実の説明（現状）

2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

本学は 1 学部 1 研究科の単科大学であり、大学学則と大学院学則に定められた大学の目的が、そのまま教育研究上の目的となっている。この目的を達成するため、技能工芸学部（製造技能工芸学科・建設技能工芸学科）・大学院ものづくり学研究科（ものづくり学専攻）を置き、製造技能工芸学科及び建設技能工芸学科にそれぞれ 4 つの履修モデルコースを設置している。なお、入学定員は学部 360 人、研究科 20 人である。

また、教育研究支援のため、図書情報センターを設置しているほか、教育研究の充実に加えて産学連携の拠点となる、ものづくり研究情報センターを設置している。そのほか、事務部（総務課）・学務部（教務・情報課、入試課、学生課）を置く事務局は、法人事務及び教育研究支援に携わっている。

なお、本学の教育研究組織は、その規模・構成の両面において、大学設置基準及び大学院設置基準を満たしている。

教育研究組織について、設置学部・学科、学生定員及び在籍学生数、教員組織等の詳細は、データ編【表 F - 2】～【表 F - 6】及び資料編【資料 2 - 1】に記載したとおりである。

1) 技能工芸学部

基本理念に基づき、技能を基盤としながらも科学・技術・経済・芸術・環境などを踏まえ、高度な技能と技術とを融合した実践的な教育及び研究を行うことで、豊かな社会性と創造性、さらに倫理性を身につけた技能技術者を育成することを目的として、「技能工芸学」という新しい学問分野を創出した特色ある学部であり、2 学科を擁している。専門分野を幅広く、横断的に教育研究するため、教員組織は講座制ではない。

2) 製造技能工芸学科

機械、電気・電子、制御・コンピュータ等、製造分野全般にわたって総合的に教育研究を行う特色ある学科であり、4 つの履修モデルコースを設置している。

3) 建設技能工芸学科

建築、土木、造園、設備、環境等、建設分野全般にわたって総合的に教育研究を行う特色ある学科であり、4 つの履修モデルコースを設置している。

4) 大学院ものづくり学研究科

「技能工芸学」に立脚しつつも、ものづくりの高度な実務を念頭に、さらに

広範な領域全体にわたって教育研究を行い、ものづくりによって人類・社会に貢献するための普遍的理念の探求とともに、ものづくり実務全般における普遍的かつ高度な方法論を探究する特色ある研究科である。平成 17（2005）年度に設置。

5) 教育研究支援組織

図書情報センター、ものづくり研究情報センター、事務部（総務課）、学務部（教務・情報課、入試課、学生課）があり、それぞれ学部及び大学院における教育研究の支援を行なっている。

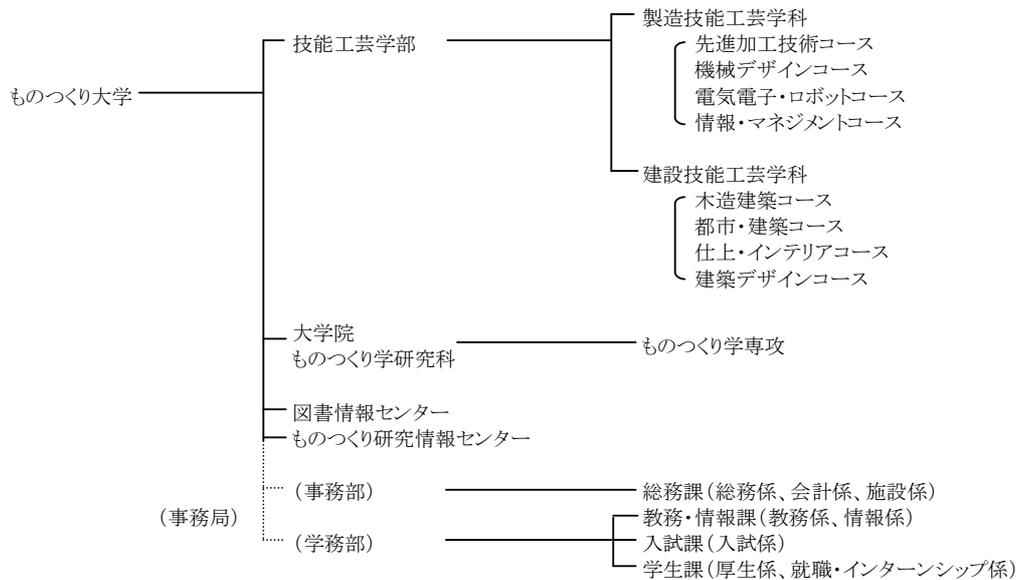


図2-1-① 教育研究組織図(概要)

2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、付属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

本学は1学部1研究科の単科大学であり、各教育研究組織は必然的に密接な関係を構築しているが、相互に適切な関連性を保つために、各種委員会や教授会等が置かれ連携の強化と情報の共有化を図っている。各教育研究組織が連携強化と情報共有化を図り、相互に適切な関係を保つことで、教育研究上の目的を達成していく体制を構築している。

将来計画委員会、入試委員会、教務委員会等をはじめ、22の委員会等が設置されている。各種委員会は、それぞれ委員会規程に基づき開催、審議が行われている。委員会を構成する委員は、主として教員が担当し、原則として各学科から同数の委員が選出されており、学科間の連携強化と情報共有化を図っている。なお、各種委員会の庶務は全て事務局が担当し、半数以上の委員会においては事務局からも委員が選出されており、教員と事務職員の連携を図り、協力体制を構築している。因みに、平成 21（2009）年度より、各種委員会の審議事項・活動内容を精査し、庶務を担当する事務局の担当部課等の職掌と合致するよう、各種委員会を再編成し連携・協力体制の強化

を図っている。

各学科では、常勤の全教員が出席する学科会議を設置している。学科会議は、「ものづくり大学学科会議運営規則」に基づき開催、審議が行われている。また、学科会議では、各種委員会での審議結果が報告され連携を深めるとともに、全教員の情報共有を図っている。

学部には教授会を置いている。教授会は、「ものづくり大学教授会規程」に基づき開催、審議が行われている。主として、各種委員会や学科会議での審議結果が提案または報告され、各種委員会や学科会議との連携が図られている。また、本学の教授会は、教授だけでなく准教授及び講師を構成員に加え、事務局も全ての部課等の代表が陪席しており、教職員の連携を強化するとともに情報の共有化を図っている。

大学院には研究科委員会を置いている。研究科委員会は、「ものづくり学研究科規則」に基づき開催、審議が行われている。構成員は学部の教授会と同様であり、主として大学院研究科運営委員会の審議結果が提案または報告され、連携強化、情報共有化を図っている。

教学に関する重要事項を審議するため、代議員会を置いている。代議員会は、「ものづくり大学代議員会規程」に基づき開催、審議が行われている。主として、教授会及び研究科委員会での審議結果を確認し、重要案件について審議を行っている。

(資料編【資料 2-2】【資料 2-3】参照)

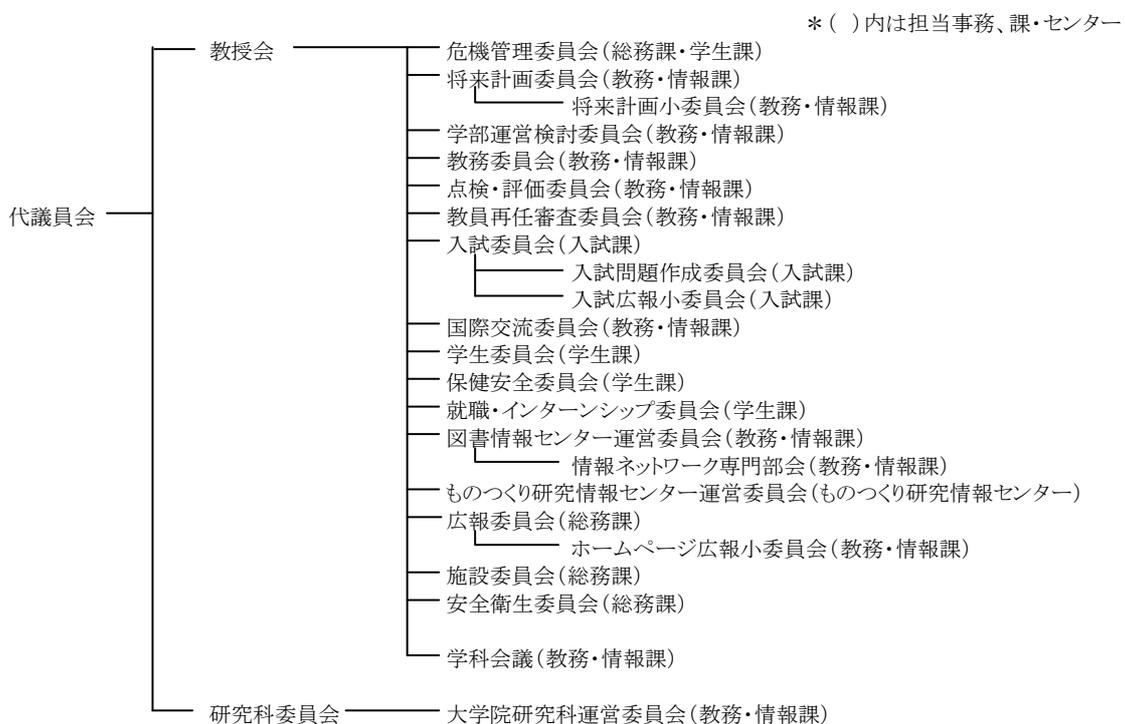


図2-1-② 教育研究に関する会議体組織図

(2) 2-1の自己評価

本学は1学部1研究科の単科大学であり、学則に定められた大学の目的が、そのま

ま教育研究上の目的となっている。この目的を達成するための教育研究組織は、規模・構成の両面において、大学設置基準及び大学院設置基準に基づき設置されている。

教育研究上の目的を達成するため、各種委員会や教授会等が置かれており、各教育研究組織の連携強化と情報共有化を図ることで、相互に適切な関連性を保っている。

また、教育研究組織の構成員あるいは実務担当として事務局が携わることで、協力体制を構築し、教員と事務職員の連携が図られている。

なお、平成 21 (2009) 年度には、教育研究組織の相互関係をより適切なものとするため、委員会の庶務担当である事務局の担当部課等の職掌内容に合わせて、各種委員会の再編成を行い、連携・協力体制の強化を図っており、一定の効果を上げている。

(3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

教育研究組織の規模・構成は、大学設置基準及び大学院設置基準を満たしているが、学部・学科の規模については、入学定員充足率の低迷が続いており、その縮減の是非について早急に結論を出す必要がある。

教育研究組織相互の関連性は良好に築かれている。特に平成 21 (2009) 年度の各種委員会再編成により、連携・協力体制が一層強化されているが、今後も適切な関連性を保つ努力を継続し、必要に応じ、各種委員会等の構成などについて学部運営検討委員会にて検討を行う。

2-2. 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

(1) 事実の説明 (現状)

2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

本学では、大学設置認可を受け平成 13(2001)年に開学した当初より、カリキュラム編成上、教養科目という区分を設けていない。「ものづくり大学学則」第 22 条第 2 項において「教育課程の編成にあたっては、学部の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。」と定めており、具体的には、人間形成を目的とした「Fゼミ (フレッシュマンゼミ)」、「ものづくり・ひとつくり総合講義」を必修科目としているほか、体育・スポーツの要素を含む「コミュニケーション学」・「チームワーキング」や、会話力に重点を置いた習熟度別クラスの「英語基礎」・「英語応用」、そのほか、「一般社会学」「人文科学」「心理学」「大学論」などの授業科目を配当し教養教育を行っている。なお、人間形成を目的としながらも授業テーマは専門分野に関わる事項を扱う場合が多く、教養教育を行う組織としては各学科が主体となっている。

各学科は、担任制を採用しているほか、全ての授業科目ごとに主担当教員を置いており、授業科目の中には主担当教員を中心に開講学年の担任教員全員が担当する科目 (「Fゼミ (フレッシュマンゼミ)」「Lゼミ」など) や、オムニバス形式により専門分野にとらわれず多くの教員が担当する科目 (「ものづくり・ひとつくり総合講義」「製

造系ものづくり概論」など)を設定し、教員と学生の接点を広げ、人間形成を重視した教養教育を行っている。さらに、各学科とも、クォータ制により年間4回の成績判定会議を開催しており、教養教育の定着状況を確認できる体制を整えている。

なお、各学科、教養教育のために配当される主な授業科目は次のとおりである。

表2-2-① 教養教育のために配当される主な授業科目

製造技能工芸学科	建設技能工芸学科
英語基礎A～D	英語Ⅰ～Ⅲ
英語応用A～D	コミュニケーション学Ⅰ～Ⅳ
第2外国語	心理学
国語および演習	ものづくり・ひとつり総合講義A・B
文章表現および演習	大学論
コミュニケーション	Fゼミ
一般社会学	建設数学Ⅰ・Ⅱ
人文科学	建設物理
技術文章	建設化学
地球環境	安全工学Ⅰ・Ⅱ
環境とエコビジネス	救命法・衛生Ⅰ・Ⅱ
経済学	建設倫理
マネジメント論	法工学
特許戦略	環境Ⅰ～Ⅲ
基礎化学および演習Ⅰ・Ⅱ	チームワーキング
基礎数学および演習Ⅰ～Ⅳ	自然・都市Ⅰ・Ⅱ
基礎物理および演習Ⅰ～Ⅳ	エネルギー
フレッシュマンゼミⅠ～Ⅱ	人間工学
	建設経営Ⅰ・Ⅱ
	建設経済Ⅰ・Ⅱ
	日本文化論

2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

本学では担任制を採用しており、学生一人ひとりへの教養教育の定着状況の把握に努めている

各授業科目には主担当教員が置かれ、授業の実施計画や改善計画を行っている。

また、学科の教務委員を中心にワーキンググループを作り、担任や主担当教員の意見や要望を集約し、調整の上、学科会議に諮ることとしており、原則として、各学科が主体となり責任をもって教養教育の運営にあたっている。ただし、両学科に関係する案件や規程等に関わる案件については、学部長を委員長とし両学科長及び両学科から選出された教員で構成する教務委員会に提議され、さらに重要事項については教授会に上申される体制を構築している。

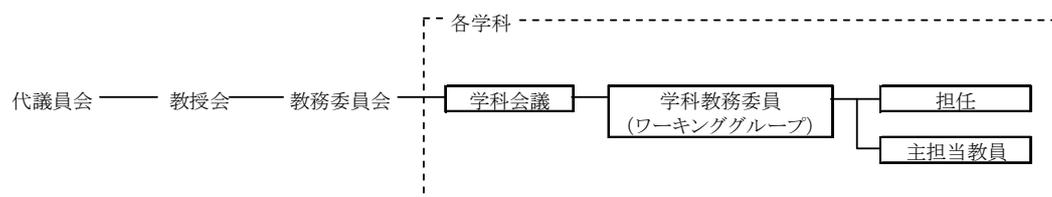


図2-2-② 教養教育の責任体制

(2) 2-2の自己評価

本学は、カリキュラム編成上、教養教育の区分を設けず、人間形成を目的とした教養教育を行う授業科目を1、2年次を中心に配当している。これらの科目は人間形成を目的としながらも専門分野に関わる授業テーマを掲げることが多く、各学科が主体となって実施している。各学科は、担任制を採用し、全ての授業科目に主担当教員を置いている。学科の教務委員を中心としたワーキンググループが担任や主担当教員の意見や要望を整理し、学科会議で審議を行うこととしている。

したがって、原則として各学科の責任のもと、担任・主担当教員・学科教務委員（ワーキンググループ）・学科会議からなる組織、運営体制を構築している。

しかしながら、組織・運営体制は、教養教育に特化したものではなく、改善する必要がある。また、教養教育のために配当する授業科目についても、科目群として取りまとめる等の検討が必要である。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

教養教育は、原則として各学科の責任のもと、担任・主担当教員・学科教務委員（ワーキンググループ）・学科会議からなる組織・運営体制で実施しており、これまで特に問題は起きていないが、この組織・運営体制は教養教育だけを目的としたものではなく、学科内の教務に関わる事項、カリキュラム検討など広範囲にわたっているため、今後は教務委員会が中心となって、教養教育を重点的に扱う組織編成や運営体制について検討するほか、教養教育のために配当する授業科目を取りまとめる科目群等のシステムについても検討する。

2-3. 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

(1) 事実の説明（現状）

2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

教務委員会等の各種委員会を設置しており、それぞれ委員会規程に基づき開催、審議され、委員は、各学科から選出された教員及び職指定の教職員で構成されている。なお、各種委員会は、その審議事項・活動内容と、庶務を担当する事務局の担当部課等の職掌とが合致するよう編成されている。また、各学科に常勤の全教員が出席する学科会議を設置している。（「2-1-②」節参照）

各種委員会及び学科会議における審議結果に基づき、重要案件は教授会（大学院に関する重要案件は研究科委員会）に提案される。

教授会は、教授、准教授、講師で構成され、事務局からは各部課等の代表が陪席しており、教育研究に関わる事項が審議、決議され、学内の意思統一が図られている。

また、「ものづくり大学学則」第7条に基づき、教育研究に関わる重要事項を審議するため代議員会が置かれている。代議員会では、教授会での審議結果を確認し、学則その他教育研究に関する諸規程に関する事項や、教育職員の人事に関する事項等の重

要案件について審議される。

教育研究に関わる事項については、各種委員会及び学科会議を審議機関とし、教授会及び代議員会を議決機関とする、学内意思決定のための組織体制が確立され、整備されている。

(資料編【資料 2-2】～【資料 2-5】参照)

2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

「2-3-①」節で示したとおり、各種委員会及び学科会議にて審議し、教授会及び代議員会にて審議・決議する体制を整え、慎重な審議が行われており、審議の過程や結果において、大学の使命・目的から逸脱することのないよう配慮されている。

また、教授会をはじめとする各会議は、規程に基づき定期的で開催されており、構成員は原則的には各学科から選出された同数の教員と事務局が出席し、教職員の連携強化あるいは情報共有化を図り、大学の使命・目的に適った審議・決議を行う組織として運営されている。

学習者の要求に対応するしくみとしては、新入生アンケート、学生授業アンケート、卒業生アンケートを実施し、その結果は全教職員に報告されている。これにより、入学時、在学中、卒業時における学習者の要求を分析し、把握することに努めている。

また、学生一人ひとりに対応する担任制や、各授業科目に主担当教員を置くことにより、学習者の要求を直接汲み上げているほか、事務局においても定期的に事務局連絡会を開催し、窓口業務をはじめとする学生対応の中から学習者の要求を汲み取り、報告している。こうして学習者の要求を収集した上で、定期的に各種委員会や学科会議で審議し、教授会等に上申する体制を整えており、学習者の要求に十分な対応を行っている。

(2) 2-3の自己評価

教育研究に関わる学内意思決定の組織は、各種委員会及び学科会議にて審議し、教授会及び代議員会にて審議・決議する体制が確立され、整備されている。

教授会をはじめとする各会議は、規程に基づき定期的で開催され、慎重な審議が行われ、組織構成においても教職員の連携強化あるいは情報共有化を図ることで、大学の使命・目的に対応できる組織を整備している。

また、学習者を対象とした各種アンケートにより学習者の要求を分析、あるいは、教職員が直接学習者の要求を汲み取り、定期的に各種委員会や学科会議で審議し、教授会等に上申する体制を整えており、学習者の要求に十分な対応を行っている。

したがって、教育研究に関わる学内意思決定機関の組織は、諸規程に基づき整備、運営されており、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるように機能しており、特に問題はない。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

特に大きな問題はないが、学習者の要求を汲み上げる手段のひとつに挙げられる学

生授業アンケートについては、これまで分析結果への対応が十分とは言えず、平成 21 (2009) 年度より、学部運営検討委員会を中心として、分析方法の改善や分析結果の活用方法について、FD(Faculty Development)の充実とあわせて検討している。

【基準 2 の自己評価】

教育研究の基本的な組織は、規模・構成の両面において大学設置基準に基づき整備されている。また、教育研究上の目的を達成するため、各種委員会や教授会等が置かれており、各教育研究組織の連携強化と情報共有化を図ることで、組織相互の良好な関連性を保っている。

教養教育のための組織としては、各学科が主体となり、人間形成を目的とした教養教育を実施している。運営にあたり、各学科の責任のもと、担任・主担当教員・学科教務委員（ワーキンググループ）・学科会議からなる組織、運営体制を構築している。

教育研究に関わる学内意思決定の組織は、諸規程に基づき適切に整備され、各種委員会及び学科会議にて審議し、教授会及び代議員会にて審議・決議する体制が確立されている。意思決定過程では、慎重な審議が行われ、各組織内及び組織相互の連携強化・情報共有化を図り、大学の使命・目的に対応できる組織体制を構築している。また、各種アンケートを実施するなど、学習者の要求を汲み取る手段を講じ、その要求内容を意思決定過程における審議に取り入れることで、学内意思決定機関が学習者の要求に対応できるよう努めている。

【基準 2 の改善・向上方策（将来計画）】

教育研究組織の規模・構成は、大学設置基準を満たしているが、学部・学科の規模については、入学定員充足率の低迷が続いており、その縮減の是非について早急に結論を出す必要がある。

教育研究組織相互の関連性は良好であり、平成 21 (2009) 年度の各種委員会再編成により、連携・協力体制が一層強化されている。今後も適切な関連性を保つ努力を継続し、必要に応じ、各種委員会等の構成等について学部運営検討委員会にて検討する。

教養教育は、原則として各学科の責任のもと、担任・主担当教員・学科教務委員（ワーキンググループ）・学科会議からなる組織・運営体制により実施しており、これまで特に問題は起きていないが、今後は教務委員会が中心となって、教養教育に係る組織編成や運営体制のさらなる充実について検討するほか、教養教育のために配当する授業科目を取りまとめる科目群等のシステムについても検討する。

教育研究に関わる学内意思決定機関の組織は、諸規程に基づき整備、運営され、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるように機能しており、特に問題はないが、学習者の要求を汲み上げる手段のひとつに挙げられる学生授業アンケートについては、これまで分析結果への対応が十分とは言えず、平成 21 (2009) 年度より、学部運営検討委員会を中心として、分析方法の改善や分析結果の活用方法について、FD(Faculty Development)の充実とあわせて検討している。

基準 3. 教育課程

3-1. 教育目的が教育課程や教育方針等に十分反映されていること。

(1) 事実の説明（現状）

3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、学科又は課程、研究科又は専攻ごとの教育目的が設定され、学則等に定められ、かつ公表されているか。

本学は、6つの基本理念（「1-1-①」節参照）を掲げており、高度な技能と技術の融合した実践的な技能工芸に関する教育及び研究を行い、豊かな社会性と創造性、さらに倫理性を身につけた技能技術者を育成することで、幅広く学生のニーズに対応することとしている。また、「ものづくり基盤技術振興基本法（平成 11 年 3 月 19 日法律第 2 号）第 9 条」に基づいて策定された「ものづくり基盤技術基本計画（平成 12 年 9 月）」（第 3 章 2 節-5）において、「ものづくり大学」設立に対する国の支援が明示されており、国、地方自治体、産業界の要請と支援により開学した大学であり、まさに社会的需要に応えるものとなっている。

したがって、本学における大学の目的は、大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づいたものであり、「ものづくり大学学則」第 1 条及び「ものづくり大学大学院学則」第 1 条に規定されている（「1-2-①」節参照）。本学は 1 学部 2 学科、1 研究科 1 専攻の単科大学であり、「ものづくり大学学則」に定められた大学の目的及び「ものづくり大学大学院学則」に定められた大学院の目的は、同時に学部及び研究科の教育目的でもある。

なお、学則は「規程・規則集」や学生便覧「学生生活ガイド」に掲載し、大学ホームページに掲載されている「大学の概要」で教育目的を踏まえた説明を行っているほか、ホームページ上に公開している「自己点検評価報告書」にも「ものづくり大学学則」を掲載している。

また、各学科の教育目的は、学生便覧「学生生活ガイド」に次のとおり明示している。

1) 製造技能工芸学科の教育目的（「学生生活ガイド」【資料 F - 5】）

「製造技能技術者としての広い視野に立って提案する人材、個別の技術を様々な分野に応用し新しいものを創り出す人材、実際にものをつくる側からの知見をフィードバックする人材、基盤技術、先端技術を支える人材等の育成をめざしています。」

2) 建設技能工芸学科の教育目的（「学生生活ガイド」【資料 F - 5】）

「建設技能技術者として建設現場をとりまとめ、安全かつ的確にものを創り出す知識と判断力を持つ人材、先人の優れた業績を越えながら新しい技能や技術でものをつくり出す創造力豊かな人材、そしてものづくりの組織を起し、広い視野で社会的な活動を行う先見性と経営力を備えた人材の育成をめざしています。」

3-1-② 教育目的達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。

本学における教育目的達成のため、教育課程の編成方針が設定され、「ものづくり大学学則」に明確に定められている。

また、以下に示すとおり、「授業便覧」に掲載されている「カリキュラムの概要」で、カリキュラム編成方針を具体化して示すとともに、各学科の育成すべき人材像を示すことで、学科ごとにカリキュラムの編成方針を明確化している。

「ものづくり大学学則」【資料 F - 3】

第 22 条 教育課程は、本学の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

- 2 教育課程の編成にあたっては、学部の特攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

「授業便覧」(カリキュラムの概要)【資料 F - 5】

本学のカリキュラムは、基本理念に基づき、科学・技術・経済・芸術・環境などをふまえたものづくりを中心に、高度な技能と技術とを融合した実践的な教育および研究を行うために、実験実習等の実技系教育の充実を図りながらも、理論等の講義系教育とのバランスを配慮したものとなっています。

「授業便覧」(製造技能工芸学科カリキュラム概要)【資料 F - 5】

機械、電気・電子、制御・コンピュータ等、製造分野全般にわたる基礎技能・技術力と理論理解力、および創造力・実践力を兼ね備えた人材（製造系テクノロジスト）の育成を目指したカリキュラムを編成しています。

「授業便覧」(建設技能工芸学科カリキュラム概要)【資料 F - 5】

建築、土木、造園、設備、環境等、建設分野全般にわたる実践的な技能と創造的な技術、および幅広い知識と管理能力を併せ持つ人材（建設系テクノロジスト）の育成を目指したカリキュラムを編成しています。

なお、ものづくり大学大学院ものづくり学研究科の教育課程の編成方針については、教育目的の達成のため、以下の 3 点（「3 つの力」）を修得するよう編成されており、「大学院履修要項」に明示されている。

- (1) 真に優れた「もの」と「ものづくり」の在り方の探究力の修得
- (2) ものづくりの高度な技能技術の知識と実践力および普遍的ものづくり意識の修得
- (3) ものづくり実務の企画力とマネジメント力および実践力の修得

3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

本学における教育目的は、教育課程の編成方針を明確に示すことで具現化されてい

る。このカリキュラムを実施するにあたり、教育方法等については教育目的が十分反映されるよう配慮している。具体的には次のとおりである。

1) 実験実習を重視した実践教育

教育目的を達成するため、実験実習を重視した実践教育を実施している。全授業時間数に占める実験実習の割合は、演習を含めるとおよそ6～7割に上る。

2) クォータ制（4学期制）による短期集中型授業

授業の目的を見失うことなく、効率的に成果を得られるよう、1年を4つに分割したクォータ（4学期）制を採用している。

3) 実務経験豊富な教員による少人数教育

専任教員のおよそ半数が企業等での実務経験を有しており、さらに技能技術者など各界から多数の専門家を非常勤講師に招き、実践的な少人数教育を可能にしている。これにより、学生一人ひとりの確実な技能・技術の修得、学習成果の向上を図っている。講義科目は原則的に1クラス60人であるが、実習科目では、実習が可能となる少人数グループに細分化して、一人ひとりがゆとりをもって学習できる体制を整えている。

4) インターンシップ

長期間で複数回のインターンシップを正課に取り入れ、実業界における実際の現場を体験し、より実践的な技能・技術を修得する。

（インターンシップについては、「4-4-②」節参照）

5) 初年次教育と補習授業

1年次に配当されている必修科目「Fゼミ（フレッシュマンゼミ）」では、各学科アプローチの方法は異なるものの、1年次の担任教員全員が担当し、学生が大学の環境に慣れ良好な人間関係を築きながら、ものづくりへの関心を高め、学習意欲の向上を図っていくように努めている。また、数学や物理等の基礎学力が不足している学生に対し「初めての力学」等の補習授業を実施している。

6) 課外活動等の支援

学生の課外活動、プロジェクト活動等について、専任教員や非常勤講師による指導、補助金の助成、施設・設備の開放等の支援を行っている。

（課外活動については、「4-3-③」節参照）

7) 担任制によるきめ細かい指導

各学科とも担任制を採用し、およそ20～30人の学生に対し一人の担任教員を配置しており、学生一人ひとりにきめ細かい指導を行っている。担任教員は、担当する学生一人ひとりの成績を把握し、履修指導はもちろん、学習面だけで

なく精神面の相談、進路の相談など幅広くきめ細かい個別相談を行い、学習意欲の向上に努めている。

なお、ものづくり学研究科においては、教育課程の編成方針に基づき、以下の科目を設置することにより、教育目的を反映した教育方法等の推進を図っている。

- 1) 複数教員のオムニバスによるゼミ形式の横断的な科目
- 2) 高度技能・先端技術の実技実習を併設した科目
- 3) 単一教員によるテーマ設定プロジェクト型科目
- 4) 研究指導科目

(2) 3-1の自己評価

大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、大学の目的を「ものづくり大学学則」及び「ものづくり大学大学院学則」に定め、公表している。本学は1学部1研究科の単科大学であり、「ものづくり大学学則」に定められた大学の目的及び「ものづくり大学大学院学則」に定められた大学院の目的は、同時に学部及び研究科の教育目的でもある。また、学科の教育目的は、学生便覧「学生生活ガイド」に明示している。

教育目的達成のため、教育課程の編成方針が設定され、「ものづくり大学学則」に定められている。また、学部及び各学科のカリキュラム編成方針は、「学生便覧」に明示され、ものづくり学研究科の教育課程の編成方針は、「大学院履修要項」に明示されている。

教育方法等については、「3-1-③」節に示したとおり「履修指導」、「担任制度」、「実験実習を重視した実践教育」、「実務経験豊富な教員による少人数教育」、「初年次教育と補習授業」、「インターンシップ」等、技能技術者の育成に有効な教育方法を推進しており、教育目的を十分に反映している。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

大学の目的を学則に定めることで教育目的を明確にしており、特に問題はないが、学生のニーズや社会的需要は経年変化するものであることから、新入生アンケート、学生授業アンケート、卒業生アンケートを継続的に実施するなど、学生のニーズを汲み上げる努力を継続するとともに、社会状況を踏まえ、将来計画委員会や教務委員会を中心に教育改善方策を検討する。

教育課程の編成方針は学則に定められており、特に問題はない。

教育方法等は教育目的を反映しており特に問題はないが、学部運営検討委員会を中心に教務委員会や学科会議で、現状を分析し、教育目的達成のためより効果的な教育方法を検討する。

3-2. 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

(1) 事実の説明（現状）

3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。

本学の教育課程は、学則に定められた教育課程の編成方針に基づき、体系的に編成されている。豊かな人間性を涵養するよう配慮しながら、低学年において大学生としての幅広い教養と、ものづくりに関する基礎力を育成し、年次の進行とともに、高度なものづくりの技能・技術および専門性の高い技能・技術を修得する科目に重点を移行していくこととしており、大学設置基準に定められている教育課程の編成方針を満たすものである。

専門性の高い技能・技術については、3年次から履修モデルコースを示し、具体的な将来像をイメージしながら専門分野の技能・技術を修得し、企画力・開発力・実践力を育成する。

4年次においては、指導教員によるゼミ形式の個別指導とともに、「卒業研究および制作」を必修科目として実施し、4年間の学習成果を確認するとともに、学生の構想力、問題解決力、総括力などを育成する。

また、編成内容の検討及び改善は、学科の教務委員（ワーキンググループ）が学科会議及び教務委員会に提案する体制を整えており、製造技能工芸学科では、平成21(2009)年度より履修モデルコースを、それまでの6コース（8系）から4コースに再編成し、建設技能工芸学科では、履修モデルコースのコース名を分かり易い名称に改めるなど、改善を図っている。

なお、3年次から各学科に用意されている4つの履修モデルコースは、「大学・大学院案内」に次のとおり明示され、「授業便覧」には各コースの詳細が明示されている。

「大学・大学院案内」（製造技能工芸学科 履修モデルコース）【資料 F - 2】

- ・ 先進加工技術コース
世界をリードする、高機能・高精度・超精密な「もの」を創成するための先進的な加工技術を身に付けます。
切削、研削、ビーム加工、微細加工、CAD/CAM、エッチング、射出成形、セラミック成形などの先進加工技術や金型、半導体、光学部品などを製作するための高度な「もの」創造技術を学びます。
- ・ 機械デザインコース
新しい機能を持った「もの」を生み出すための設計と人の心をとらえるデザインができるようになります。
設計工学、材料評価、機械力学、製品設計、3次元CAD、CAE、機械製作、鍛造、鍛金、鋳造、アニメーション、工芸技術など、機械設計に必要な実践的な知識や人に優しい工業デザインを学びます。
- ・ 電気電子・ロボットコース
未来社会を支えるロボットや電気エネルギーおよび制御に関する技術開発力を身に付けます。
電気電子回路設計、機構設計、コンピュータ技術、センサ技術、光技術、

自動制御技術などを基礎として、組込みシステムや自動機器、ロボットなどの高機能システムを創造する開発技術を学びます。

- ・ 情報・マネジメントコース

新時代の「ものづくり」を支える各種のマネジメント技法と生産技術、これらを支援する IT（情報技術）開発力を身に付けます。

マーケティングや経営、生産管理、品質管理、メンテナンス、自動化技術などのものづくり企業経営の基本と、CAD 設計技術や CAE（コンピュータ解析）、データベース、ソフトウェア工学などのコンピュータ援用技術を学びます。

「大学・大学院案内」（建設技能工芸学科 履修モデルコース）【資料 F - 2】

- ・ 木造建築コース

わが国の大学建築教育の中でも最も実践的な木造建築技術を学びます。木材加工、接合緊結をはじめ、木質材料性能や合理化工法などを幅広く習得します。

- ・ 都市・建築コース

本格的な構造物を実習で造り、基礎から最先端までの技術を学びます。仮設、鋼構造、鉄筋コンクリート造をはじめ、構造性能や診断保存などを幅広く習得します。

- ・ 仕上・インテリアコース

建物を風雨から守るための外装仕上や、内装仕上の技術を学びます。湿質系造作、塗装仕上をはじめ、造園や内装装備などを幅広く習得します。

- ・ 建築デザインコース

自分でつくることを前提にした、実践的な建築設計技術を学びます。木造設計をはじめ、構造物設計や仕上設計などを幅広く習得します。

ものづくり学研究科においては、教育課程の編成方針で掲げた「3 つの力」（「3-1-②」節参照）の育成のための授業科目を、以下に示す科目群それぞれにバランスよく配置し、並行して履修することとしている。

- ・ ものづくり学総合科目群
- ・ ものづくり学技能技術科目群
- ・ ものづくりプロジェクト科目群

3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。

「3-2-①」節で示したとおり、本学の教育課程は、学則に定められた教育課程の編成方針に基づき体系的に編成されており、教育目的を達成するため必要な授業科目を開設している。

低学年においては、豊かな人間性を涵養するよう配慮しながら、基本的な素養としてのコミュニケーションや文章表現などとともに、社会に対する理解を深めるための

社会科学系科目、人間に対する理解を深めるための人文科学系科目、物事を形式的に表現し理解するための自然科学系科目および国際理解のための基礎となる英語の科目が用意されている。また、ものづくりの基礎力を修得するための科目としては、各学科において多様な技能・技術分野に共通して必要とされる技能・技術科目が用意されている。

3年次から用意される履修モデルコースには、高度な技能・技術および専門性の高い技能・技術を修得するための授業科目を配当し、各コースに配当された授業科目を履修することで、各分野における技能技術者として十分な素養を修得することができる。なお、本学の実技系科目は、実際にもものに触れ実験・実習をとおして理解を深めることを目的とし、実験・実習と講義を併用した形態の授業科目を多く開設している。これは、大学設置基準（第25条）に定められている授業の方法に適っている。

各授業科目の授業目的及び授業内容は、すべてシラバスに明示されており、教育目的を達成するために必要な内容を実践し、シラバスに沿って計画的な授業展開を行っている。なお、シラバスは「授業便覧」に掲載し、学生及び教職員に配布している。

大学院ものづくり学研究科についても、教育課程の編成方針に即して授業科目を開設しており、「ものづくり学総合科目群」に、ものづくりの普遍性をデザイン、人間との協調、社会や環境等の様々な側面から探究する科目と、これを実践するためのシステム、マネジメント、社会基盤等の在り方を探究する科目を配当している。「ものづくり学技能技術科目群」には高度な技能・技術の他、最先端の技術を修得する科目を配当している。また、「ものづくりプロジェクト科目群」にはプロジェクトリーダーとしての素養を段階を追って教育する科目、および特定の課題について自主的に深く探求し、課題を解決する能力を育成する科目を配当している。

なお、ものづくり学研究科についても、各授業科目の授業目的及び授業内容は、すべてシラバスに明示されており、「大学院履修要項」に掲載されている。

（データ編【表3-1】、資料編【資料3-3】参照）

3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。

年間学事予定、授業期間については、学生便覧「学生生活ガイド」に年間スケジュール（授業と行事日程表）が明示され、学生及び教職員に配布されているほか、年度の初めに開催される学科ガイダンスにおいて、年間スケジュール及び時間割表が配布され、説明が行われている。また、大学ホームページに「キャンパススケジュール（行事予定表）」を掲載し、公表している。なお、大学院ものづくり学研究科については、「大学院履修要項」においても授業期間を明示している。（資料編【資料F-5】【資料3-2】【資料3-4】参照）

履修登録期間については、事前に掲示し、ガイダンス等で説明を行うなど、学生への周知徹底を図っている。

また、授業期間は、「ものづくり大学学則」第10条に基づき、教務委員会にて十分検討が行われ、教授会での審議を経て決定されており、時間割表については、学科の教務委員（ワーキンググループ）が中心となって調整の上、学科会議にて審議、決定している。授業期間や時間割表は、学生の履修計画を妨げないように配慮し、原則とし

て年度途中での変更はしない。止むを得ない事情がある場合には、事前に掲示及び大学ホームページにて学生への周知徹底を図っている。

なお、クォータ制を採用して、各クォータ 8 週の通常授業と、それに加えてガイダンス、試験、補講、夏期講座などを含め、年間 35 週以上の授業期間を確保しており、大学設置基準を満たし適切に運営されている。

3-2-④ 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。

単位の認定については、「単位の授与」、「成績の評価」、「他の大学又は短期大学における授業科目の履修」、「大学以外の教育施設等における学修」、「入学前の既修得単位の認定」、「卒業に必要な単位数」を「ものづくり大学学則」に定めており、「試験」、「成績評価」を「ものづくり大学履修規程」に定めている（資料編【資料 F - 3】参照）。なお、学則に定められた「単位の授与」等は、大学設置基準を満たしている。

編入学者の単位認定については、「ものづくり大学編入学規程」に基づき、単位の認定を行っているが、認定単位数の上限については規定されていないため、学則に定める「入学前の既修得単位の認定」に準じて行われている。

また、単位の認定に関しては、学生及び教職員に配布している「授業便覧」に次のとおり明示され、厳正に適用されている。

「授業便覧」（成績評価および単位の認定）【資料 F - 5】

履修登録をした授業に、原則 3 分の 2 以上出席し、かつ、試験で合格点以上の評点をとった場合に単位を取得することができます。前述のとおり、試験方法は授業科目により異なります。

なお、授業への出席は、成績評価の前提条件であり、授業に全て出席したからといって、合格点以上の評点に満たなければ単位を取得することはできません。

進級要件については特に定めていないため、単位の取得状況に関わらず進級するが、「インターンシップ」や「卒業および制作」等の授業科目には履修条件を設定しており、単位の取得状況が履修条件に満たない場合には、再履修科目や下級年次開講科目など他の授業科目を履修することになる。

卒業要件については、「卒業」及び「学士」が「ものづくり大学学則」に定められており、大学設置基準を満たした要件となっている（資料編【資料 F - 3】参照）。また、卒業要件に関し、学生及び教職員に配布している「授業便覧」に次のとおり明示している。

「授業便覧」（卒業要件）【資料 F - 5】

卒業のためには、編入学生等を除き、通常 4 年以上在学して 4 年間の教育課程（修業年限）を修了し、かつ、必要な単位を取得しなければなりません。

卒業が認められると、学士（技能工芸学）の学位が授与されます。

表3-2-④(その1)

「授業便覧」卒業要件単位(製造)【資料F-5】

	履修区分	必要単位数
ものづくり系科目	必修	8単位
	選択	任意
コース専門科目	選択必修	10単位以上
卒業研究および制作	必修	9単位
その他	選択	任意
合計		130単位以上

(データ編【表3-4】参照)

表3-2-④(その2)

「授業便覧」卒業要件単位(建設)【資料F-5】

	履修区分	必要単位数
専門講義系科目	必修	12単位
	選択	任意
専門実技系科目	必修	3単位
	選択必修	8単位
	選択	任意
卒業研究および制作	必修	6単位
合計		130単位以上

以上の卒業要件に基づき、各学科にて、卒業研究発表会の後、卒業判定会議が開催される。各学科の卒業判定結果は、教務委員会での審議を経て、教授会に提案され慎重審議の上、卒業を認定しており、卒業要件は厳正に適用されている。

なお、大学院ものづくり学研究科についても、単位の認定及び修了要件について「ものづくり大学大学院学則」及び「ものづくり大学学位規則」に定められ、学生及び教職員に配布している「大学院履修要項」に次のとおり明示している。

「大学院履修要項」(修了要件)【資料F-5】

修士課程に2年以上在学し、授業科目について選択必修科目8単位以上を含む30単位以上を修得し、かつ、修士学位プロジェクトの審査及び最終試験に合格すること。

以上の修了要件に基づき、大学院研究科運営委員会にて修了判定が行われ、その結果は研究科委員会に提案される。研究科委員会での慎重審議を経て修了を認定しており、修了要件は厳正に適用されている。

3-2-⑤ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。

履修登録単位数の上限設定、いわゆるキャップ制を導入しており、学生及び教職員に配布している「授業便覧」に明示している。本学はクォータ制を採用しており、各クォータの履修登録単位数の上限は16単位である。履修登録単位数の上限を設定するとともに、3・4年次にも必修科目を配当するなど、4年間の有効な履修計画を促すように配慮している。また、単位数の算定基準は、補講等を除く通常の授業時間数で、講義・演習については1単位15時間、実験・実習については1単位30時間を必要とし、「ものづくり大学学則」に定められている。キャップ制の導入及び単位数の算定基準は、大学設置基準を満たすものである。

成績評価基準は、「ものづくり大学学則」に定められ、学生及び教職員に配布している「授業便覧」に次のとおり明示されている。

表3-2-⑤(その1) 「授業便覧」成績評価の区分【資料F-5】

評価	評点	内容	区分
A	100～80点	優(優れた成績)	合格
B	79～70点	良(合格は妥当と認められる成績)	
C	69～60点	可(合格と認められる最低限度の成績)	
合格	※1	実験・実習科目等の単位が認定されたもの	
N	※2	他大学や他機関等で修得した成績を認定したもの	
E	59点以下	不合格(合格に値しない成績)	不合格

※1: 授業態度、課題への取り組み、提出物、レポート、テストなど、成績評価の方法は授業科目により異なります。

なお、レポート等の提出物は、提出すればよい訳ではなく、期限内に提出されたものに限り成績評価の対象とし、その内容を評価するものです。

※2: 所定の手続きが必要です。詳細は、教務係窓口にお問い合わせください。

各授業科目の成績評価方法については、すべてシラバスに明示しているほか、各授業の初回に担当教員から説明を行い、学生への周知徹底を図っている。

GPA(Grade Point Average)制度は導入していないが、成績評価結果を得点化し評価値を算出することで席次を確定しており、厳正な成績評価に努めている。また、成績質問期間を設けており、学生が成績評価結果に質疑のある場合には所定の用紙で質問申請をすることができ、厳正な成績評価とともに、成績結果に対する学生の理解を深める工夫がなされている。

表3-2-⑤(その2)
「授業便覧」成績の席次【資料F-5】

成績評価	得点化	
合格	A	3
	B	2
	C	1
	合格	2
	N	2
不合格	E	0

※席次の計算式

(取得科目の得点×単位数)÷取得単位数=評価値

また、放送大学と単位互換協定を締結しており、本学の学生が放送大学で取得した単位は、10単位を限度として、本学で取得した単位と同等のものとして認定され、卒業に必要な単位数に含めることができる。そのほか、泰日工業大学(タイ国)をはじめ、海外の3大学と協定を結んでおり、その都度双方で協議することにより単位互換が可能になっている。

なお、「ものづくり大学学則」に基づき、他大学等での取得単位や既修得単位の認定も行っており、単位認定の状況は、データ編【表3-5】のとおりである。

3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。

教育内容・方法に関する特色ある工夫として、安全教育、技能・技術を修得する実践教育、実践教育を可能にする教員組織の3点が挙げられる。

1) 安全教育

学生の安全は、大学生活や大学教育で第一に優先すべき課題であり、特に実験・実習を重視した実践的教育を展開する本学にとっては、特に重要である。

入学時に学生全員に安全手帳を配布している。安全手帳には、防火・防災・救急対策、安全衛生に関する一般心得、設備・機器の使用マニュアルと危険防止等が網羅されており、実験・実習時の携行を促している。

特色ある安全教育として、製造技能工芸学科では、「安全管理」という授業科目を開講しており、この授業を履修し最終試験に合格した学生には、安全管理者選任時研修の修了証が交付される。また、建設技能工芸学科では、全ての実習において、授業開始時に KY（危険予知）活動が実施され、実習のポイントや危険性が説明され安全確認が行われている。

2) 技能・技術を修得する実践教育

学生一人ひとりが確実に技能・技術を修得することを目的として、特色ある実践教育を行っている。実習では、1 グループ 15～20 人の少人数制で授業を実施しており、学生全員がものに触れ、機器・設備を利用し、十分な学習成果が得られるよう配慮している。

特色ある授業として、製造技能工芸学科で開講している「F ゼミ（フレッシュマンゼミ）」では、1 クラス 15～20 人の学生に対し、クラス担任として 1 人の専任教員が指導にあたり、チームワークによるものづくりをとおして、企画立案・製作・評価のプロセスを体験し、工学的な思考方法を養っている。

建設技能工芸学科では、実習で実際に、東屋、戸建住宅、校舎を結ぶ連絡橋、江戸時代の寺院復元などを行っており、実物大の建築物を教材としていることに大きな特色がある。

また、両学科とも長期インターンシップを実施しており、実業界の実際の現場を体験し、より実践的な技能・技術を修得できるよう工夫している。

3) 実践教育を可能にする教員組織

専任教員のおよそ半数が企業等での実務経験を有しており、さらに技能技術者など各界から多数の専門家を非常勤講師に招き、実技を重視した実践教育を可能にしている。専任教員の中には、技能五輪世界大会金メダリストも在籍しており、理論や知識だけでなく、技能・技術力の高い教員が学生の指導にあたっている。非常勤講師については、棟梁、現代の名工、一級技能士等、現場の第一線で活躍する技能技術者を採用しており、直接指導を受ける学生にとっては、技能技術の修得に大きな効果がある。こうした実践教育の成果は、正課の実験実習だけでなく、技能検定や技能五輪等をはじめとする課外活動での学生の活躍にも表れている。

3-2-⑦ 学士課程・大学院課程・専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授

業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

(該当ありません)

(2) 3-2の自己評価

本学の教育課程は、学則に定められた教育課程の編成方針に基づき、体系的に編成され、大学設置基準に定められている教育課程の編成方針を満たすものである。

授業科目、授業内容は、教育課程の編成方針に即したものであり、すべてシラバスに明示され計画的な授業展開を行っている。なお、シラバスは、「授業便覧」に掲載され、学生及び教職員に配布されている。

年間学事予定、授業期間は、学生便覧「学生生活ガイド」及び大学ホームページに掲載され、運営されている。また、授業期間については、「ものづくり大学学則」第10条に基づき、教務委員会にて十分審議が行われ、教授会での審議を経て決定されており、年間35週以上の授業期間を確保し、大学設置基準を満たしている。

単位の認定については、「ものづくり大学学則」に定められており、大学設置基準を満たすものであり、学生及び教職員に配布している「授業便覧」に明示され、厳正に適用されている。なお、編入学者の単位認定については、「ものづくり大学編入学規程」に基づき行われているが、認定単位数の上限については規定されていないため、学則に定める「入学前の既修得単位の認定」に準じて行われている。

進級要件については特に定めていないが、授業科目により履修条件を設定するなどの工夫がなされている。

卒業要件については、「ものづくり大学学則」に定められており、大学設置基準を満たしており、「授業便覧」に明示し、厳正に適用されている。

履修登録単位数の上限設定、いわゆるキャップ制を導入しており、「授業便覧」に明示している。履修登録単位数の上限を設定するとともに、3・4年次にも必修科目を配当するなど、4年間の有効な履修計画を促すように配慮している。また、単位数の算定基準は、「ものづくり大学学則」に定められており、大学設置基準を満たしている。

成績評価基準は、「ものづくり大学学則」に定められ、「授業便覧」に明示しており、各授業科目の成績評価方法については、すべてシラバスに明示している。なお、GPA(Grade Point Average)制度は導入していないが、成績評価結果を得点化し評価値を算出することで席次を確定しており、厳正な成績評価に努めている。また、成績質問期間を設けており、厳正な成績評価とともに、成績結果に対する学生の理解を深める工夫がなされている。

また、放送大学と単位互換協定を締結しているほか、泰日工業大学(タイ国)をはじめ、海外の3大学と協定を結んでいる。なお、「ものづくり大学学則」に基づき、他大学等での取得単位や既修得単位の認定が行われている。

教育内容・方法に関する特色ある工夫として、安全教育、技能・技術を修得する実践教育、実践教育を可能にする教員組織の3点が挙げられる。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

大学設置基準を満たした十分な対応がなされており、現在のところ特に問題はないが、教育課程の体系的な編成、授業科目の内容、教育内容・方法の工夫等は、教育目的の達成度をさらに高める努力を継続していくことが重要である。今後も、将来計画委員会、教務委員会、学科会議等が中心になって改善のための検討を行う。

シラバスについては、平成 21(2009)年度中に、大学ホームページの教務情報システムを利用した Web シラバスの閲覧を可能にし、学生への周知徹底を図る予定である。

編入学者の入学前の既修得単位の認定については、「ものづくり大学編入学規程」に基づき行われているが、認定できる単位数の上限等が規定されていないため、教務委員会で規程の見直しをする。

3-3. 教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われていること。

(1) 事実の説明（現状）

3-3-① 学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われているか。

学生の学習状況については、各クォータ末に行っている授業アンケートにより、学習の効果を把握するものとしている。

資格取得については、在学中に本学として取得を勧めている資格については、担当部門（主として各学科）で把握している（「4-4-②」節参照）。また、建設技能工学学科では、測量士補の資格登録について該当者に解説し、建築士の試験については、予備校などとタイアップしたガイダンス等を将来の受験に備え開催している。

就職状況の調査は、在学時より研究室ごとに内定状況の把握を行い、全体の集計統計整理を行うと同時に卒業後も情報が得られる度に随時更新するものとしている。

学生の意識調査は、入学時の新入生アンケート、授業アンケート、インターンシップ履修時の調査、就職のための意識調査、卒業生アンケートなどを実施しているが、これらを統一的に整理分析したり、一人の学生を一本化して追跡調査するような仕組みとはなっていない。

企業アンケートは、インターンシップ先を対象に継続して行っている。また、「ものづくり教育・研究推進連絡協議会」「ものづくり大学埼玉県地域連絡協議会」などの本学と企業との連携組織において、本学への企業からの意見を受ける場としている。特に、平成 20(2008)年度からは、大学全体および卒業生の状況について、具体的な意見を求め、その結果を学内にて情報共有化するなど、FDにつなげていくものとして実施している。

(2) 3-3の自己評価

各種アンケート調査や企業の意見を汲み上げるしくみがあり、ある程度実行しているが、それらを総合した教育目的の達成状況を点検・評価する段階までは至っていない。

いのが現状である。

企業との意見交換などの中では、本学の卒業生について、大学の目的と照らし合わせ、あるいは企業での人物像として一定の評価を受けている。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

第一段階として、現在行っている各種の調査について、突合せをするなどの方策により、総合的な教育目的の達成状況の点検・評価に向けた集約を試みる必要がある。

また、今後の課題として、これらの調査の相互比較や、学生の継続的な情報把握ができるような調査項目の設定などを行い、教育目的の達成度の評価につなげる必要がある。

〔基準3の自己評価〕

建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、大学の目的を「ものづくり大学学則」及び「ものづくり大学大学院学則」に定め、公表している。本学は1学部1研究科の単科大学であり、「ものづくり大学学則」に定められた大学の目的及び「ものづくり大学大学院学則」に定められた大学院の目的は、同時に学部及び研究科の教育目的でもある。また、学科の教育目的は、学生便覧「学生生活ガイド」に明示している。

教育目的達成のため、教育課程の編成方針は学則に規定され、明示されている。

教育方法等については、技能技術者の育成に有効な教育方法を推進しており、教育目的を十分に反映している。

本学の教育課程は、学則に定められた教育課程の編成方針に基づき、体系的に編成され、大学設置基準に定められている教育課程の編成方針を満たすものである。

授業科目、授業内容は、教育課程の編成方針に即したものであり、すべてシラバスに明示され、「授業便覧」に掲載されている。

年間学事予定、授業期間は、学生便覧「学生生活ガイド」及び大学ホームページに掲載され、運営されている。また、授業期間は、「ものづくり大学学則」第10条に基づき、教務委員会にて十分審議が行われ、教授会での審議を経て決定されており、年間35週以上の授業期間を確保し、大学設置基準を満たし、運営されている。

単位の認定については、「ものづくり大学学則」に定められており、大学設置基準を満たすものであり、「授業便覧」に明示され厳正に適用されている。なお、編入学者の単位認定については、「ものづくり大学編入学規程」に基づき行われているが、認定単位数の上限については規定されていないため、学則に定める「入学前の既修得単位の認定」に準じて行われている。

進級要件については特に定めていないが、授業科目により履修条件を設定するなどの工夫がなされている。

卒業要件については、「ものづくり大学学則」に定められており、大学設置基準を満たすものであり、「授業便覧」に明示し厳正に適用されている。

履修登録単位数の上限設定、いわゆるキャップ制を導入しており、「授業便覧」に明示しているほか、3・4年次にも必修科目を配当するなど、4年間の有効な履修計画を

促すように配慮している。また、単位数の算定基準は、「ものづくり大学学則」に定められており、大学設置基準を満たしている。

成績評価基準は、「ものづくり大学学則」に定められ、「授業便覧」に明示しており、各授業科目の成績評価方法については、すべてシラバスに明示している。なお、GPA(Grade Point Average)制度は導入していないが、成績評価結果を得点化し評価値を算出することで厳正な成績評価に努めている。

また、放送大学と単位互換協定を締結しているほか、泰日工業大学（タイ国）をはじめ、海外の3大学と協定を結んでいる。なお、「ものづくり大学学則」に基づき、他大学等での取得単位や既修得単位の認定が行われている。

教育内容・方法に関する特色ある工夫として、安全教育、技能・技術を修得する実践教育、実践教育を可能にする教員組織の3点が挙げられる。

教育目的の達成状況を点検・評価するための努力については、各種アンケート調査や企業の意見を汲み上げるしくみがあるが、その結果の分析や活用が十分であるとは言えない。

【基準3の改善・向上方策（将来計画）】

教育目的は設定、公表されており、特に問題はないが、学生のニーズや社会的需要は経年変化するものであることから、新入生アンケート、学生授業アンケート、卒業生アンケートを継続的に実施するなど、学生のニーズを汲み上げる努力を続けるとともに、社会状況を踏まえ、将来計画委員会や教務委員会を中心に教育改善方策を検討していく。

教育課程の編成方針は、学則に規定されており特に問題はない。

教育課程の体系的な編成、授業科目の内容、教育内容・方法の工夫等は、大学設置基準を満たした適切な対応がなされており、現在のところ特に問題はないが、教育目的の達成度をさらに高める努力を継続していくことが重要である。今後も、将来計画委員会、教務委員会、学科会議等が中心になって改善のための検討を行う。

シラバスについては、平成21(2009)年度中に、大学ホームページの教務情報システムを利用したWebシラバスの閲覧を可能にし、学生への周知徹底を図る予定である。

編入学者の入学前の既修得単位の認定については、「ものづくり大学編入学規程」に基づき行われているが、認定できる単位数の上限等が規定されていないため、教務委員会にて規程の見直しを検討する。

また、各種アンケート調査や企業の意見を汲み上げるしくみについて、さらに内容を充実させるため、教務委員会、学生委員会、就職・インターンシップ委員会等で検討する。

基準 4. 学生

4-1. アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

(1) 事実の説明（現状）

4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

大学の基本理念に基づき、ものづくりに熱意と能力・適性を持つ優れた学生を全国から集めることを入学者選抜の基本方針として、学生募集に努めている。

この基本方針に基づき、「A0 入学試験ガイド」にアドミッションポリシーを明示しているほか、「大学・大学院案内」や大学ホームページにおいてアドミッションポリシーを踏まえた説明を行っている。さらに、高校訪問、オープンキャンパス、進学相談会等において、本学が求める学生像について説明を行っている。

なお、平成 12(2000)年に認可を受けた「ものづくり大学設置認可申請書」における「入学者選抜方法について」の中で、本学が求める学生像について「ものづくりに素養のある者及び意欲の高い者」・「創造性、協調性等をもつ人間性豊かな学生」と記載している。

「A0 入学試験ガイド」（アドミッションポリシー）【資料 4-1】

高校の成績の枠にとらわれることなく、独創力、発想力、洞察力をもった個性豊かで、機械、電気・電子、制御・情報（製造技能工芸学科）や建築、土木、環境（建設技能工芸学科）の分野でその力を発揮したいと願う人です。

「大学・大学院案内」（一部抜粋）【資料 F-2】

- ・本学は、新しい 21 世紀の理想に燃えて創った大学です。この理想に共感し、意欲にあふれた学生諸君が全国から入学してくれることを待ち望んでいます。
- ・「ものづくり」の楽しさと完成時の感動を求める若者が来ることを願っています。
- ・ものづくり大学は、日本のものづくりを発展させる若い皆さんをお待ちしています。

4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜等が適切に運用されているか。

アドミッションポリシーに基づき、本学の求める資質を持った学生を見出すため、多様な入試形態を実施しており、入学試験に関する情報は、「大学・大学院案内」、「入学試験ガイド」、「学生募集要項」や大学ホームページに明示している。

また、学部長を委員長とする入試委員会が置かれ、「ものづくり大学入試委員会規程」に基づき開催され、入学者選抜制度に関すること、入学者の選抜に関すること、学生の募集方法に関することについて審議が行われている。入試委員会には 2 つの専門委員会が置かれており、入試広報小委員会は、「ものづくり大学入試広報小委員会規程」に基づき開催され、入試に関わる広報に必要な事項を審議し、入学試験問題作成専門

委員会は、「ものづくり大学入学試験問題作成専門委員会規程」に基づき開催され、入学試験問題の作成、管理及び採点等について審議している。なお、入学試験問題作成委員名は非公開とし、厳格に試験問題の作成・管理を行っている。

また、入学試験の実施にあたっては、試験実施本部を設置し、適性かつ公正な入学試験の実施に努めており、入学試験における面接では、原則として2人の面接官を配置し公正性の保持に努めている。入学者の選抜については、入試区分ごとに、入試委員会にて慎重審議し合否判定案を作成し、教授会の議を経て決定している。

なお、各入学試験の概要は次のとおりである。

1) A0 入学試験

丁寧な相談と面談を通じて、ものづくりへの思いや熱意を評価し、選考するもので、ものづくりコースと自己推薦コースがある。前者は自作の作品を提示するなどして、ものづくりの熱意、適性・能力を丁寧な相談を通して評価するものである。後者は、ものづくりの経験は必ずしも豊富でなくとも、高校時代に自ら熱心に取り組んだクラブ活動、ボランティア活動などの経験によって培われたものづくりにつながる熱意、適性・能力を評価するものである。

なお、面談を主とするが遠距離の受験生を配慮して、インターネット利用により相談を行うことも可能である。

8月から始まり3月まで、最終面談期間を8回設定している。

2) 推薦入学試験（指定校制）

ものづくりに関心があり、本学への入学を強く希望する者を、高等学校長からの推薦に基づき、書類審査、面接により総合的に選考するもので、次の3点の評価基準を設けている。

- ・ 全教科の評点平均値
- ・ 3教科（数学・理科・英語）の評点平均値
- ・ 専門教科の評点平均値

さらに、地元埼玉県に所在する工業高校、本学に入学実績をもつ高校、本学の教育理念と関連の深い理念をもつ高校を対象にした特別指定校推薦がある。これは当該高校長の推薦を最大限に尊重して行うものであり、入学金を半額免除している。

11月に試験実施。

3) 推薦入学試験（公募制）

ものづくりに関心があり、本学への入学を希望する者を、高等学校長からの推薦に基づき、書類審査、面接により総合的に選考するもので、指定校制とは異なり併願を認めている。全教科の評点平均値が3.0以上の者を対象としている。

A日程は11月、B日程は12月に試験実施。

4) 一般入学試験

一般入学試験は、本学の求める資質を持った学生を見出すため、次の3種類の方法で実施している。

(学力試験)

「数学Ⅰ・数学A」、「英語Ⅰ」、「国語(近代以降の文章)」の内容を総合した筆記試験である。

A日程は2月初旬、B日程は2月下旬に試験実施。

(ものづくり総合試験)

提示された立体図形から平面図を作成し、それを組立て立体にするなど、ものづくりの制作過程やその結果により選考を行う。

2月下旬に試験実施。

(プレゼンテーション・総合試験)

プレゼンテーション又は事前に課題を提示した小論文により、ものづくりに必要な能力を審査する。

3月に試験実施。

5) 入試センター利用試験

大学入試センター試験の成績により選考を行う。

数学は、「数学Ⅰ・数学A」(必修)に加えて、「数学Ⅱ・数学B」又は「工業数理基礎」の選択である。外国語は、「英語(筆記のみ)」又は「英語(リスニングを含む)」である。理科は、「物理Ⅰ」又は「化学Ⅰ」のいずれかである。この3教科のうちから2教科を選択、又は3教科受験した場合は、高得点の2教科で判定する。

出願期間は3回設定している。

6) 特待生入学試験

特待生入学試験は、学業が特に優秀である者又はものづくりに関して特に優秀な能力を持つ者を選考し、合格者は年間授業料が免除される。

次の3種類の方法で実施している。

(ものづくり特待生)

ものづくりにかかわる団体主催の大会で優秀な成績を得た者又はものづくりにかかわる課外活動で優秀な成績を得た者を、高等学校長の推薦に基づき、書類審査、面接により総合的に選考する。

12月に試験実施。

(入試センター利用)

大学入試センター試験の成績により選考を行う。

数学は、「数学Ⅰ・数学A」(必修)に加えて、「数学Ⅱ・数学B」又は「工業数理基礎」の選択である。外国語は、「英語(筆記のみ)」又は「英語(リスニングを含む)」である。理科は、「物理Ⅰ」又は「化学Ⅰ」のいずれかである。この3教科の得点と調査書の学業成績との総合評価により判定する。

1月に出願、2月に選考を実施。

(学力試験)

「数学Ⅰ・数学A」、「英語Ⅰ」、「国語（近代以降の文章）」の内容を総合した筆記試験により選考を行う。

2月に試験実施。

7) その他の入学試験

その他、出願者数は多くないが、次の入学試験を実施している。

(後継者・社会人入学試験)

ものづくりの分野において、家業を継ぐ見込みのある者、あるいは、職業に従事しているか、従事したことのある者を、プレゼンテーション及び書類審査で選考を行う。

A日程は11月、B日程は2月に試験実施。

(帰国子女入学試験)

帰国子女を対象に、面接及び書類審査にて選考を行う。

A日程は11月、B日程は2月に試験実施。

(外国人留学生入学試験)

外国人留学生を対象に、面接及び書類審査で選考を行う。

A日程は11月、B日程は2月に試験実施。

なお、年度の初めの入学を原則とするが、本学は1年間を4学期に区切るクォータ制を採用しており、各学期の初めに入学できるクォータ入試も希望者に応じて実施できるようにしている。

4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

平成21(2009)年5月1日現在で、学部の収容定員1,440人に対し在籍学生数は1,240人で86.1%であり、入学定員360人に対し入学者数は277人で76.9%である。収容定員及び入学定員、いずれも充足できていない。入学者構成については、データ編【表4-1】に示したとおりであり、過去5年間の学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移は、データ編【表4-2】に示したとおりである。

出身高校の地域別志願者数、入学者数の推移は、データ編【表4-3】に示したとおりで、全体の75%以上が関東地方出身者である。

退学者数はデータ編【表4-6】に示したとおりで、除籍者も含め毎年60人程度で推移しており、在籍者数に対する退学率は4%程度で推移している。

卒業者数はデータ編【表4-7】に示したとおりで、入学者数に対する卒業率は70%程度で推移している。

授業を行う学生数については、講義科目は原則的に1クラス60人、実験・実習は1グループ15～20人の少人数クラス編成による授業を実施しており、十分な教育環境が確保されている。

なお、大学院研究科の入学者は、データ編【表4-4】に示したとおりで、入学定員

を満たしていない。

(2) 4-1の自己評価

大学の基本理念に基づき、ものづくりに熱意と能力・適性を持つ優れた学生を全国から集めることを入学者選抜の基本方針として、学生募集に努めている。このアドミッションポリシーは、本学の求める学生像を明確にしているにとどまり、高等学校段階で習得しておくべき内容・水準までは示していない。また、入試種別ごとに明示されていない。

アドミッションポリシーに基づき、本学の求める資質を持った学生を見出すため、多様な入試形態を実施しており、入学試験に関する情報は、「大学・大学院案内」、「入学試験ガイド」、「学生募集要項」や大学ホームページに明示している。

また、学部長を委員長とする入試委員会が置かれ、「ものづくり大学入試委員会規程」に基づき開催され、入学者選抜制度に関すること、入学者の選抜に関すること、学生の募集方法に関することについて審議が行われている。入試委員会に置かれた専門委員会である入学試験問題作成専門委員会は、「ものづくり大学入学試験問題作成専門委員会規程」に基づき開催され、入学試験問題の作成、管理及び採点等について審議している。なお、入学試験問題作成委員名は非公開とし、厳格に試験問題の作成・管理を行っている。

入学試験の実施にあたっては、試験実施本部を設置し、適性かつ公正な入学試験の実施に努めており、入学試験における面接では、原則として2人の面接官を配置し公正性の保持に努めている。入学者の選抜については、入試区分ごとに、入試委員会にて慎重審議し合否判定案を作成し、教授会の議を経て決定している。

退学者数や卒業者数については、特に問題はない。授業を行う学生数については、講義科目は原則的に1クラス60人、実験・実習は1グループ15～20人の少人数クラス編成による授業を実施しており、十分な教育環境が確保されている。一方、入学者数の減少傾向が続いており、収容定員及び入学定員ともに充足できていない。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

大学の基本理念に基づき、アドミッションポリシーが設定されているが、その内容は本学の求める学生像を示しているに止まり、高等学校段階で習得しておくべき内容・水準までは示されていない上、入試種別ごとに明示されていない。今後は、アドミッションポリシーをより具体化し、入試種別ごとに明確にし、募集要項等に明示する必要がある。

入学者選抜制度、入学試験の実施については特に問題はないが、今後も入試委員会が中心となり、公正性と公平性を確保し厳正に実施するよう努める。

授業を行う学生数については、少人数制による授業等、今後も教育効果の高い環境の確保に努める。また、退学者数、卒業者数の推移は安定しているが、今後も退学者の減少に努める。

収容定員及び入学定員については、いずれも満たしていない。その充足率は下降傾向が続いており、入学者確保の努力とともに、入学定員の見直しについても早急に結

論を出す必要がある。

4-2. 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 事実の説明（現状）

4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。

主に次のような学習支援が行われている。

1) 入学前学習支援

A0入学試験及び推薦入学試験（指定校制・公募制）の合格者に対し、入学後に必要となる知識・能力の不足を補うこと、入学までモチベーションを維持し学習習慣を身につけること等を目的として、次の課題により学習支援を行っている。

（製造技能工芸学科）

課題1 数学の学習

課題2 英語・漢字の学習

課題3 読書感想文

課題4 からくりマシンのスケッチ

（建設技能工芸学科）

課題1 建設や科学技術関連の新聞記事を切り抜き整理し、コメントを付す

課題2 ふるさとの建造物（2点以上）をレポート

2) ガイダンス

新入生ガイダンス、学科ガイダンス、入寮ガイダンス、履修登録説明ガイダンス、交通安全講習会、インターンシップ説明ガイダンス、卒業研究関連ガイダンス、就職関連ガイダンス等、必要な時期に十分な情報を学生に提供し、充実した学習計画や学生生活を実現するための学習支援を行っている。

3) 担任制度・オフィスアワー

担任制度を採用しており、学生一人ひとりの成績の把握に努め、計画的な履修計画を指導・助言するのはもちろん、学習面だけでなく精神面の相談、進路の相談など、きめ細かな学習支援を行っている。担任による学習支援は、学部1年次から3年次まで行われ、4年次には原則として研究室に配属され、研究指導教員による学習支援が行われている。

オフィスアワーを実施しているが、担任制度が広く活用されているため、オフィスアワーについては、制度として学生に浸透していない。

4) ものづくり学習支援

「ものづくり工房」は、教員の使用許可のもと、授業時間外でも使用できるので、課題の製作等だけでなく課外活動などにも広く利用されている。学生の自由な発想による創作活動の拠点となっており、技能・技術の向上につながっている。また、希望者には、放課後や土曜日・日曜日を利用して、技能検定や技能五輪の訓練も実施している。

5) 図書情報学習支援

情報ネットワークが整備されており、パソコンや携帯電話を利用して「学内連絡掲示板」や「講義情報掲示板」にアクセスし、大学からの連絡事項や、休講・補講情報を見ることができる。

また、図書館では、試験期間に合わせ各クォータ（学期）末の2週間、開館時間を1時間延長し、学生に自習の場を提供している。

4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。

(該当ありません)

4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

学生の意見を汲み上げる仕組みとして、新入生アンケート、学生授業アンケート、卒業生アンケートを実施している。アンケート集計結果は、全教職員に公開し、授業内容の改善や、学生の満足度の向上に役立てている。

また、担任教員や研究指導教員が個別に学生の意見を汲み上げており、学科会議や教務委員会にて学習支援の改善に努めている。

(2) 4-2の自己評価

入学前の学習支援として、A0入学試験及び推薦入学試験の合格者に対し課題を与え、入学後に必要となる知識・能力の不足を補うこと、入学までモチベーションを維持し学習習慣を身につけること等を目的とした学習支援を行っている。

各種ガイダンスを開催し、必要な時期に十分な情報を学生に提供し、充実した学習計画や学生生活を実現するための学習支援を行っている。

担任教員及び研究指導教員によるきめ細かい履修指導、学習支援を行っている。オフィスアワーについては、学生に浸透していないため、周知する必要がある。

少人数クラスによる授業を展開し、学生一人ひとりの確実な技能・技術の修得、学習成果の向上を図っている。

安全教育の徹底を図り、実験・実習の安全性を確保している。

「ものづくり工房」を教員の許可のもと、学生に施設開放しており、課題の製作等だけでなく課外活動などにも広く利用され、技能・技術の向上につながっている。また、希望者には、放課後や土曜日・日曜日を利用して、技能検定や技能五輪の訓練も

実施している。

情報ネットワークが整備され、パソコンや携帯電話を利用して「学内連絡掲示板」や「講義情報掲示板」にアクセスし、大学からの連絡事項や、休講・補講情報を見ることができる。

また、図書館では、試験期間に合わせ各クォータ（学期）末の2週間、開館時間を1時間延長し、学習意欲の高い学生への支援体制も整えている。

学生の意見を汲み上げる仕組みとして、担任教員や研究指導教員が個別に学生の意見を汲み上げ、学科会議や教務委員会にて学習支援の改善に努めているほか、各種アンケートを実施し、授業内容の改善や、学生の満足度の向上に役立てているが、組織的なFD(Faculty Development)には至っていない。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

学習支援体制については、特に問題はないが、今後も社会状況や学生のニーズに配慮しながら、教務委員会が中心となって学習支援体制の強化・改善を図っていく。

学生の意見を汲み上げる仕組みは整備されているが、汲み上げた学生の意見を分析し、改善に生かす体制が不十分である。今後は、学部運営検討委員会が中心となって、FD活動の推進を図る。

4-3. 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 事実の説明（現状）

4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。

学生の相談等については、学生委員会（委員長：教務長）が中心となり、各担任教員が窓口となって、学生からの生活全般や経済面、課外活動面など諸々な相談に対応する。さらに複雑な問題や、担任だけでは対応が難しい場合などは、各学科の学生相談委員（学生委員兼務、留学生相談を兼ねる）や学科長、場合によってカウンセラーが対応する（図4-3-①参照）。

また、特に心身の健康や相談については、保健安全委員会（委員長：教務長）が中心となり、カウンセラー、学校医（保健センターで月に2回健康相談、他随時所属病医院で相談）等で役割分担し対応している（図4-3-①参照）。

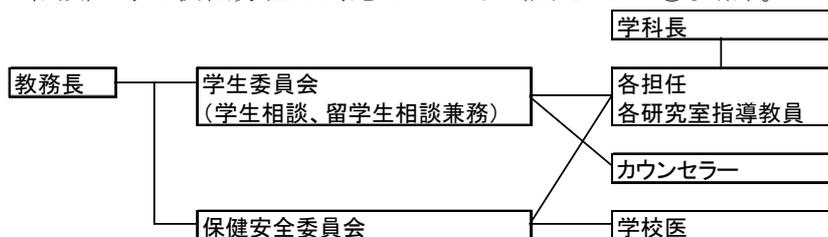


図4-3-①

学生に対しては、入学時において学生生活について説明する学生便覧を配布し、入

学ガイダンスを開催して、これらの体制についての説明を行っている。

学生サービスのひとつの特色として、学内にドーナトリ（学生寮、200 室）が設置され、新入生については、希望者全員が入寮できている。ドーナトリは、規定に基づき学生委員会の元で運営し、外部委託による管理人が 24 時間、365 日休みなく管理する体制としており、緊急時には学生課長、厚生係等との迅速な連携が行われている。また、1 ヶ月 31,500 円（光熱費込み、食費別）であり、近傍のアパート借用に比べて安価なため、学生への経済的支援策にもなっている。

4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。

経済的な問題は、学生課厚生係に直接相談がある場合や、教務・情報課教務係、各担任やカウンセラーなどとの相談の中から浮かび上がってきたり、総務課会計係における学費の督促等の手続きにより判明するものがあり、いずれの場合も学生課厚生係への連絡と連携によって支援方策を検討する。

奨学金制度としては、日本学生支援機構奨学金、およびその他の学外機関による奨学金制度の活用と、ものづくり大学独自の奨学金である「ものづくり大学奨学金」「ものづくり大学さくら奨学金」などがある。「ものづくり大学奨学金」はトヨタ自動車、日立製作所などの企業からの支援、「ものづくり大学さくら奨学金」は、行田さくらロータリークラブによる公募型の寄附を原資としている。そのほか、地方自治体等の奨学金の申請についても学生課厚生係で支援している。本学では入学前のオープンキャンパス等で奨学金についても相談を受け付けており、入学予定者に対して奨学金の資料を郵送するとともに、毎年「奨学金のしおり」を配布し 4 月中旬に奨学金説明会を開催している。また、個別対応によりインターネットによる申請手続き等のサポートを行っている。なお、4 年次を対象に日本学生支援機構の奨学金返還制度の説明も行っている（各奨学金制度の利用状況はデータ編【表 4-10】参照）。

本学には入学時に特待生入試制度があり、その合格者に対し年間授業料を免除している。特待生は、一定の成績を修めることで、2 年次以降も特待生として授業料の免除を受けることができる。

学生の収入確保策としてはアルバイトの紹介が挙げられる。学外アルバイトは、学生課厚生係で、学修上影響が少ないアルバイトを精査して、その情報を提供している。

また学内の TA 等のアルバイトでは、授業のサポートの他、オープンキャンパスや高校生ものづくり体験学習などの各事業にスタッフとして参画することで社会的に視野を深め、単に収入を得るためのアルバイトではなく、人間性を涵養する場となるように配慮している。

4-3-③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。

課外活動は、人格形成にとって非常に有益である。本学の課外活動については、全学対象のクラブ・サークル連合会に所属する各クラブ・サークル(2009 年 5 月現在 21 団体)と、各学科におけるものづくりを主体としたプロジェクト型の活動がある。

(プロジェクト型の活動)

- ・ 製造技能工芸学科：NHK ロボコン、マンガカーレース、HPV（人力ボートレ

ース) プロジェクト、学生フォーミュラー、アマダ板金コンテスト、東京デザイナーズウィーク出展プロジェクト等。

- ・ 建設技能工芸学科：コンクリート強度コンテスト、木造耐力壁コンテスト、建築大工技能五輪参加、各種設計コンペへの参加等

課外活動のための部室は体育館に 12 室を設置し、学園祭やクラブ・サークル連合会などは優先的に使用できるようにしている。

各クラブ・サークルは自主的に運営されているが、積極的な活動をしている部活動に対しては、年に一度、実績報告を元に一定額を大学より補助することになっている(平成 20(2008)年度補助金額は一般補助 13 件で 237,465 円、特別補助 6 件 402,294 円、合計 639,759 円)。また、支援の一環として、クラブ・サークル専用掲示板等の設置、クラブ・サークル紹介誌の発行、大学ホームページにクラブ・サークルページの開設などを行っている。

両学科に「ものづくり工房」が設置されており、施設使用届の申請により学生が自由にもものづくりを行える環境を整備している。

平成 14(2002)年度には「ものづくり大学学生表彰規程」が定められ、これに基づき、平成 17(2005)年 3 月の第 1 回卒業式以降、毎年度末に顕著な成績を挙げた者に表彰を行っている(資料編【表 4-3-③ (その 1)】参照)。

本学では開学以来学園祭「碧蓮祭(へきれんさい)」を開催している。毎年、学園祭実行委員会が組織され、15~20 人の委員により運営されている。学園祭の内容は概ね、野外ステージ企画、展示企画(講演会を含む)、模擬店企画、後夜祭企画などであり、埼玉県技能士会連合会主催の「彩の国技能まつり」や、地域の子供達に向けた「マンガカーレース」や各種ものづくり教室、オープンキャンパスなどと同時開催とし、3,000~5,000 人程度の来客がある(資料編【表 4-3-③ (その 2)】参照)。

4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。

1) 身体的健康管理支援

身体不調、けがの学生の為に健康管理センターを設置し、月に 2 回曜日を決めて 2 時間ずつ学校医による健康相談を実施している。また軽度の傷病については、常備薬を配備し対応している。(常備薬は健康管理センターの他、ドームトリ管理人室、学科事務室に配備、救急箱は実習室にも配置)

学生の健康管理のため、地域の医師会と連携し、6 つの医療機関から 2 年契約で学校医を委嘱している。学校医は学生の健康診断結果に目を通し再検査を要する者の確認や指導等を行っている。また学内の環境維持のため保健安全委員会が実施している学内巡視への参加も行っている。

健康診断は、財団法人埼玉県健康づくり事業団に委嘱し、4 月の初旬に 1~3 年次を対象に実施している。また、4 年次については就職活動等を考慮し、4 年次進級前の 2 月中旬に健康診断を実施している。さらに秋に未受診者を対象に健康診断を実施し、合計で 90%以上の高受診率を維持している(資料編【4-3-④ (その 1)】参照)。

2) 心理面の健康管理支援—ふれあいルームの設置とカウンセラーの配置

学生からの心理関係の相談については、開学時から学生課（当時厚生課）で相談日を決めての対応、教員の学生相談委員による対応を行ってきたが、平成 14(2002)年 4 月に大学本部棟の 1 室を「ふれあいルーム」として開設し、カウンセラー有資格者を専属のカウンセラーとして採用し、週に 3 日間のカウンセリングを開始した。また、利用者数の増加に伴い、平成 20(2008)年 4 月よりカウンセラーを 1 人増員し、2 人体制で週 5 日の体制としている。

利用者数は、平成 19(2007)年度には、延数 2,554 人・回の来訪があり、平成 20(2008)年度には、延数 1,781 人・回の来訪があった。平成 20(2008)年度中にふれあいルームを来訪した学生の 30%が何らかの悩みを抱えての来訪であり、その数は 569 人である。相談の内容を分類すると、心理関係の相談が 72%程度、教育関係の相談が 20%、その他が 8%程度であり、圧倒的に心理面が多く、その中の多数が心理的不適応であることが特色として挙げられる（資料編【表 4-3-④（その 2）】参照）。

カウンセラーの判断により、カウンセリングと精神・神経疾患に関する医療を専門とする近傍の医療機関等を紹介したり、本人や家族の希望する医療機関への通院などへのサポートも行っている。

3) 生活全般の相談

各担任教員や学生相談委員（学生委員が兼務）、学科長などが諸々の学生の悩み事に対する相談にあたり、問題解決に適した部門で対策を講じている。

留学生に対しては留学生相談委員（学生委員が兼務）を置いているが、実際には奨学金や履修相談などが多く、当該担当部門で対応することが多い。

4) 安全と衛生面の対策

学生の安全・衛生に関しては、保健安全委員会が中心となって企画運営している。

安全面では、毎年、大学全体の防災訓練を施設等の担当との協力の下に 12 月上旬から 2 月上旬に行い、ドームトリの防災訓練は厚生係の主導で 4 月上旬に実施している。

上記委員による年間数回の学内安全巡視を行い、各所の安全対策を実施するとともに、職員による毎月の学内巡視を行っている。更に各学科においても学科内の安全巡視や安全集会等の安全対策・指導を実施している。また、安全手帳の作成、配布により安全教育を励行している。その他、車両等の進入禁止箇所の対策、喫煙場所の特定などの措置を行っている。

衛生面に関しては、はしか対策など、学生の健康に関する諸問題に対処している。また、入学試験、学園祭、その他特別行事のあるときには、学校医担当の医療機関等に看護師の派遣を依頼し不測の事態に備えている。

5) 救急対応

学内での大きな怪我や急病については、学科事務、学生課を中心に事務局各課とも連携して応急処置や連絡を行い、必要に応じて救急車や医療機関への手配、又重度の場合は近親者への連絡を行っている。なお入院等で身内の者が宿泊を必要とする場合

はドーム内の特別室を提供するなどの対応をしている。

また、AED(Automated External Defibrillator(自動体外式除細動器))を導入し、学内5箇所に設置するとともに、教職員へのAED研修を行った。学生は授業の一部にAED研修が組み込まれているものがある。

学生の怪我等は平成18(2006)年度より、年間21件～30件でほぼ横ばい状態である(資料編【表4-3-④(その3)】参照)。

6) 学生保険への加入

学生保険については、学内での怪我等に加え、課外活動、インターンシップ、アルバイト等での怪我等にも対処するため、総合保険制度に全員加入を義務付けている。なお、開学当初は、独自の総合保険としていたが、2年度目からは学生教育研究災害傷害保険と個人への傷害保険を組み合わせた保険に一本化し、全ての学生が同等レベルの補償を享受できるようにしている(資料編【表4-3-④(その4)】参照)。

7) セクシャルハラスメント対策

セクシャルハラスメントの対策については、平成14(2002)年度にハラスメント防止のための学内規定を整備しており、学生の相談担当者には学科長が指名されている。実際には、学生からの相談については、カウンセラーや学生課の窓口での対応で解決されている場合もあり、平成20(2008)年度までに大きな問題は発生していない。

4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

学生の意見は、学生委員会委員や各担任教員などをおして意見を汲み上げるようにしている。また食堂利用アンケートを総務課と学生課の共同で実施し、委託者に結果をフィードバックしている。

ドーム内については、寮自治会との定期的情報交換をおして意見を汲み上げている。

(2) 4-3の自己評価

学生の厚生補導施設は概ね整備されているが、ドーム内については老朽化や汚損箇所等があり、年度末の総点検は行っているものの、中規模の改良の検討が必要である。

学生への経済的支援については、学内所定の掲示コーナーでの情報提供によって周知し、各種の経済支援制度を有効に活用するよう働きかけている。

クラブ活動やプロジェクト等に対しては、実績に応じて補助金助成や表彰制度を設け活性化を促進している。これらに参加している学生は、明確な目的を持ち積極的に参加しており、成果を上げている。しかしながら部室は12室しかなく、室数の拡充が望まれる。補助金は平成20(2008)年度から一般補助と特別補助の制度を設け、クラブの活動状況に応じ、助成の傾斜配分を行いはじめている。

実習・実験に力を入れる本学としては、安全に関する配慮は重要であり、保健安全

委員会を中心とする活動が行われているが、毎年一定数の小規模災害がある。

保健センター（保健室）やふれあいルーム（カウンセラー室）の活動により学生の心身の健康管理に対応しているが、心理的な問題を抱える学生は増加傾向にある。

セクシャルハラスメントについては、学科長を相談窓口とし対応しており、これまで問題は発生していないが、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント等を含む総合的なハラスメント対策に発展させる必要がある。

学生サービスに対する学生の意見を汲み上げるシステムについては、定常的で客観的なシステムとなり得ていない面がある。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

厚生補導施設は概ね整備されているが、今後とも学生の意見を踏まえ、その充実に努力していく。

課外活動に対しては、支援を行っているが、現状では、複数のクラブで一つの部室を共有するなど、数量的に不足している面があり、今後の改善が必要である。

学生の心身に対する支援については、心理的問題やインフルエンザ、はしか等の問題も考慮し、さらに充実した体制にしていく。また、小規模災害などを減少させる方策を検討する。

学生サービス全体についての意見を汲み上げる客観的なシステムやハラスメント全般にわたる対策などについては、現状を踏まえて体制や制度の整備を検討する。

4-4. 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 事実の説明（現状）

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

1) 進路指導体制

本学における進路指導体制は、教員を主体とし、これを事務局（学生課就職・インターンシップ係）が支援する体制をとっている。2009年4月には新たに就職支援本部を設けて支援体制を強化している。

進路指導として、主に以下の取り組みを行っている。

- ・ 研究室教員による全般的進路指導（進学、就職の他、留学、起業等を含む）
- ・ 学生課主催の就職ガイダンス・セミナー等による進路支援（「2」参照）
- ・ 就職支援本部を中心とした、学生の希望や社会動向に合わせた求人企業開拓（「3」参照）
- ・ 求人票情報の就職センター（大学本部3階）への掲示と学内ホームページ上での公開（「3」参照）
- ・ 学内合同企業説明会の実施（「3」参照）
- ・ 推薦求人情報について、学内選考を行って推薦を実施（「4」参照）
- ・ 内定届や研究室教員を通じての情報をもとにした、データ整理による内定状況

の捕捉（「6」参照）

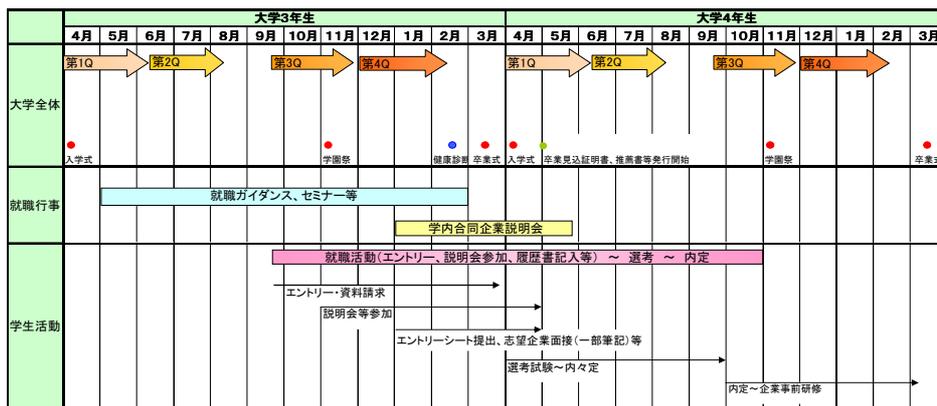
- ・ 個々の学生に対する模擬面接や就職相談等の実施（「6」参照）

2) 就職ガイダンス・セミナー等の開催

就職希望学生の全員が希望する就職先に進めることを目指し、各学科の教員による個別指導と学生課による全体的な就職ガイダンスやセミナーを併行して実施している。平成 20(2008)年からは保護者説明会を 10 月に開催し、保護者と連携した就職支援を強化している。また、学生の活動状況を捕捉しながら、大学への求人情報や推薦情報、学内合同企業説明会などを活かした総合的な就職支援策を講じている。

3 年次の春に、第 1 回目の就職ガイダンスおよび OB・OG を招いて、就職活動の体験談や現在の仕事について聞く社会人準備セミナーを開催し、就職や進路に対する意識を高めている。その後、10 月からガイダンスの他に自己分析や筆記・面接試験対策講座等のセミナーを計 15 回、外部講師と連携しながら開催している。また、公務員希望者に対しては、人事院関東事務局及び埼玉県人事課等から講師を招き、公務員試験対策講座を実施している。

就職活動スケジュール(概要)



※学生活動は近年の実績状況をふまえ、社会常識に基づいて、おおまかな流れを示したものです。
 ※企業によって求人日程には半年以上の開きがありますので、学生は自身の希望する企業の求人日程状況を早めに把握して下さい。

図 4-4-① 就職活動の主な流れとガイダンス・セミナーの実施

3) 求人依頼及び学内合同企業説明会等の概要

関東圏を中心に、製造・建設等のものづくりにかかわる企業等に対して求人依頼関係書類を送付する他、教員や学生課職員等の企業訪問による情報収集や求人依頼を行っており、求人企業数は毎年増加している（平成 21(2009)年 3 月現在、1,680 社）。しかし、世界的な経済不況の影響で平成 20(2008)年秋以降の求人数は減少しており、2009 年度初頭から就職支援本部を設置し、企業等に対する求人依頼活動を強化している。

受領した求人情報については、就職センター（大学本部 3 階）への掲示とともに学内ホームページからも学生が求人データを閲覧できるようにし、随時、最新情報を更新している。しかし、就職センターの場所が普段学生が利用する教室等から離れているため、学生の目につきやすい場所に就職情報等の掲示を行うなどの必要がある。

学内での合同企業説明会については、平成 20(2008)年は例年の 1 月、2 月に加え世界的な経済不況や採用活動の早期化に対応するため、12 月にも開催し、その後、6 月頃までにわたり開催している。参加企業は就職実績等を考慮し、学科で企業数にあまり差が生じないように配慮している。しかし、業種によって参加企業数にはばらつきが出ており、学生の希望と一致しない場合もある。

4) 推薦求人状況

本学が設置している「ものづくり大学教育研究推進連絡協議会」の会員である 30 社以上の企業から学校推薦あるいは教授推薦での求人を受け、各研究室および学生に情報を公開して、希望者の受験を支援している。また、平成 20(2008)年度には、事前に学生に対する説明会を開催している。

推薦書の発行時期は、求人企業のニーズに合わせることを主眼とし、卒業見込証明書等とあわせ、ゴールデンウィーク前後としている。

推薦求人への希望学生数は増加してきている。

5) 就職 (OB・OG 情報) データベースの整備と提供

就職データベースの整備は、平成 16 (2004) 年度からコンピュータシステムの運用を開始している。その後、個人情報保護に配慮しつつ、個別相談の段階でできるだけ先輩との間を仲介していくなどの方法を取り入れ、情報の蓄積を図るとともに、企業とのつながりを拡充することを目指している。

6) きめの細かい就職支援

第 1 期生以降、就職希望者数の割合や就職率から、学生の就職意欲は高いといえる。少人数大学であるメリットを活かし、就職希望者に対して教員と学生課が連携して模擬面接やエントリーシートの添削をはじめ、学生の個別相談に応じている。また、学生課内で学生情報を共有し、複数の職員が協力して個々の学生をサポートしている。

なお、キャリアカウンセリング等の専門知識を持った専門職員は在籍していないため、平成 20(2008)年秋から就職担当職員 1 人が資格取得のために研修を行っている。また、就職内定状況については、研究室からの情報や本人からの「進路内定届」をもとに随時、捕捉している。

7) 就職実績

本学の就職実績はデータ編【表 4-13】のとおりである。就職希望者に対する就職内定率は平成 18(2006)年度 96%、平成 19(2007)年度 98%と上昇したが、平成 20(2008)年度は 94%と下がった。これは主として経済情勢の悪化に伴うものである。今後の対策が求められるところである(資料編【表 4-4-①(その 1)・(その 2)】参照)。

8) 進学支援

本学では、大学院進学者の大部分が本学の大学院に進学している。なお進学希望者に対してはガイダンスを 6 月頃に開催している。

4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

本学のキャリア教育としては、各学科に担当されているインターンシップを必修相当科目として実施することを含め、実践型のカリキュラム全体がキャリア教育という側面を持っている。また、通常授業の一部において、あるいは希望者に対して様々な資格取得の機会を設けている。なお、就職委員会やインターンシップ検討会、各学科会議などがキャリア教育の検討を行っている。

2008年度には、就職委員会においてキャリア教育を一層系統立てた授業として展開すべきという意見が出され、またインターンシップ検討会においても、インターンシップの成果を次のステップに結びつける工夫が必要であると指摘されている。

1) インターンシップ

(ア) 概要

本学におけるインターンシップは、学生が専門分野や将来の職業としたい分野で長期間の就業体験をすることによって、仕事をする意味を認識させ、また、自らの適性を把握し将来像を想定することで、進路の選定に資することをねらいとする。

原則としてすべての学生が履修し、正課（現場実習としての授業科目）として2～4年次に2回、実働40日以上にわたり実施される。受け入れた企業等からの評価も勘案して成績（合否）がつけられ、所定の単位が与えられる。

4年次のインターンシップでは、就職指導や就職相談、職業適性判断等を通じ、職業選択に結びつく可能性も念頭においている。

また、インターンシップに臨む目的・姿勢・安全について、学生の自覚を喚起するため、平成20(2008)年から社会常識セミナーや安全講習を開催している。

(イ) 実施期間

- ・ 製造技能工芸学科 A：3年次第2クォータのうち実働40日
- ・ 製造技能工芸学科 B：4年次第2クォータのうち実働40日
- ・ 建設技能工芸学科基礎：2年次第2クォータのうち実働40日
- ・ 建設技能工芸学科専門：4年次第1～3クォータのうち実働40又は80日

(ウ) 履修スケジュール

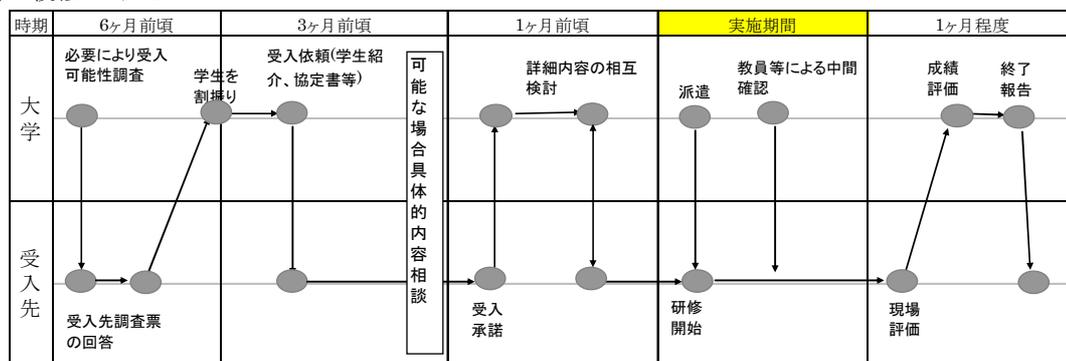


図 4-4-②

(エ) インターンシップ先について

インターンシップ先について、製造技能工芸学科は、自動車関連、電気・電子関連、機械装置・部品、金属加工の製造業が多いが、非金属・化学やソフトウェア、印刷、食品などもある。一方、建設技能工芸学科は、専門工事（左官、造園、型枠、鉄骨等）と木造工務店系が例年最も多く、次いで設計事務所や測量・コンサルタント系、建設関連資材製造業、一般工務店およびゼネコンなどがある。

(オ) 履修結果

インターンシップの体験を通して、最新の現場の実態を把握することができる。学生は、様々な実務を通じて自分自身の課題をつかみ取り、学修における目的意識を明確にすることで、その後の大学の授業に対する姿勢もさらに熱心なものとなっている。また、会社の多くの人々と接することで、コミュニケーション能力や現場感覚を身につけることができる。

4年次で行うインターンシップは、就職においても効果がある。受入企業は、新規採用者となる可能性のある学生を長期間にわたって評価することができ、一方、学生も実務を体験することにより、自分の弱点や伸ばすべき能力などを課題として持ち帰り、「卒業研究および制作」などでその研鑽を図ることができる。

(カ) インターンシップ成果発表

インターンシップ終了後に、一部ではあるが、インターンシップ成果の発表会を学園祭にあわせて実施している。ポスターセッション方式で行い、学生が直接説明を行なうことにより、成果の振り返りに加え、プレゼンテーション能力やコミュニケーション能力等を養うことができる。

2) 資格取得など

本学では、ものづくりに関わる数多くの資格取得の機会を学生に提供している。これらの資格の取得にあたっては、多くは夏季等の休暇中や土日などを活用し、その期間に資格取得のための対策を講じる学生が多く、資格取得者はかなりの時間数を費やしている。一部授業内で実施しているものや単位の取得につながるものもある。

また、これらの資格は、卒業後も実際にものづくりの現場や実務で有効であり、卒業生の中には「資格をとっておいて良かった」という声が聞かれることもある（資料編【表 4-4-②】参照）。

(2) 4-4 の自己評価

さまざまな就職試験対策講座等など、数多くのガイダンスやセミナーを行っており、多くの学生が就職ガイダンスやセミナーを活用している。

少人数大学の利点を活かし、教職員の連携強化を図り、個々の学生に対する就職相

談や模擬面接を積極的に行ったり、就職活動状況の情報共有化が図られている。また、就職支援本部による求人依頼活動を積極的に進めるなど、きめの細かい就職支援を行っている。さらに、保護者に対する説明会も開催し、保護者との連携を始めている。一方で、卒業生との連携についてはまだ不十分である。

インターンシップ制度は、大学とインターンシップ先企業との信頼関係構築につながっている。その結果、インターンシップ受入可能企業数と履修学生数は対応しており、バランスが取れているといえる（資料編【表 4-4】参照）。

学生の多くが長期間のインターンシップについて、履修を有意義なものと感じ（9割以上が「良かった」と回答）、「大学とは違う経験」が得られたとするものが多いこと、インターンシップから就職につながった卒業生が2割以上見られることなどから、本学のインターンシップは、仕事をする意味や自分の適性をみつける良い機会となっている。

インターンシップ派遣前に社会常識や安全意識の向上させるため、平成 20(2008)年から学生への指導として社会常識セミナーと安全講習を実施している。

インターンシップ受入企業の多くは長期間のインターンシップの意義や期間について評価している。その一方で、事前の学生への指導や一層の企業との連携強化が課題である。

毎年度開催している「ものづくり大学教育研究推進連絡協議会」や「ものづくり大学埼玉県地域連絡協議会主催の県内企業との情報交換会」において、インターンシップの成果を報告し、一定の評価を受けており、参加企業のインターンシップへの理解と協力につながっている。

資格取得への支援については、夏季等の休暇中や土日などを活用し、ものづくりに関わる数多くの資格取得を支援しており、実際のものづくりの現場や実務で役立っている。

なお、インターンシップの経験などを活かし、キャリアアップにつなげる教育システムの検討が求められ始めている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

卒業生との連携を強化し、総合的なキャリア支援体制の構築を行う。

理論やノウハウに基づいた就職支援を行うため、職員のキャリアカウンセラーとしての資質向上を図る。

世界的経済不況の中で、就職支援本部等により、学生のニーズに応じ、広範囲にわたる就職・インターンシップ双方の企業等の開拓を強化する。

推薦求人拡大と推薦する学生に対する指導の充実を図る。

インターンシップに臨む目的・姿勢に対する学生の意識を高揚させるため、事前のガイダンス等を充実させる。また学生への指導方法等について、インターンシップ先の企業との連携を強化する。

インターンシップの成果を将来の進路や就職活動に活かせるよう、今後も継続的に進路指導、就職支援を行っていく。

資格取得支援について、資格の種類等の拡充を図る。

〔基準4の自己評価〕

大学の基本理念に基づき、ものづくりに熱意と能力・適性を持つ優れた学生を全国から集めることを入学者選抜の基本方針としているが、本学の求める学生像を示しているにとどまり、高等学校段階で習得しておくべき内容・水準までは示していない。また、入試種別ごとのアドミッションポリシーが明確にされていない。

多様な入学試験が用意され、実施にあたっては、試験実施本部を設置し、適性かつ公正な入学試験の実施に努めており、入学試験における面接では、原則として2人の面接官を配置するなど、公正性の保持に努めている。入学者の選抜については、入試区分ごとに、入試委員会にて慎重審議し合否判定案を作成し、教授会の議を経て決定している。

退学者数や卒業者数については、特に問題はない。授業を行う学生数については、少人数クラス編成による授業を実施しており、十分な教育環境が確保されている。一方、入学者数の減少傾向が続いており、収容定員及び入学定員ともに充足できていない。

入学前学習支援の実施、各種ガイダンスの開催、担任制度の採用、少人数クラスによる授業展開、安全教育の徹底、ものづくり教育の推進、情報ネットワークの充実、図書館開館時間の延長など、学習支援体制は十分整備されている。

学習支援に対する学生の意見を汲み上げる仕組みとして、担任教員や研究指導教員が個別に学生の意見を汲み上げ、学科会議や教務委員会にて学習支援の改善に努めているほか、各種アンケートを実施し、授業内容の改善や、学生の満足度の向上に役立っているが、組織的なFD(Faculty Development)には至っていない。

学生サービスについて、厚生補導のための組織が整備され機能している。経済的支援としては、奨学金制度、特待生制度、アルバイト紹介等を行っており、課外活動支援としては、補助金助成や表彰制度を行っている。また、学生の相談窓口としては、保健センター（保健室）やふれあいルーム（カウンセラー室）の他、セクシャルハラスメント相談窓口を設置している。学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みとしては、担任制度、食堂利用アンケート、寮自治会が機能しているが、十分とは言えない。

就職・進学に対する相談、助言体制は、整備され機能している。数多くのガイダンスやセミナーを実施しているほか、保護者に対する説明会も実施している。また、キャリア教育支援としては、インターンシップの活用が本学の特徴であり、成果を上げている。

〔基準4の改善・向上方策（将来計画）〕

大学の基本理念に基づき、アドミッションポリシーが設定されているが、その内容は本学の求める学生像を示しているにとどまり、高等学校段階で習得しておくべき内容・水準までは示されていない上、入試種別ごとに明示されていない。今後は、アドミッションポリシーをより具体化し、入試種別ごとに明確にし、募集要項等に明示する必要がある。

入学者選抜制度、入学試験の実施については、入試委員会が中心となり、公正性と公平性を確保しながら、厳正に実施されており、特に問題はない。

授業を行う学生数については、少人数クラス編成による授業を実施しており、教育効果の高い環境の確保に努めている。また、退学者数、卒業者数の推移は安定しており、特に問題はない。

収容定員及び入学定員については、いずれも満たしていない。その充足率は下降傾向が続いており、入学者確保の努力とともに、入学定員の見直しについても早急に結論を出す必要がある。

学習支援体制については、特に問題はないが、今後も社会状況や学生のニーズに配慮しながら、教務委員会が中心となって学生支援体制の強化・改善を図っていく。

学習支援に対する学生の意見を汲み上げる仕組みは整備されているが、汲み上げた学生の意見を分析し、改善に生かす体制が不十分である。今後は、学部運営検討委員会が中心となって、FD活動の推進を図る。

厚生補導施設は整備されているが、今後も学生の意見を踏まえ、その充実に努力していく。

経済的支援、課外活動支援は行われているが、今後もさらに充実に図るため学生委員会が中心となって検討する。

学生の心身に対する支援については、相談窓口を設置しているが、さらに充実した体制にしていく。

学生サービス全体についての意見を汲み上げる客観的なシステムやハラスメント全般にわたる対策などについては、現状を踏まえて体制や制度の整備を検討する。

就職・進学に対する支援体制は整備されているが、職員のキャリアカウンセラーとしての資質向上を図るとともに、学生のニーズに応じて広範囲にわたり、就職・インターンシップ双方の企業等の開拓を強化する。

キャリア教育についても支援を行っているが、卒業生との連携を深めるとともに、推薦求人拡大と推薦する学生に対する指導の充実に努める。また、インターンシップ先の企業との連携を強化し、就職に結びつくよう努力する。さらに、資格取得支援として、取得できる資格の種類を拡充を図る。

基準 5. 教員

5-1. 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

(1) 事実の説明（現状）

5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

基本理念に基づき、教育目的の達成に努め、教育課程を適切に運営するために次の「教員数（平成 21 年 5 月 1 日現在）」に示すとおり、学長を含め 44 人の専任教員を技能工芸学部配置しており、大学設置基準に定める必要専任教員数（39 人）を満たしている。

技能工芸学部では、基本理念に基づき、技能と科学・技術・経済・芸術・環境などを踏まえたものづくりを中心に、専門分野を幅広く、横断的に教育研究するため、教員組織は講座制ではない。教員は、教育、研究のほか、生活指導、学生募集活動、入学試験、就職支援（進学相談を含む）等にあたっている。

なお、大学院ものづくり学研究科の教員は、学部の教員がこれを兼ねることとしている（大学院設置基準第 8 条第 3 項）。

表5-1-① 教員数(平成21年5月1日現在)

学科等	専任教員数					設置基準上 必要専任教員数	助手	非常勤講師 (平成20年度 実績)
	教授	准教授	講師	助教	計			
(学長)					1	39		
技能工芸学部							0	79
製造技能工芸学科	16	5	0	0	21		0	234
建設技能工芸学科	12	6	3	1	22		0	
合計	28	11	3	1	44	0	313	

5-1-② 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。

教員の年齢構成では、61～65 歳が 27.9%で一番多く、51～65 歳までの合計では全体の 67.5%を占めており、全体として年齢分布は高年齢に偏っている。これは、実技を重視したカリキュラムを遂行するため平成 13(2001)年の開学時から、企業等からの招聘により実務経験豊富な教員を採用することに力を入れてきた結果といえる。しかしながら、年齢構成は、大きくバランスを失するものではない。また、教員の雇用契約では、5 年以下の任期制を採用しており、契約の終期を設けている上、新たに教員を採用する場合は広く公募を行うことを原則としており、数年後には現在に比べ年齢分布の平準化が進むものと判断している。

表5-1-② 専任教員の年齢構成(平成21年5月1日現在、学長を除く)(データ編【表5-2】参照)

学部	職位	71歳以上	66～70歳	61～65歳	56～60歳	51～55歳	46～50歳	41～45歳	36～40歳	31～35歳	26～30歳	計
技能 工芸 学部	教授 (人)	—	—	11	6	8	2	1	—	—	—	28
	(%)	—	—	39.3%	21.4%	28.6%	7.1%	3.6%	—	—	—	65.1%
	准教授 (人)	—	—	1	1	1	3	4	1	—	—	11
	(%)	—	—	9.1%	9.1%	9.1%	27.3%	36.4%	9.1%	—	—	25.6%
	講師 (人)	—	—	—	—	1	—	—	2	1	—	4
	(%)	—	—	—	—	25.0%	—	—	50.0%	25.0%	—	9.3%
	助教 (人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
	(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0%
	計 (人)	0	0	12	7	10	5	5	3	1	0	43
	(%)	0.0%	0.0%	27.9%	16.3%	23.3%	11.6%	11.6%	7.0%	2.3%	0.0%	100.0%

専任・兼任比率については、前節「5-1-①」で示したとおり、(学長を除く)43人の専任教員と昨年度実績で313人の非常勤講師を配置している。これは、特に実験・実習科目において少人数教育体制を確保するための措置であり、実習科目によっては、専任教員1人と非常勤講師2~4人で1グループの学生を指導し、安全の確保と、確実な技能・技術の修得を図っている。また、開設授業科目ごとの専兼比率は、データ編【表5-4】に示したとおりである。必修科目については、オムニバス形式の授業も開講しているため専任比率は100%にはならないが、必修科目の多くは専任教員が担当している。なお、必修科目だけでなく、全ての授業科目の主担当教員を専任教員が担当している。

専門分野のバランスについては、講座制を設けていないこと、さらに技能工芸学部では幅広い専門分野を教育するため、教員の専門分野は幅広く、偏りは少ない。なお、専任教員43人のうち29人(65.1%)が博士の学位を取得しており、教育の質の維持向上に努めている。

専任教員の男女比率については、私立大学工学部全体の女性教員数の割合を見ても、5%に満たず少ない状況ではあるが、本学の場合は、平成21(2009)年5月1日現在で、女性の専任教員は在籍していない(データ編【表5-1】参照)。

(2) 5-1の自己評価

教育課程を適切に運営するために、大学設置基準に定める必要専任教員数に基づき、教員を確保、配置している。

教員の年齢構成では、高年齢層の教員が多くなっているが、教員の雇用契約では任期制を採用し、契約の終期を定めている上、新たに教員を採用する場合は広く公募を行うことで、年齢分布の平準化が進むものと判断している。

専任・兼任比率については、非常勤講師を十分に配置し、特に実験・実習科目において少人数教育体制を確保している。

専任教員の男女比率については、女性が少ないのは工科系学部の一般的特性ではあるが、本学の場合は、平成21(2009)年5月1日現在で女性の専任教員は在籍していない。

(3) 5-1の改善・向上方策(将来計画)

教員の確保・配置、教員の構成については、大学設置基準を満たしており、特に大きな問題はないが、年齢構成や男女構成に不均衡が見られることから、教員採用計画等を検討し、今後は年齢及び男女構成のさらなる適正化を図り、その維持に努める。

また、十分な教員数を配置し、少人数教育体制を確保し、実験・実習を中心に教育の充実を図ってきているが、現在は入学者数の低迷が続いており、入学定員の見直しを早急に検討する必要がある、これに伴って、今後は教育の質及びその効果を維持しつつ、教員数、非常勤講師数の見直しを検討する。

5-2. 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

(1) 事実の説明（現状）

5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

教員の採用については、「ものづくり大学教育職員選考規程」に明確に定められている。

学科長は、教育職員の充足状況、配置状況等を勘案し、採用しようとする教育職員の専攻分野、職種、理由、発令希望日等を学長に申し出、学長が教授会に提案する。教授会は、職種ごとに選考委員会を設置、選考委員会は審査結果を教授会に報告し、代議員会で決定する。なお、教員採用のための募集は原則として公募で行う。

教育・研究の活性化を図ることを目的に、「国際技能工芸機構就業規則」第19条で、教育職員の雇用契約は5年以内の任期制とし、その終期は65歳と定めている。（任期制及び再任については、「ものづくり大学教員等の任期に関する規程」、「ものづくり大学教員等の任期に関する規程施行細則」を参照）

教員の昇任については、「ものづくり大学教育職員昇任審査規程」に明確に定められている。学科長は、学科内の教育職員構成、教育職員の業績等の諸事情を勘案し、上位職種に昇任させることが望ましい場合は、その教育職員の氏名、昇任を希望する職種、理由、発令希望日等を学長に申し出、学長は代議員会に審査を委託する。

採用のための選考基準、昇任の審査基準は、「ものづくり大学教育職員選考基準」に明確に定められており、大学設置基準に照らし妥当である。

（資料編【資料5-1】～【資料5-3】参照）

5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

前節「5-2-①」で示したとおり、教員の採用については、「ものづくり大学教育職員選考規程」が、教員の昇任については、「ものづくり大学教育職員昇任審査規程」が定められている。また、採用及び昇任の審査基準については、「ものづくり大学教育職員選考基準」が定められ、大学設置基準に照らし妥当である。

採用にあたっては、公募を原則としており、「ものづくり大学教育職員選考基準」に基づきながら、専攻分野での研究・教育実績、本学の教育方針への賛同と熱意、教育への抱負、学位またはこれに代わる業績、実務経験など、書類審査と面接審査をとおして総合的に選考が行われている。

また、「学校法人国際技能工芸機構就業規則」に雇用契約の終期が定められ、教育職員の雇用契約は5年以内の任期制が採用されている。任期制及び再任に関する詳細については、「ものづくり大学教員等の任期に関する規程」、「ものづくり大学教員等の任期に関する規程施行細則」に定められている。なお、再任審査における評価項目には、教育、研究のほか、社会的活動や本学の管理運営活動等が含まれている。

大学院では「研究指導資格認定審査」を策定し、教育・研究実績に基づく評価を行っている。

（資料編【資料5-1】～【資料5-5】参照）

(2) 5-2の自己評価

教育職員の採用・昇任については、規程に明確に定められ、これに基づき厳正に実施されている。

教育職員の採用及び昇任の審査は、「ものづくり大学教育職員選考基準」に基づき行われており、当該選考基準に定める職位ごとの資格要件は、大学設置基準に照らし妥当である。

教育職員は任期制を採用しており、教育・研究の活性化が図られている。再任審査の評価項目には、教育活動、研究活動のほか、社会的活動や本学の管理運営活動等が含まれている。

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

教育職員の採用・昇任については、明確に定められた規程に基づき運用されており、特に問題はない。

ただし、教育職員に要求される資質は時代とともに変化するものであるから、学生や社会のニーズを受け止め、本学の教育研究に必要な教育職員の資質を見極め、企業等の実務経験を評価するなどの視点も含め、教育職員の質の維持・向上を図っていく。

5-3. 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。

(1) 事実の説明（現状）

5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。

教員の教育担当時間は、1クォータ当り8週を基本とし、90分の授業をもって1コマとしており、1週当たりの担当授業時間数は、データ編【表5-3】に示したとおりである。教員の専門分野と開設授業科目数との関係で、担当授業時間数に個人差が生じることがあるが、各学科で調整を行い、偏りを少なくすべく努力している。ただし、担当授業時間数の最高と最低に開きがあるが、これは、学部長等の役職者の大学運営に係る業務量を考慮して担当授業時間数を調整している場合や、病気休暇のための担当授業時間数の減少などがある。平均担当授業時間数では、教授から講師まで1週当たり10コマ程度で、職位による差異はほとんど無い。教員の教育担当時間は概ね均等に配分されている。

なお、兼任となっている大学院の授業を担当した教員には、大学院調整手当が支給されている。

表5-3-① 学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数

区分\教員	教授	准教授	講師	助教	備考
最高	21.9授業時間	21.1授業時間	13.0授業時間	4.0授業時間	1授業時間 90分
最低	7.3授業時間	8.5授業時間	6.0授業時間	4.0授業時間	
平均	11.5授業時間	13.0授業時間	9.4授業時間	4.0授業時間	

5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA(Teaching Assistant)・RA(Research Assistant)等が適切に活用されているか。

各学科に教務職員を2名配置している。教務職員の主な職務は、教材作成や授業の事前準備、実習場の環境整備、実験実習の補助などであり、「学校法人国際技能工芸機構及びものづくり大学組織規程」第10条に、その職務は「学生の実験、実習に関する教員の職務を助ける。」と定められている。また、教務職員を選考は、「ものづくり大学教務職員を選考に関する規程」に基づき、各学科で行われる。

本学は実技教育に重点を置いた実践的なカリキュラムを展開しており、安全の確保と、技能・技術の確実な修得を目指し、各専門分野から十分な非常勤講師を確保し、少人数制による実験・実習を実施している。非常勤講師の委嘱は、規程に基づき行われている。

実験・実習の補助、設計やコンピュータ等の演習の補助として、TA(Teaching Assistant)を配置している。TAには本学大学院生のほか、外部の大学院生や、本学の学部4年生を、本人の勉学や研究に影響を及ぼさないよう配慮しながら採用している。また、TAを経験することで、本人の自己啓発やコミュニケーション能力の向上につながることも期待している。なお、現在は、TAの採用等に関する規程は整備されていない。

表5-3-② 教育補助員数

	製造学科	建設学科	大学院	全体
非常勤講師	79	234	8	321
TA	85	25	—	110
計	164	259	8	431

5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源（研究費等）が、適切に配分されているか。

1) 学内の予算配分

各学科から要望を聴きながら、学校法人国際技能工芸機構事務局事務部総務課にて予算配分の原案を作成し、大学運営連絡協議会を経て、理事会にて承認を受けることとしており、公正な予算配分が行われている。専任教員に配分された研究費の前年度実績は、データ編【表5-6】に示したとおりである。なお、各学科への予算配分は、教員数や学生数を積算根拠としており、教員の研究実績や科研費の応募実績などを考慮した傾斜配分は実施していない。

「個人研究費」として、各教員に年間60万円の研究費を配分しているほか、平成21(2009)年度より学長裁量経費として300万円を計上し、研究プロジェクトへの支援などを検討している。なお、新任教員が着任する際には、「初度調弁」として1人50万円を上限とする設備・備品等の購入経費を配分している。

また、実験実習のための「教材費」として、学生1人あたり10万2,400円に学生の在籍者数を乗じた額を各学科に配分している。

2) 外部資金の獲得

ものづくり研究情報センターが中心となって、産学官連携による研究活動を推進しており、その実績は、データ編【表 5 - 5】に示したとおりである。

また、文部科学省科学研究費補助金（科研費）の採択状況は、データ編【表 5 - 9】に示したとおりである。採択率が低い上、応募件数が減少してきている。

学外から獲得した研究費も含めた教員研究費の内訳は、データ編【表 5 - 8】に示したとおりである。毎年、1 億円を超える研究費を確保しており、内訳では、学内で予算配分されている個人研究費と、学外から獲得している受託研究費の割合が高い。なお、受託研究費の多くは、ものづくり研究情報センターが推進する産学官連携による研究活動によるもので、文部科学省等からの各種補助金の獲得実績は少ない。また、研究費総額は逡減しており、学内で配分する個人研究費の割合が高まり、外部から獲得している受託研究費の金額及び割合が減少している。

3) その他（研究旅費、研究室等）

研究旅費としての予算は配分していない。研究内容に応じ、個人研究費、受託研究費、科学研究費補助金等から支出されている。なお、専任教員の研究旅費の使用実績は、データ編【表 5 - 7】に示したとおりである。

専任教員のうち、教授・准教授・講師については全員が研究室を有し、卒業研究指導等を行うスペースも確保しており、教育研究に専念できる環境を整えている。ただし、教員 1 人あたりの研究室の平均面積は、両学科で大きな差がある。詳細は、データ編【表 5 - 10】に示したとおりである。また、非常勤講師については、共同で利用する非常勤講師控室を各学科棟及び中央棟にそれぞれ 1 室、計 3 室設置している。（資料編【資料 F - 5】「学生生活ガイド」参照）。

(2) 5-3 の自己評価

教員の教育担当時間については、専門分野と開設授業科目数との関係で、時間数に個人差が生じることがあるが、各学科で調整し偏りを少なくしている。また、平均担当授業時間数では、教授から講師まで職位による差異はほとんど無い。概して、教員の教育担当時間は均等に配分されている。

教育研究活動の支援については、各学科に教務職員を配置することで、学生の実験や実習に関する教員の職務を助けている。また、各専門分野から十分な非常勤講師を確保し、少人数制による実験・実習を実施しており、学生の安全を確保し、各学生が技能・技術を確実に修得できる体制を整えている。さらに、実験・実習の補助や、設計やコンピュータ等の演習の補助として、TA を配置し、有効に活用している。しかし、現在のところ、本学では TA 制度に関する規程が整備されていない。

教育研究費については、適切な手続きを経て十分な予算配分を行っている。ただし、科学研究費補助金をはじめとする外部資金の獲得が少ない。また、研究室は十分に整備されており、適切な教育研究支援が行われている。

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

教員の教育担当時間については、概ね均等であるが、今後も教員間格差の是正に努めていく。また、教育担当時間は、今後の教員採用計画や、カリキュラム編成、非常勤講師制度、兼職状況など、他の諸問題に影響するものであり、常に正確な状況の把握が必要である。

教育研究支援については、教務職員を各学科に配置し、十分な非常勤講師を確保しており、手厚い支援が行われているが、非常勤講師の採用人数については、学生の在籍者数等を踏まえ見直す必要がある。また、TAを有効に活用しているが、TA制度に関する規程が整備されていないため、規程の検討を行う。

教育研究費については、十分な予算配分が行われ、研究室等も十分に整備されており、適切な支援が行われている。しかしながら、科学研究費補助金をはじめとする外部資金の獲得が少ないため、講習会の開催や、研究費予算の傾斜配分あるいは重点配分等を検討する。

5-4. 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

5-4-① 教育研究活動の向上のために、FD等組織的な取組みが適切になされているか。

教育研究活動の向上のために、学生による授業評価アンケートをはじめ、新入生アンケート、卒業生アンケートを実施し、集計結果をすべての教職員が共有している。教員は、集計結果を授業の改善、教育の質の向上のために活用している。また、外部講師を招き、教職員全員を対象にFD(Faculty Development)の実例等の講演を開催するなど、FDへの理解と動機付けを行ってきた。平成20(2008)年度には、学部運営検討委員会を設置し、授業評価アンケート結果等の活用方法の改善など、教育研究の向上のため、組織的FDへ向けた検討を開始した。今年度も引き続き、学部運営検討委員会を中心に、教育研究活動の向上のため、組織的FDへの取組みを検討し、学部の効果的な運営および教育研究の向上を図っている。

5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

前節（「5-4-①」）に示したとおり、学生による授業評価アンケートを実施し集計結果を全教職員が共有しているが、各教員が授業改善や教育の質の向上のために、任意に活用している状況であるため、平成20(2008)年度に設置された学部運営検討委員会にてアンケート結果の活用方法の改善や、組織的FDへ向けた検討を行っている。

教員の雇用契約では任期制を採用しており、再任申請の際は教育活動、研究活動、社会的活動、本学の管理運営活動、その他の業績について、再任審査委員会にて厳正な審査を実施し、評価している。

(2) 5-4の自己評価

学生による授業評価アンケート等の結果は、各教員が授業改善や教育の質の向上のために、任意に活用している状況であり、組織的なFD活動につなげるため、学部運営検討委員会が検討を行っている。

教員の雇用契約では任期制を採用しており、再任申請の際は教育活動、研究活動、社会的活動、本学の管理運営活動、その他の業績について、再任審査委員会にて厳正な審査を実施し、評価している。

(3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

授業評価アンケート結果の活用が、各教員の裁量に任されている状況にあり、学部運営検討委員会で組織的FDに向けた検討が行われているが、さらに検討を重ね、教育研究活動の向上のための組織的活動を推進する。例えば、教員同士が授業参観を実施するなど、具体的な教育改善方法を検討している。

教員は任期制を採用しており、再任申請の際に、教育研究活動等について厳正な審査と評価が行われているが、今後は、教育研究活動の記録を毎年更新し把握できるシステムの構築を検討する。

〔基準5の自己評価〕

教育課程を適切に運営するために、大学設置基準に定める必要専任教員数に照らし、十分な教員数を確保し配置している。

専任教員の男女比率については、女性が少ないのは本学に限らず工学系学部の一般的特性ではあるが、本学の場合は、平成21(2009)年5月1日現在で女性の専任教員は在籍していない。

教育職員の採用・昇任については、明確に規程に定められ、これに基づき厳正に実施・運用されている。

教育職員の採用及び昇任の審査は、「ものづくり大学教育職員選考基準」に基づき行われており、当該選考基準に定める職位ごとの資格要件は、大学設置基準に照らし妥当である。

教員の教育担当時間については、各学科で調整し偏りを少なくしており、平均担当授業時間数では、教授から講師まで職位による差異はほとんど無い。教員の教育担当時間は概ね均等に配分されている。

実験・実習の補助や、設計やコンピュータ等の演習の補助として、TAを配置し、有効に活用しているが、現在のところ、本学ではTA制度に関する規程が整備されていない。

教育研究費については、適切な手続きを経て公正な予算配分を行っている。ただし、科学研究費補助金をはじめとする外部資金の獲得が少ない。また、研究室は十分に整備されている。

学生による授業評価アンケート等の結果は、各教員が授業改善や教育の質の向上のために、任意に活用している状況であり、組織的なFD活動につなげるため、学部運

営検討委員会が検討を行っている。

教員の雇用契約では任期制を採用しており、再任申請の際は教育活動、研究活動、社会的活動、本学の管理運営活動、その他の業績について、再任審査委員会にて厳正な審査を実施し、評価している。

〔基準5の改善・向上方策（将来計画）〕

教員の確保・配置、教員の構成については、大学設置基準を満たしており、特に大きな問題はないが、年齢構成や男女構成に不均衡が見られることから、教員採用計画等を検討し、今後は年齢及び男女構成のさらなる適正化を図り、その維持に努める。

また、十分な教員数を確保し、少人数教育体制を実現し、実験・実習を中心に教育の充実を図っているが、現在は入学者数の低迷が続いており、入学定員の見直しを検討する必要がある。これに伴って、今後は教育の質及びその効果を維持することを前提に、教員数、特に非常勤講師数の見直しを検討する。

教育職員の採用・昇任については、明確に定められた規程に基づき運用されており、特に問題はない。

教員の教育担当時間については、概ね均等であるが、今後も教員間格差の是正に努めていく。

教育研究支援については、十分な支援が行われており、TAを有効に活用しているが、TA制度に関する規程が整備されていないため、規程の制定を検討する。

教育研究費については、公正な予算配分が行われ、研究室等も十分に整備されている。しかしながら、科学研究費補助金をはじめとする外部資金の獲得が少ないため、講習会の開催や、研究費予算の傾斜配分あるいは重点配分等を検討する。

授業評価アンケート結果の活用が、各教員の裁量に任されている状況にあることから、学部運営検討委員会で組織的FDに向けた検討が行われているが、さらに検討を重ね、教育研究活動の向上のための組織的活動を推進する。

教員は任期制を採用しており、再任申請の際に、教育研究活動等について厳正な審査と評価が行われているが、今後は、教育研究活動の記録を毎年更新し把握できるシステムの構築を検討する。

基準 6. 職員

6-1. 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

(1) 事実の説明（現状）

6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。

- ・ 本学の事務組織は、資料編【6-1】に示すとおり、大学の経営をつかさどる理事会、評議員会の経営方針に基づく事務運営を行う法人事務組織と、大学の教育を支援する教学事務組織で構成している。
- ・ 組織図上は事務局長、事務部長および学務部長を配置しているが、実際には、組織効率と人件費コストを考慮し、専務理事がこれらの役職を兼務している。
- ・ 課長相当職 6 人のうち、4 人を嘱託雇用とすることで、当該業務における費用対効果を高めている。
- ・ 職員の課別の配置は、表 6-1-①に示すとおり、課別の業務量を勘案しているが、決算業務などの季節的な業務量の増減に対しては時間外労働で対応している。年間を通じては、総務課、ものづくり研究情報センターが全体平均比で 2 割以上多く時間外労働を行っているが、年次有給休暇の取得により、心身のリフレッシュに努めている。（図 6-1-①、表 6-1-①（その 2）、表 6-1-①（その 2）参照）。
- ・ 職員の係別の配置は、特定者への業務集中を回避し、休暇取得時の代替性を確保するために 1 係に 2 人以上を配置しているが、業務特性に応じ、主に定型業務を担当する派遣職員を配置している。
- ・ 平成 18（2006）年度まで、学務部には教務課、学生課、情報課の 3 課を設置していたが、入学者の定員割れ対策の一環として、平成 19（2007）年度より入試担当課を独立させる組織変更を行い、教務・情報課、学生課、入試課の 3 課体制とした。
- ・ 入試課には、高校長経験者 10 人を学生募集担当専従の非常勤嘱託として雇用することで学生募集対策の強化を図っている。

表 6-1-①（その 1） 職員人員配置表

	事務局長	課長	主幹	課長補佐	企画専門員	係長	主任	係員	教務職員	派遣職員	合計	その他備考
事務局	<1>				1						1<1>	就職支援担当 1
総務課		1				2		4(2)		2(2)	9(4)	施設担当 1
教務・情報課		1				1(1)	3(2)	4(2)		6(5)	15(10)	
学生課		1(1)		1			2	1		1(1)	6(2)	カウンセラー 2
入試課		1				1(1)		2(2)		1(1)	5(4)	学生募集担当 10
ものづくり研究情報センター			1				1			3(3)	5(3)	サテライトオフィス 1
学科									4		4	
合計	<1>	4(1)	1	1	1	4(2)	6(2)	11(6)	4	13(12)	45<1>(23)	15

<>は専務理事で外数
()は女性で内数

図 6-1-① 超過勤務状況（部署別平均月別推移（除く課長以上））



表 6-1-①（その 2） 超過勤務状況（部署別年平均（除く課長以上））

(単位：h)

総務課	教務・情報課	入試課	学生課	ものづくり研究 情報センター	全体
45.9	25.8	31.8	23.1	41.0	33.5

表 6-1-①（その 3） 年次有給休暇取得状況（部署別年平均（除く課長以上））

(単位：日／人・年)

総務課	教務・情報課	入試課	学生課	ものづくり研究 情報センター	全体
15.1	10.8	9.1	15.2	11.6	12.4

6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。

- ・ 開学時の理事会で決定された「計画的、段階的に事務局体制を整備する」との経営方針のもと、平成 14（2002）年以降、職員の採用を行ってきた。
- ・ 採用に際しては、人材の募集は原則として公募とし、選考は、書類選考、適性検査、小論文による多面的、かつ客観的な試験に加えて、複数の面接官による人物面接を実施し、応募者の能力、適性、意欲を公正に評価している。
- ・ 昇任については大学職員としての経験年数、および本学での複数部署での実務経験を考慮して実施している。
- ・ 異動については、様々な部署の経験を積ませることによる個々の職員の能力向上を図るための育成施策として位置づけている。

6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づき規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

- ・ 本学では、職員の採用・異動について、学校法人国際技能工芸機構就業規則第 2 章人事第 1 節で規定している。
- ・ 採用については、第 8 条において「職員の採用は、理事長が競争試験又は選考により行う。」との規定（就業規則第 8 条）に基づき、採用が必要な理由、選考理由を

明確にした事務処理を行っている。

- ・ 異動については、「職員は、学校法人の業務の必要により、配置転換または職務の変更を命じられた場合は、正当な事由なくこれを拒むことはできない。」との規定(就業規則第 11 条)に基づき、原則として毎年 4 月に定期人事ローテーションを実施している。
- ・ 職員の昇任基準については、総務課内規は存在するが規程化が未実施である。

(2) 6-1 の自己評価

- ・ 効率性の高い経営の推進のために、規程上の組織図に拘泥することなく、①兼務発令などにより最小限の職員数としてきたこと②費用対効果に配慮し、嘱託および派遣職員を配置してきたことは、少子化や理工系離れに伴う入学者の減員などの厳しい経営環境に対応するものである。
- ・ 職員の採用、昇任、異動については理事長決裁に基づいて迅速な対応を実施してきた。
- ・ 昇任基準は現状の通り総務課内規として存続させるか、あるいは規程化を行うことで透明性を高めていくかについては、検討を要する課題である。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ さらなる効率向上を志向した組織体制、職員配置を検討する。
- ・ 事務処理の効率をあげるための業務分析を検討する。
- ・ 変革が求められる大学経営に対応した職員の採用、昇任、異動は実力主義に基づいて実施されるように改善することが必要であり、特に昇任基準についての規程化を検討する。

6-2. 職員の資質・能力の向上のための取組み（SD 等）がなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

6-2-① 職員の資質・能力の向上のための研修、SD 等の取組みが適切になされているか。

- ・ 担当業務関連の専門知識の習得、視野の拡大、学外の人脈作りを目的として学外研修会へ職員を積極的に派遣している。平成 16（2004）年度以降、職員が参加した研修会は表 6-2-①のとおりである。
- ・ 月 1 回開催の主任以上が出席する事務局連絡会議において、学外の研修会に参加した職員が研修報告を行うことにより、視野拡大、専門知識の向上、大学経営全般に関する情報交換及びプレゼンテーション能力の向上を図っている。

(2) 6-2 の自己評価

- ・ 学外研修への派遣を増やすことにより、専門知識の習得といった当初の派遣目的達成のほかに、大学の経営環境が厳しくなっていることを肌で感じるにより、

職員の意識改革がなされつつある。

- ・ 大学の経営方針、部署ごとの目標設定に対応した個人別の目標設定・管理、個人別の育成計画の仕組みづくりについては平成 20（2008）年度から総務課で試行中である。
- ・ 学外の研修会に費やした費用を年度別に見ると、年々増額しているが（表 6-2-①参照）今後とも平成 20（2008）年度並みの費用支出は必要と考える。

表 6-2-① 学外の研修会の件数と費用

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
件数 (件)	16	8	27	28	34
費用 (円)	202, 100	208, 900	542, 300	462, 200	951, 755

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 学外研修派遣を職員人材の育成に向けた経営投資として明確に位置づける。投資規模は平成 20（2008）年度並みで、当面は維持する。
- ・ 事務局連絡会議の場での研修及び学外研修報告を今後も継続する。
- ・ 組織目標管理、個人目標管理、個人別育成計画などの仕組みなどによって、個々の職員のスキルアップ活動を活性化し、組織全体の向上につなげるべく更なる努力を行っていく。

6-3. 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

(1) 事実の説明（現状）

6-3-① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

- ・ 本学の事務組織は、資料編【6-1】に示すとおり、大学の経営をつかさどる理事会、評議員会の経営方針に基づく事務運営を行う法人事務組織と、大学の教育を支援する教学事務組織で構成されているが、両組織は、業務効率を重視して一体的運営を行ってきた。また、教学関係の一部の委員会には事務局長及び課長等の職員が委員として参画している。
- ・ 教育研究支援のための事務体制として、事務局に学務部が置かれている。学務部は、教務・情報課、入試課、学生課の 3 課からなる。各課は、課の業務特性に応じた学生の支援、教員の支援、保護者への情報提供など、大学を取り巻く関係者に対する窓口として機能している。
- ・ 製造技能工芸学科、建設技能工芸学科にそれぞれ学科事務室を置き、各学科とも、職員 1 人、派遣職員 1 人の計 2 人を配置している。これらの職員の所属は学務部教務・情報課教務係とし、各学科にかかる教育研究支援業務を担当している。
- ・ 各学科には、事務職員のほか、学生の実験、実習に関する教員の職務を助ける教

務職員を2人ずつ配置している。

(2) 6-3の自己評価

- ・ 教育研究支援のための事務体制に対して教員からは一定の評価を得ており、現状では組織として機能していると考ええる。
- ・ 各学科に配置している職員、教務職員は学科の教員と緊密なコミュニケーションを行い研究・教育活動の充実に貢献している。

(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 職員の専門知識の向上とともに教員との連携を強化し、教育・研究支援体制を強化していく。

〔基準6の自己評価〕

- ・ 本学の組織運営に必要な職員は確保され、経営効率上、適切に配置されている。
- ・ 職員の採用・昇任・異動について、現行の運用の中で適切に行われている。
- ・ 職員の能力の向上に対する支援や研修活動は適切に行われている。
- ・ 大学の教育研究支援のための事務体制は適切に機能している。

〔基準6の改善・向上方策（将来計画）〕

- ・ 業務の見直しと改善を進め、業務効率の向上を図っていく。
- ・ 人事制度を改善し、規程化できる部分は規程化していく。
- ・ 外部研修の機会を増やすなどし、資質向上を図る。
- ・ 大学経営における事務職員の位置付けを明確にすることにより、事務職員の採用、育成の方向性を明確にしていく。

基準 7. 管理運営

7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

(1) 事実の説明（現状）

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

本学の運営は、「学校法人国際技能工芸機構寄附行為」及び寄附行為を基に定められた関連諸規程に基づいて行なわれている。

1) 理事会・評議員会

理事会（理事 14 人）は、評議員会（評議員 30 人）からの意見を踏まえて、本学の管理運営に関する方針を審議、決定している。

定例理事会・評議員会は年 2 回（5 月、3 月）開催されており、必要に応じ臨時理事会・評議員会を開催している。

法人組織には、法人の代表である理事長とは別に、法人の業務を総理する理事として会長職を設け、初代会長はトヨタ自動車株式会社取締役名誉会長の豊田章一郎氏、二代目会長には、株式会社日立製作所取締役会議長の庄山悦彦氏が就任している。

2) 監事

監事（2 人）は法人財産の状況、法人の業務を監査する職務を担っている。

3) 大学組織

大学組織には、統督者たる学長とは別に、大学の教学事項を掌握し、ものづくり教育のあり方に関し必要な提言を行う総長職を設け、哲学者で文化勲章受章者である梅原猛氏が就任している。

4) 事務局

管理運営の主体となる事務局は計画的、段階的な体制の整備、効率的な事務処理、職員の業務研修の実施を担当している。

5) 大学運営連絡協議会

法人と教学組織が意思疎通を図りつつ、日常業務の連絡調整を行うため、大学運営連絡協議会を置き、月 1 回（8 月を除く）開催している。同協議会は、法人組織のトップである理事長、教学組織のトップである学長が同席する唯一の学内会議であり、役員会議的な機能を有している。また、理事長と部課長との連絡会議を週 1 回開催している。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

役員等の選任に関しては、「学校法人国際技能工芸機構寄附行為」に定められ、明示されている。なお、産業界、地元、学識経験者等のバランスに配慮して選任されている。

(2) 7-1の自己評価

大学の目的を達成するための諸規程に基づく管理運営を行っている。また、会長職、総長職の設置は、本学の存在を学外にアピールし、ものづくり拠点としての大学の知名度向上にとって有効な経営戦略である。

(3) 7-1の改善・向上方策（将来計画）

管理運営方針については理事会で審議されているが、現状は、1年単位の運営方針であり、数年単位での中期計画を策定することを検討する。また、理事会の開催は、現状では年2回であるが、もう1回程度、開催頻度を増やすなどの措置により、管理精度を向上させることを検討する必要がある。

7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

(1) 事実の説明（現状）

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

1) 兼務発令

専務理事が、事務局長、事務部長、学務部長を兼務することで、法人部門と教学部門の連携を密にしている。尚、事務局長は法人部門だけでなく、学長の命を受ける大学部門の事務局長でもある。

2) 構成員の工夫

大学運営連絡協議会の構成員を法人組織から理事長、専務理事、総務課長とし、教学組織から学長、学部長、教務長、図書情報センター長、ものづくり研究情報センター長、学科長、教務・情報課長、入試課長、学生課長とすることにより、法人組織と教学組織の連携を図っている。

(2) 7-2の自己評価

大学運営連絡協議会を中心とした管理部門と教学部門の連携が適切に行われている。また、専務理事が、事務局長と学務部長を兼務することで、管理部門と教学部門の連携関係が維持されている。

(3) 7-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 現在の管理部門と教学部門の連携体制は、開学以来、継続してきているが、開学

10周年となる平成23(2011)年度を目途に改善点を検討する。

7-3. 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげるシステムが構築されていること。

(1) 事実の説明(現状)

7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。

「ものづくり大学学則」第2条に基づき、本学における教育研究活動等の状況についての点検・評価を行い、その結果を公表している。自己点検・評価のための実施体制については、「ものづくり大学点検・評価に関する規程」に基づき、学部長を議長とする「ものづくり大学点検・評価委員会」を組織しており、定期的に点検・評価を実施し、報告書を作成の上、公表している。

(資料編【資料7-5】【資料7-6】参照)

7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげるシステムが構築され、かつ適切に機能しているか。

点検・評価の結果に基づき、その改善に努めるために、内容に応じて、各種委員会あるいは学科で検討を行っている。これまで、各学科が中心となり、カリキュラムの見直しを行い、履修モデルコースの再編成やコースの名称変更を始め、カリキュラムの改善に努めてきた。また、学部運営検討委員会で組織的FD(Faculty Development)の検討が行われており、改善・向上に向けた動きがあるが、仕組みとして十分に機能しているとは言い難い。

なお、今後、平成22(2010)年度までに外部認証評価を受ける必要がある。

7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

これまで、平成19(2007)年3月に「自己点検評価中間報告書」を、平成19(2007)年12月に「自己点検評価報告書」を、平成21(2009)年3月には「ものづくり大学自己点検評価報告書」を作成した。「自己点検評価中間報告書」については、学内限定の参考資料としたが、平成19(2007)年12月の「自己点検評価報告書」及び平成21(2009)年3月の「ものづくり大学自己点検評価報告書」については、教職員に配布したほか、大学公式ホームページに掲載し、公表している。

(2) 7-3の自己評価

規程に基づき点検・評価のための委員会を組織しており、継続して自己点検評価を行い、その結果を公表している。自己点検評価の結果に基づき、各種委員会や各学科が中心となって、教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につながるよう検討を行っているが、さらにその仕組みが有効に機能するための対策が必要である。また、平成22(2010)年度の認証機関による外部評価に十分対応できるよう、今後も自己点検評

価を確実に実施していく必要がある。

(3) 7-3の改善・向上方策（将来計画）

点検・評価のための組織を構築し、自己点検評価を実施し、結果を公表しているが、自己点検評価の結果に基づき、教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげるため、各種委員会や各学科に検討を任せるだけでなく、「ものづくり大学点検・評価委員会」において、結果を分析し必要な改善点の指摘を行うことを検討する。

〔基準7の自己評価〕

- ・ 本学の管理運営の体制は、適切に構築され機能しているといえる。
- ・ 管理部門と教学部門の連携は、大学運営連絡協議会を中心とする連絡調整会議によって維持向上をしている。
- ・ 自己点検評価の結果に基づき、カリキュラムの見直しを実施したほか、組織的FDの検討に着手するなどの実績があるが、さらに改善・向上につながる仕組みが機能する対策が不十分である。

〔基準7の改善・向上方策（将来計画）〕

- ・ 学生の要望や社会のニーズに従い、管理運営体制の見直しを行い、最適な運営に向けた努力を継続する。
- ・ 自己点検評価の活動を大学の管理運営体制に関する包括的な改善活動の契機とし、当面の目標である平成22（2010）年度の認証機関による外部評価に対応する。
- ・ 自己点検評価の結果に基づき、教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげるため、「ものづくり大学点検・評価委員会」において、結果を分析し必要な改善点の指摘を行うことを検討する。

基準 8. 財務

8-1. 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

ものづくり大学の設置者である学校法人国際技能工芸機構は、その設立（平成13（2001）年）にあたり、財団法人ものづくり大学設立準備財団より校地、校舎、および設備を含めて約150億円の引継財産を受けており、金融機関等からの借入金等はない。平成16（2004）年度には学年進行が完成し、平成17（2005）年度にはものづくり大学大学院を開設した。

データ編【表8-1】に示すように、本学の収入の主なものは、帰属収入の79.7%を占める学生生徒等納付金および10.6%の補助金である。学生確保のための取り組みを最重要課題に掲げ学生納付金収入の安定化を図ることとしているが、学生の定員割れの継続により、財政状況は厳しくなっている。

また、学年進行の完成に伴いキャッシュフローは黒字となっているものの、設立当初の大規模な固定資産の減価償却負担が大きい。

しかし、大学の財務余力を示す内部留保資産比率は、14.6%となっており、経常的な資金繰りには特に支障のない状況にある。

なお、学生数の減少による帰属収入の減少を少なくするため、受託事業費・研究費等の外部資金導入を推進することとしている。

8-1-② 適切に会計処理がなされているか。

本学では、学校法人会計基準および本学の「経理規程」、「固定資産等管理規程」等の規則により会計処理を行っている。会計処理上の疑問点や判断が難しい問題については、日本私立学校振興・共済事業団等に相談し、指導を受けている。

予算編成の流れについては次のようになっている。事務局長の予算編成方針に基づき、毎年11月中旬に事務部総務課から各部署に次年度当初予算の原案作成を依頼する。12月から2月上旬にかけて事務部と各業務担当課長等が教学部門の要求を踏まえて調整を行い、2月下旬までに原案を作成し、3月の評議員会を経て理事会で予算が決定する。

各部署で発行された予算執行伝票は、諸活動の内容が記載された証憑書類とともに、事務部に回付される。事務部において証憑書類のチェックとともに学校法人会計基準に基づく「部門」「勘定科目」のチェックを行っている。

決算については、3月の会計年度終了後、決算案を作成し監事の監査を受けて、5月末までに開催の理事会で議決し、評議員会に報告し意見を伺っている。その後監査法人の監査を受けて、文部科学省への報告の上、財務情報の公開を行っている。

8-1-③ 会計監査等が適正に行われているか。

本学における監査システムは、監事による監査および監査法人による会計監査とから成っている。

本学は、理工系大学であることから機器備品を多く保有しているため、その管理状況について各研究室をはじめ全部署に対して毎年1回検査および点検を実施している。

監事は、「私立学校法」および「寄附行為」に基づき、各部署の責任者等から業務内容を聴取するとともに、業務監査と併せて会計帳票や財産状況の監査を行っている。また、理事会、評議員会に出席して学校法人の業務執行状況が適切に行われているか報告している。

監査法人による監査は、「私学振興助成法」に基づく監査のほか、大学運営全般についての適合性について財務面を通して監査している。監査は、日常の会計事務処理、計算書類の整合性について、定期的（年間10回程度）に実施され、年度終了後には監査報告書が作成される。なお、監事と監査法人の公認会計士とは、年1回程度意見交換を行っている。

(2) 8-1の自己評価

- ・ 本学の財務状況は、継続した学生の定員割れにより、財政状況が厳しく、設立当初の大規模な固定資産の減価償却の負担が大きい。今後も直近の学生の定員割れ率が悪化するようであれば財務状況は、厳しくなることが想定される。ただし、借入金等はなく、大学の財務余力を示す内部留保資産比率は、14.6%となっており、経常的な資金繰りには特に支障のない状況にある。
- ・ 本学は、学校法人会計基準および本学の「経理規程」、「固定資産等管理規程」等の規則に基づき、適切に管理・執行がなされている。
- ・ 会計処理業務は、監事、監査法人および日本私立学校振興・共済事業団の指導のもと適正に行われている。
- ・ 以上より、大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有しており、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていると判断される。

(3) 8-1の改善・向上方策（将来計画）

18歳人口の減少を受け、主な収入源である学生生徒等納付金や補助金の大幅な増収は当分見込めないため、経常的経費の比率は年々上昇する傾向にある。このため、今後は下記の諸点について改善を図る計画である。

- ・ 学生生徒等納付金の増収を図るために、学生募集活動を強化する。なお、平成19（2007）年度より従来の学務部の課体制を見直し、入試課を独立設置して対応を開始している。
- ・ 累積消費支出超過額の減額のために帰属収入に見合うように人件費・教育研究経費・管理経費を適切かつ合理的に削減し、支出に対する管理精度を高める。
- ・ 教育研究経費については、研究費予算配分についての見直しを行うとともに競争原理を導入することで研究の活性化を図る。

- ・ 管理経費については、業務の外部委託や募集活動費について、その必要性や費用対効果の見直しを行い、予算措置の節減を行う。
- ・ 会計処理に関しては、今後も継続して適切かつ確実な業務遂行を行う。
- ・ 監事の監査要綱制定を検討し、監査システムの一層の強化に努める。

8-2. 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

私立学校法（第47条）の定めのとおり、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および監査報告書については、大学に備え付け、学生、保護者、卒業生、その他関係者からの請求に応じて閲覧に供することとしている他、請求に応じて配布を行っている。

平成16（2004）年度の決算からは、ホームページで事業報告、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、監事による監査報告書の公開をおこなっている。

また、本学の自己点検評価報告書においても財務情報を掲載している。

(2) 8-2の自己評価

- ・ 改正された私立学校法の定めにより学生、保護者、卒業生、その他関係者からの請求に応じて配布を行なうことで適切に情報公開している。
- ・ 平成16（2004）年度決算からホームページで財務状況等を公開しており、一定レベルの公開がなされている。

(3) 8-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 他大学の動向を調査の上、外部により分かり易い情報公開を検討する。

8-3. 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

8-3-① 教育研究を充実させるために、寄附金、委託事業、科学研究費補助金、各種 GP (Good Practice) などの外部資金の導入や収益事業、資産運用等の努力がなされているか。

他の機関との共同研究や受託研究、地域社会との連携の窓口となるものづくり研究情報センターの活動により、年度による増減はあるものの、研究に直結する重要な財源を確保することができており、一般入札による国の受託事業（『地域における中小企業ものづくり人材育成・技能継承モデル開発事業（平成20（2008）年度：2,439万円）』（厚生労働省）など）や埼玉県の委託訓練（『緊急再就職支援訓練 コンピュータ応用

技術（CAD/CAM/CAE、CAD/IT 技術）コース』（平成 20（2008）年度：4,890 万円）などにも積極的に参加し、実績に結びつけている。

また、私立大学等経常費補助金（特別補助金）や科学研究費補助金（データ編【表 5-8】）についても資金獲得に努めている。

資産運用については、安全確実を基本としており、元金が保証されている国債（12 億円）の配当金のみとなっている。

(2) 8-3 の自己評価

- ・ 研究のための外部資金導入は一定の成果は得られているが、大学が置かれている地域のニーズを吸収して受託研究に結び付けるさらなる努力が必要である。
- ・ 私立大学等経常費補助金（特別補助金）や科学研究費補助金についてもさらなる努力が必要である。
- ・ 寄附金収入等では、十分な収入が得られていない。
- ・ ものづくり研究情報センターでは、埼玉県を主体とする各種産学官連携の共同研究、地域開発および教育普及活動に積極的に参加して、受託研究に繋がるように努力している。

(3) 8-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 地域のニーズを吸収して受託研究に結び付けるさらなる施策の検討を行う。
- ・ 各種補助金についてもより積極的に申請・獲得に努める。
- ・ 同窓会の設立、活動の活発化を側面支援することで、将来の同窓会からの寄附金収入を目指す。

〔基準 8 の自己評価〕

- ・ 本学は、学生の定員割れの継続により、財政状況が厳しくなっているものの借入金等はなく、経常的な資金繰りには特に支障のない状況であり、教育研究の目的を達成するために収入・支出バランスを考慮しながら適切な財務運営を図り、会計処理および会計監査等が適正に実施されていると考えている。
- ・ 今後も直近の学生の定員割れ率が悪化するようであれば財務状況は、更に厳しくなることが想定されるため、経営全般の抜本的改革が必要となる。
- ・ 財務情報は改正された私立学校法の定めのとおり情報公開を行うとともに、ホームページにおいても公開しており、適切であると判断している。
- ・ 外部資金の受入の重要性は十分認識している。そのため受入を行うための組織を構築しており、その体制はできていると考えている。なお、受入額については、一応評価できるが、私立大学等経常費補助金（特別補助金）や科学研究費補助金の獲得を含め、さらなる努力が必要である。

〔基準 8 の改善・向上方策（将来計画）〕

今後も、現在の教育研究経費比率をできる限り維持して教育の質を確保するために次の諸点について一層の改善を図る予定である。

- ・ 財務運営、会計処理および会計監査等を適正に実施することを継続する。
- ・ 入学者数の減少に伴う学生生徒等納付金の減少に対応しつつ、教育研究の目的を達成するため、メリハリのある予算措置を行い、経費の抑制により収入・支出のバランスを考慮した財務運営を図る。また、予算削減については、具体策を検討する。
- ・ 財務情報の公開は他学の動向を調査の上、より外部に分かり易い情報公開を検討する。
- ・ 開学以来、構築してきた外部資金の受入体制を基盤として、新規市場開拓に向けた施策を検討する。

基準 9. 教育研究環境

9-1. 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

(1) 事実の説明（現状）

9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、付属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

1) 校地

校地面積（11万5,976 m²）は、大学設置基準を十分に満たし、ゆとりある教育空間を有している。在学生（学部学生及び大学院学生）1人あたり91.4 m²となる。また、環境・衛生管理として、定期的（年4回程度）に植栽の維持管理を実施している。

2) 運動場

平成14（2002）年度に、屋外スポーツ施設としてグラウンド（5,490 m²）・テニスコート（1,969 m²）を設置し体育施設の充実を図った。

3) 校舎

校舎面積（34,399 m²）は、大学設置基準を十分に満たし、ゆとりある教育空間を有している。学部学生1人あたり27.1 m²となる。

校舎は、平成13（2001）年度迄に、管理・図書館棟、製造技能工芸学科棟、建設技能工芸学科棟、大学会館、ドーMITリ・合宿研修センター、体育館を建築した。平成14（2002）年度には、狭隘な講義室を補うため、中央棟を新築し、施設の充実を図った。

<管理・図書館棟>

管理・図書館棟は、学部学生の事務手続き等を行う管理棟と、自習や資料検索等を行う図書館棟からなり、地上3階建、総面積3,789 m²である。

管理棟は、1階に学務部（教務・情報課、入試課、学生課）、2階に事務部（総務課）、3階に講義室及び就職センターを備えている。

図書館棟には、図書情報センターが設置されている。

<製造棟>

製造棟は、製造技能工芸学科の教育・研究施設で地上5階建、総面積10,114 m²であり、ビル管理基準法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）（延べ床面積8,000 m²以上）の対象となるため、規則に基づいて衛生管理を実施している。

製造技能工芸学科の教育目標を達成するため、教育・研究環境を整えている。加工機器、計測・測定機器、実験装置として約70種類の設備が設置されている。各設

備は、基礎の実験・演習用機器から専門の実験・演習を行うため、必要に応じて増台し、設置機器数は、年々増加傾向にある。また、最先端技術を取り入れるため、最新鋭の設備・機器の導入も行っている。

1階は、切削・研削・シートメタル加工・鋳造・溶接等を行えるよう5つのショップに別れており、ショップ別に実習機械等を完備している。また、学生が自由に使用できるスペースとして、ものづくり工房が設置され、使用届を提出すれば、講義時間外に、自学実習を行うことが出来る。2、3階は、一般講義室・製図室・研究室があり、各研究室で学年を問わず講義外の指導も受けることが出来る。

<建設棟>

建設棟は、建設技能工芸学科の教育・研究施設で地上4階建、総面積6,737㎡である。建設技能工芸学科の教育目標を達成するため、教育・研究環境を整えている。基礎の実験・実習から専門の実験・実習を行うため、多様な設備・機器が導入されている。主要設備は、加工機械、試験測定機械・設備として、約50種類の設備が設置されており、年々増加傾向にある。平成19年(2007)年度には、作業スペース及び安全の確保、集塵能力の向上等の観点から、木造系(ティンバー)実習場に木工集塵機の設置を行った。

1階は、木造系(ティンバー)実習場、築造系(ストラクチャー)実習場、仕上系(フィニッシュ)実習場の3つの実習場に別れており、種別に実習機械等を用意している。また、学生が自由に使用できるスペースとして、各実習場入口前にもものづくり工房が3箇所、総面積402㎡が設置されており、使用届を提出すれば、講義時間外に、自学実習を行うことが出来る。2、3階は、一般講義室・製図室・コンピュータ演習室・研究室が完備され、各研究室で学年を問わず講義外の指導も受けることが出来る。

<中央棟>

中央棟は技能工芸学部の講義系授業等を行う施設で、地上3階(建築基準法上4階)建て、総面積3,757㎡である。

1階に築造・仕上系実習場・大講義室(2室)、2階に木造系実習場・講義室(6室)、3階に講義室(4室)・研究室・大学院学生研究室・ものづくり研究情報センター事務室を備えており、1階の大講義室では、1学年全員が一斉に講義を受けることが出来る。また、1階、築造・仕上系の実習場、2階、木造系実習場は、使用届を提出すれば、講義時間外に、自学実習を行うことが出来る。

<大学会館>

大学会館は、学生の健康と生活のゆとりをサポートするための施設で、地上2階建て、総面積1,970㎡である。1階には、室内にテーブル90脚、366席、デッキ部にテーブル10脚、40席、2階にはテーブル47脚、196席を備えた学生食堂が設置され、学生の憩いの場所としても利用されている。また、2階の一角に購買部が設置されており、勉学に必要なノート、筆記用具、製図用具などを販売している。

4) 図書情報センター

図書情報センターの総面積は 918 m²である。そのうち 70%を自習可能な閲覧スペース、雑誌閲覧スペース、AV ブース、マルチメディア室に充て、30%を書庫スペースに充てている。

製造・建設の専門分野を中心に文献の収集に努め、図書蔵書は 33,000 冊に達している。

ビデオテープ、DVD 等の視聴覚資料を 1,500 点所蔵し、定期刊行物を 138 種（和雑誌 113 種、洋雑誌 25 種）、新聞を 11 紙購入している。その他の資料として、契約データベース 3 種がある。

開館時間は通常の授業期において平日（月～金）9：30～18：00 である。また、試験期間の 2 週間は平日（月～金）9：30～19：00 まで開館時間を延長し、利用者である学生が授業終了後も利用できる体制をとっている。

5) 体育施設

平成 13（2001）年度に、体育館（1,931 m²）を建築した。

体育館は、1 階にアリーナ、2 階に部室 12 室を備え、体育関係の講義、課外活動等に使用されている。

6) 情報サービス施設

大学 HP を通じて履修登録や履修確認、シラバスの検索等を行うシステムを構築している。また、休講・補講情報、求人情報等の情報を Web やモバイル版掲示板を通じて学生に伝えるシステムも構築している。

PC 環境として、コンピュータ演習室(PC72 台×1 教室、PC80 台×1 教室)、CAD 室(PC72 台×1 教室、PC8 台×1 教室)、CAD・CAM 室(PC35 台×1 教室)を配置している。当該施設の利用にあたっては、平日 9：00 から 20：00 までの授業で使用していない時間帯は、使用届を提出すれば、自主学習に利用することができる。

コンピュータ演習室には、CAI（Computer Assisted Instruction）システムを導入しており、出欠確認を始め、課題の配布、教員画面の表示等ができるようになっている。

情報関連教室には、マルチメディア装置（マイク・OHP・VTR・VHS・プロジェクターなど）を備えている。

学内に 11 箇所の無線 LAN アクセスポイント（管理・図書館棟 2 箇所、製造棟 2 箇所、建設棟 2 箇所、中央棟 2 箇所、図書情報センター 1 箇所、大学会館 2 箇所）、情報コンセントを整備し、いつでも学生が利用できるようになっている。

本学の通信環境に関しては、インターネットへの接続回線を 2 経路確保し二重化している。本学から学術情報ネットワーク（SINET）に対して 2Mbps、本学から一般商用回線に対して 100Mbps で接続されている。

VPN（仮想プライベートネットワーク）環境を提供するため、学生個人にユーザーアカウントを割り当て、学生が自宅からでも学内向けコンテンツを利用できるよ

うにしている。

情報セキュリティ対策として、ネットワークに侵入するウィルスや外部からの不正アクセスに対応するため、ウィルス対策ゲートウェイの導入や多段ファイアウォールなどによりセキュリティを高めている。

7) 附属施設等

＜ドームトリ・合宿研修センター＞

ドームトリ・合宿研修センターは、地上5階建、総面積6,111㎡である。ドームトリ（学生寮）としては、1階の一部と2～5階に200室の個室を有し、主に一年次の希望者が入寮している。また、合宿研修センターとしては、1階に合宿時の宿泊室、研修講義室（可動間仕切りにより2室に分割可能）、臨時宿泊室を備えている。

同センターは、部活動の合宿、特別講習及び研修等に使用されている。

9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

施設設備の安全性・利便性などの協議を行うため、教員と事務職員で構成された「施設委員会」を開催し、教育環境の整備を図っている。

学内施設管理の全般を、法人事務部総務課施設係が行っているが、教育研究用機器備品については、学務部教務・情報課教務係及び教務職員が施設管理責任を担い、施設係は、各課や教員と連携して、改修や改善の要望に基づき施設の維持管理に努めている。

情報設備及び図書情報センターについては、教員と事務職員で構成されている「情報ネットワーク専門部会」及び「図書情報センター運営委員会」で審議し、学務部教務・情報課情報係及び図書情報センター司書が維持管理を行っている。また、PC環境の稼動維持管理のため、2ヶ月に1度大学ネットワークシステム及び教育研究システムの導入ベンダーとの会議を実施し、維持管理に努めている。

情報設備管理の全般を、学務部教務・情報課情報係が行っているが、トラブルに迅速に対応するため、学内にSE（Systems Engineer）を常駐させている。

(2) 9-1の自己評価

大学設置基準を上回る広さの校地、校舎を整備しているが、設備・機器の増加に伴い、作業スペースや実習用機器等の保管場所の確保が難しくなっている。

教育用の設備・機器は、最新鋭の設備・機器を導入し、最先端技術を学習する環境を整えている。

テニスコート、グラウンドを完備しているものの、夜間照明がないため利用時間が限定されている。

図書情報センターは、規模は小さく、図書冊数、雑誌タイトル数は決して多くはないが、資料の整備、利用者サービスの拡充に努め、計画的に充実を図っている。

平成19（2007）年度に情報機器（PC、PC教室環境機器、ネットワーク機器）の入替えが行われ、講義等で有効に利用されている。

(3) 9-1の改善・向上方策（将来計画）

利用率の低い施設については、その低い要因を分析した上で、研究・作業スペースや実習用機器等の保管場所としての有効活用を検討する。また、必要に応じて改築や増築も視野に入れた対策を検討する。

今後とも、教職員、学生からの要望をもとに施設、設備の維持・更新を図る。

屋外スポーツ施設の有効利用を検討する。

廃棄による資料の鮮度維持と書架スペースの有効利用、電子情報の利用環境の整備・促進、PC・ネットワークの活用、地域の図書館や他大学との連携強化等、学生数や利用状況に対応した規模・機能を維持するようサービス向上を図る。

蔵書数の増加及びマルチメディア室の充実を図る。

図書については、教育研究環境の一層の向上に資するべく、予算を有効活用して充実した図書館資料の収集に努める。

IT技術の進展に合わせ、時代に即応したネットワーク・PC教室環境の更新を図る。

9-2. 施設整備の安全性が確保されていること。

(1) 事実の説明（現状）

9-2-① 施設設備の安全性（耐震性、バリアフリー等）が確保されているか。

<耐震性>

校舎等は、耐震構造となっている。この場合、建物全体で地震エネルギーを受けることとなることから、室内の損傷が起き易いと言われているため、平成20（2008）年度に学内全体の建具に補強金具を設置した。

<バリアフリー>

施設利用に課する障害者への配慮として、大学本部・図書情報センター棟、中央棟、ドームトリ宿泊研修棟は、当初よりバリアフリーとなっている。製造棟については、平成19（2007）年に東側出入口にスロープを設置し、搬入口としての利用が多い西側出入口を自動ドアとし、バリアフリーの推進を図った。

<安全衛生対策>

学内外に対する安全確保のため、労働安全衛生法に基づき衛生管理者を置き、学生に対する安全衛生業務を推進するとともに、安全衛生委員会、保健安全委員会を中心とする安全確保の体制を整えている。

安全衛生委員会は、学生・教職員の安全の確保、関連法令の遵守の為の施策推進を行っている。また、構内の安全の確保として、各講義室・実習室に安全衛生施設管理者を選定し、安全衛生管理を行っている。

保健安全委員会は、学生に対する保健管理、安全管理に関し必要な事項を定め、学生の健康の保持増進及び安全確保を図っている。

<防火対策>

年 1 回消防計画書の作成を行い、消防署に提出し、防火対策をしている。また、防火対策委員会を事務局で構成し、常時火災予防について徹底を期するため、防火管理者及び各責任者を選定し、管理を行っている。

年 2 回の消防法定点検や自家用電気工作物の法定点検等を行い、火災予防に努めている。また、月 1 回、電気月次点検や消防月次点検を自主的に実施している。

年 1 回教職員・学生向けに避難訓練を行う他、寮生を対象とし年 1 回入寮時に訓練を行っている。

<その他>

平成 20（2008）年度に、本部棟 1 階及び 2 階、製造棟学科事務室、建設棟学科事務室、ドーミトリ管理人室にそれぞれ 1 台ずつ AED（Automated External Defibrillator（自動体外式除細動器））の設置を行い、緊急事態に備えている。平成 20（2008）年度に、AED 操作方法説明会を教職員対象に実施した。

(2) 9-2 の自己評価

校内をバリアフリー化することにより、施設利用に課する障害者への配慮を行っているが、バリアフリー化 100%とは言えないなど、不十分な点がある。

防火対策は、関係部署にて実施されているため、その他の部署との連携を図る必要がある。

(3) 9-2 の改善・向上方策（将来計画）

施設利用に関する障害者への配慮として、バリアフリー化されていない建設棟、体育館、大学会館については継続して推進する。

防火対策を強化するため、部署同士が連携出来る仕組みを検討する。

燃えやすい木材などの教材を日常的に使用しているため、火災発生リスクが高いことに留意した細心の管理を行う。

安全衛生委員会、防火対策委員会を定期開催し、労働災害事故、火災、ヒヤリ・ハット事例などの情報共有を促進することで教職員、学生の安全意識向上を図る。

日常的に施設巡視を実施し、使用状況、老朽化状況をタイムリーに把握することを継続する。

9-3. アメニティに配慮した教育環境が整備されていること。

(1) 事実の説明（現状）

9-3-① 教育研究目的を達成するための、アメニティに配慮した教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

<多目的広場>

実習系授業が大半をしめる本学での学生の憩いの場の設置として、キャンパスの中央部に平成 18 (2006) 年より 3 ヶ年計画で、多目的広場の整備を行い、平成 21 (2009) 年 3 月に、「たくみの心」(記念碑)を設置し、完成した。

多目的広場の整備は、在学生の授業の一環として整備している他、屋外展示スペースも整備され、他学年の制作物に触れながら、休憩・団欒をすることが出来る。多目的広場内には、日本庭園や卒業生植樹の記念樹コーナー、学園祭ステージ設置スペース、シンボルツリーなどが設置されている。

※ 「たくみの心」…梅原総長が揮毫した、多目的広場の名称。

<ものづくり工房>

製造棟に 1 箇所、建設棟に 3 箇所設置され、学生自身が創造する場を設けている。使用届を提出すれば授業時間外に、自学実習を行うことが出来る。

<シャワー室>

ロッカー室 (11 箇所) にシャワー室が設置されており、実技系授業及び部活動後に利用することが出来る。

(2) 9-3 の自己評価

- ・ 多目的広場は、ランドスケープ部等の活動場所になっており、学生が維持管理を行い整備されている。また、近隣住民の憩いの場として利用されている。
- ・ 学生の自学自習のため、ものづくり工房が活用されている。
- ・ 実技系授業及び部活動後等、多くの学生がシャワー室を利用している。
- ・ ATM (Automated Teller Machine (現金自動預け払い機)) やファーストフード店を設置して欲しいという要望には応えられていない。

(3) 9-3 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・ 学生等から、ATM やファーストフード店等の設置要望への対応は、今後の検討課題とする。
- ・ ものづくり工房の管理のあり方は、学生の自主性に配慮しながら常にその改善を図る。

【基準 9 の自己評価】

- ・ 建物及びエレベーター等の施設整備の安全性を確保する体制を構築している。
- ・ 多目的広場の設置等により、学内敷地全域での快適な教育研究環境の整備を進めている。
- ・ 図書情報センターが提供する情報サービスは利用者ニーズの収集を行っている。
- ・ 最先端のものづくり教育、ものづくり研究活動を推進するために必要な施設設備を整備している。
- ・ 建物の耐震性確保等の安全衛生の維持向上のため、組織的な取り組みが行われている。

- ・ 学生が自主的にものづくりについて学ぶための施設が提供されている。
- ・ バリアフリー化 100%の達成は今後の課題である。

〔基準 9 の改善・向上方策（将来計画）〕

- ・ 老朽化に伴う建物の改修計画を適宜進める。
- ・ 建物の改築は経営負担が大きいため、現状施設の維持、管理に努める。
- ・ 最先端設備の導入は、最先端のものづくり教育にとって必要なものであり、必要性を十分に見極めたうえで導入する。
- ・ 安全衛生については、火災発生リスクに留意した施設巡視等の組織的な取り組みを継続していく。
- ・ 学生が自主的に学ぶ場を引き続き提供していく基本方針に変わりはないが、施設を適切に使用する仕組みづくりは教職員全員で構築していく。

基準 10. 社会連携

10-1. 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

大学の施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育などの主な活動は次の通りである。

1) 物的資源の提供

<スポーツ施設と図書情報センターの開放>

学内の体育館、グラウンドなどのスポーツ施設は有償で一般に貸与している。また、図書情報センターは学外者にも図書、雑誌の閲覧を認めている。

<学内敷地の開放>

学内の敷地への立入りについては特に制限をしていない。このため、樹木、芝生が整備された学内敷地は近隣住民の散策コースとして利用されている。

<大学食堂の開放>

大学食堂については、学外者にも学内者向けと同一料金で開放している。

<制作物の寄贈>

学生によるボランティア、本学の授業や卒業制作による成果物を、地域の施設に寄贈している。平成 19（2007）年には、鴻巣市からの依頼により、路上喫煙及びゴミのポイ捨ての防止に関する啓発用ポスター並びに看板等に使用するピクトグラムを本学のハンドメイドサークル「モノモノ」が作製し、鴻巣市より本学に感謝状が授与された。また、平成 20（2008）年度には、本学学生が制作した時計台を吹上駅前広場内に寄贈し、鴻巣市から表彰を受けた。

<機材の提供>

旋盤技能検定、板金技能検定（手曲げ板金、NC 板金）、大工技能検定、CAD トレース技能審査等の各種技能・技術認定試験等の各種技能検定の実施場所を提供するとともに、使用器具の無償貸し出しを行っている。

2) 人的資源の提供

<公開講座>

年間 2 回程度、行田市民向け、県民向けに、学長等の本学教職員や著名な外部講師による講演会形式の公開講座を大学主催で実施している。平成 20（2008）年度については、行田市民向けには、日本将棋連盟女流棋士・女王・女流名人・

行田市観光大使である矢内理絵子氏の講演会を開催し、一般向けには、Suica の開発者である椎橋章夫氏の講演会を開催し、双方ともに好評を博した。

<体験教室>

「埼玉県高校生徒ものづくり体験教室」を埼玉県と本学で共催し、高校生にもものづくりの素晴らしさ、独創性やマネジメント能力を身に付けることの大切さを実感するようにしている。また、小学生を中心とした子供に、ものをつくる「楽しさ」や「難しさ」を体験させ、ものづくりへの好奇心を育成することを目的とした「おもしろものづくり教室」や、毎年多くの参加者が集まる「マンガカーレース大会」を行田市との地域連携事業として開催している。

<高大連携・出張授業>

高大連携事業として、高校に出向いて、機械工作実習、Web デザイン、木造基礎および実習、RC 型枠施工基礎および実習など、大学の専門科目への導入授業を教員が行っている。また、開学以来、地域の小学校で木工の授業を実施し、建設技能工芸学科の教員ならびに教務職員、学生 T A が中・高学年の児童にノコギリ、カナヅチ、カンナの使い方を教えている。

<訓練・研修>

埼玉県からの委託により、主に製造系職種に就業するための CAD・CAM 実習などの職業訓練を本学の教員が本学施設を使用して実施している。また、高校教員を対象とし、実習授業の向上を目的とした「産業・情報技術等指導者養成研修」を独立行政法人教員研修センターの委託を受け実施している。さらに、工業系高校教員を対象としたものづくりに関する教育・実習を体験する教育指導者教員研修の講師を本学の教員が担当している。平成 20（2008）年度は、一年間に亘る研修と夏期休暇期間に限定した研修の 2 種類を実施した。

<検定・試験>

旋盤技能検定、板金技能検定（手曲げ板金、NC 板金）、大工技能検定、CAD トレース技能審査等の各種技能・技術認定試験の検定員、試験委員として、本学の教員ならびに教務職員が参加している。

<リフレッシュ教育>

開学当初より、クォータ制を取ることによって、企業からの参加者が最短 3 ヶ月（1 クォータ）でリフレッシュ教育を履修できるようにしていて、これまで 2 人の受講実績がある。また、科目等履修生を毎年受け入れているが、実習系科目への希望者が多く、現在までに、企業数で 10 社、講義系 38 人、演習系 28 人、実習系 77 人の受講実績がある。

<地域行政委員>

熊谷市入札適性委員等の大学近隣地域での行政委員として教員が参画している。

(2) 10-1 の自己評価

- ・ 埼玉県高校生徒ものづくり体験学習は新しい発見ができる場として評価を得ている。
- ・ 「おもしろものづくり教室」等の体験教室は、ものづくりの楽しさを多くの人に実感してもらうために有効な施策である。
- ・ 路上喫煙及びゴミのポイ捨て防止に関する啓蒙活動は、地域の環境対策に貢献できたことで学内外共に高い評価を得ている。
- ・ リフレッシュ教育は年度途中からの履修は、継続して履修している学生との差が生じやすいなどの難点もあるため、現在のところ、累計で2人にとどまっている。

(3) 10-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 今後も、物的・人的資源を社会に提供し、貢献していくことにより本学が広く認知されるように努力していく。
- ・ 地域社会と連携した取り組みには、教職員と地域社会との個人的なつながりで実施してきたため、活動状況が組織的に実施されていないものもあるので、今後は情報の共有化を図り、運営効率の向上を図る。
- ・ 本学の周辺には寮やアパート生活の学生も多いため、今後も地域社会と連携し、学生が生活しやすい環境構築を目指す。
- ・ リフレッシュ教育のあり方については、今後検討していく。

10-2. 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

(1) 事実の説明（現状）

10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

ものづくり研究情報センターは産業界、産学連携支援センター埼玉や埼玉県産業技術総合センター（SAITEC）等の公共団体、並びに日本政策金融公庫やコラボ埼玉等の金融機関との連携を積極的に進めながら、地域社会からの要望を取り入れ、地域社会への貢献に努めている。

また、調査研究を通じて企業訪問をしたり、学内研究者一覧のパンフレットを作成し、産業集積地域の東京都大田区、埼玉県川口市、長野県岡谷市のサテライトオフィスを中心に、民間企業との研究の掘り起こしなどを行っている。

さらに、産業界ともものづくり大学が連携協力し、大学の教育研究の推進や産業界の発展に寄与することを目的として、ものづくり大学教育研究推進連絡協議会を設置した。これにより、時代に即した教育研究を行うため、カリキュラム編成、学生の能力評価、講師派遣、インターンシップの受入れ、社会人入学生の推薦、奨学金の提供、卒業生の就職、教育研究機器の提供等に関し、会員企業・団体から助言、支援、協力

を得ている。

(2) 10-2の自己評価

ものづくり研究情報センターは、上記成果をイベントや次世代ものづくり研究会を通じて企業等への情報発信を行うとともに、研究面での地域からの要望や期待を積極的に受け入れ、大学の持つ知的財産や知的創造の成果の民間企業と地域への移転に努め、その結果、平成20(2008)年度47件の技術相談と、受託・共同・奨学寄付研究など、合わせて年間21件の研究に結びついている。

(3) 10-2の改善・向上方策（将来計画）

産業界、公共団体や金融機関等との連携をより強固にし、地域社会への知的財産の提供をより充実させ、その活動が学生のための学習環境の充実や委託調査・研究の活性化といった、本学の教育・研究へフィードバックさせる仕組みの構築を計画している。また、年間教員一人あたり1件以上の受託研究等をすることを目標とする。

10-3. 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

(1) 事実の説明（現状）

10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

1) ものづくり大学埼玉県地域連絡協議会

埼玉県産業労働部が事務局となり、経営者・商工団体、労働団体、行田市、埼玉県・埼玉県教育委員会から23団体（表10-3-①参照）が参加する「ものづくり大学埼玉県地域連絡協議会」が設置されている。

同協議会では、埼玉県内の産業界、地域社会、および行政機関と、本学との情報交換、連携策を検討し、各種イベントの開催、研修・職業訓練の実施、高校等との交流事業を参加団体の連携事業として実施している。

表10-3-① ものづくり大学埼玉県地域連絡協議会団体一覧

1	(社)埼玉県経営者協会	13	川口鋳物工業協同組合
2	埼玉経済同友会	14	(財)埼玉県中小企業振興公社
3	埼玉県職業能力開発協会	15	埼玉県電気工事工業組合
4	埼玉県商工会議所連合会	16	(社)埼玉県銀行協会
5	埼玉県商工会連合会	17	(社)埼玉県信用金庫協会
6	埼玉県中小企業団体中央会	18	日本労働組合総連合会埼玉県連合会
7	(社)埼玉県経営合理化協会	19	埼玉県建設労働組合連合会
8	(社)埼玉県技能士会連合会	20	行田市
9	行田商工会議所	21	埼玉県産業労働部
10	(社)埼玉県建設産業団体連合会	22	埼玉県立高等技術専門学校校長会
11	(社)埼玉県建設業協会	23	埼玉県立工業高等学校校長会
12	埼玉県機械工業団体連合会		

2) 地域団体からの寄附

本学で実習授業に使っている最先端の機器には、地元企業から寄附されたものもある。また、「さくら奨学金制度」は、地元篤志家の方からの寄附により、成り立っている。

3) 市民大学

市民の生涯学習の場として行田市が年間 22 回開講している行田市民大学に対し、教室設備を 15 回提供、本学教員を 4 人講師として派遣し、地域との連携を図っている。

4) その他の協力関係

行田市に対する歴史遺産（足袋蔵等）の調査協力、大学の最寄駅である JR 吹上駅北口時計台の寄贈等、地域社会との関係強化を図っている。

(2) 10-3 の自己評価

埼玉県、行田市などの行政機関、埼玉県経営者協会などの経営団体、埼玉県教育委員会、近隣学校などの教育機関といった様々な地域社会との協力・交流関係を開学から 10 年足らずで築きあげられたことに対しては評価できる。

(3) 10-3 の改善・向上方策（将来計画）

地域社会との連携は非常にうまくいっているが、現状では教員個人の活動で成り立っている面がある。数年を経て企業との信頼関係も熟成した時点では、活性化に向けて組織的な取り組みにしていく。

〔基準 10 の自己評価〕

- ・ 教員と学生が協力して地域に対して、「おもしろものづくり教室」を開催するなど、昨今の「理科系離れ」を解消するための活動を行っている。
- ・ 近隣の市町村、学校、公園などに対して本学学生によるボランティアや授業等による制作物の無償提供は、関係者からは評価されている。
- ・ 教員研修センターより受託している「産業・情報技術等指導者養成研修」は、高等学校の実習授業における指導者の養成に貢献している。
- ・ 人的、物的資源の提供については、利用できることについての広報が不足しているため、十分に活かせていない。
- ・ 他大学との連携については緒についたばかりである。
- ・ 地域連携については、いろいろな試行を続けており、仕組みとしても少しずつまとまりつつある。

〔基準 10 の改善・向上方策（将来計画）〕

- ・ 「おもしろものづくり教室」は 1 年を通して数回行っているが、マンガカーレース大会以外の催しの中には、参加人数が少ないものもある。そのため開催時期の検討や内容を見直していく。

- 学生によるボランティアや、成果物の無償提供を継続するとともに、関係者以外の広報活動にも注力していく。
- 企業との連携については、今一度、現在の仕組みを見直し、出来るだけ効率化・集約化を図り、さらに良い連携がとれるよう努めたい。
- 学内資源の提供や他大学・地域との協力関係の実績を積みながら、本学のものづくり人材育成のノウハウを広めていきたい。
- 地域においては、「ものづくりに関係することであれば、ものづくり大学に問い合わせればよい」と言われるくらいに、地域での評価を高めるよう不断の努力を継続する。

基準 11. 社会的責務

11-1. 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

11-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がなされているか。

- ・ 教育関連法、労働関連法等関連法規の基準に則って作成した規程集に学則、セクシャル・ハラスメントの防止、入札・契約手続き、教職員の懲戒に関する規程などの組織倫理関連の規程を所収している。
- ・ 寄附行為においても、2人の監事による、法人業務および財産状況についての監査、および理事会・評議員会への報告を定めている。

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

- ・ 組織倫理について規定した規程集を派遣職員を含む一般職員全員に配布するとともに、教育職員閲覧用の規程集を学科事務に常備している。
- ・ 時代に即した組織倫理遵守を促すため、規程に定められた項目の他に、個人情報については、個人情報保護のセミナーに職員が参加している。また、個人情報保護の市販本を職員全員に配布し、意識向上をはかっている。
- ・ 学生に対しては、学則のほかに、安全手帳配布による安全衛生面での組織倫理遵守を義務付けている。
- ・ 主だった議決事項は、原議を作成し、合議制により、関連部署に回覧されるため、クロスチェックが可能となっている。
- ・ 新入生からは、平成 18（2006）年度より、個人情報の第三者利用についての同意書を得ている。

(2) 11-1 の自己評価

「倫理」については、教育機関で働く者に求められる社会常識、見識に期待するところが多いため、包括的な規程は作成していないが、大学についても社会的機関のひとつとしての見方が強まる今日においては再考の時期にある。

個人情報保護法上は、現時点では個人情報の取扱い対象件数が 5,000 件未満のため、個人情報保護に関する規程を作成する義務はないが、作成準備をする必要がある。

公益通報に関する規程は組織倫理を保つ上で必要がある。

(3) 11-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 教職員向けの包括的な倫理規程、公益通報規則、個人情報保護規則、機密保持契約書（採用時、退職時）など大学として一般的に規程化が必要と考えられるものについては規程化を検討する。
- ・ 教職員向けの懲戒規程については、懲戒となる事由を現在の規程よりも具体的にすることで、組織倫理に抵触する問題行動の発生抑止を目指す。

- ・ 組織倫理に関係する規程を拡充させた上で、規程に基づいた行動の習慣化を推進する。
- ・ 組織倫理について、学内で意識の統一を図り、学外にも内容を表明することを検討する。
- ・ 個人情報保護規程を平成 22（2010）年度に作成する。
- ・ 公益通報規程を平成 22（2010）年度に作成する。

11-2. 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

(1) 事実の説明（現状）

11-2-① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

- ・ 平成 21（2009）年 5 月現在、危機分類に応じて表 11-2-①の体制を敷いている。危機管理委員会は危機全般について審議する委員会として平成 20（2008）年 11 月に発足し、以後毎月 1 回の定期開催を継続し、危機管理マニュアル（第 1 版）の発行、新型インフルエンザ流行への対策等を実施している。安全衛生委員会は法定上の設置義務はないが、実習設備を多数有している本学の事情を勘案して、設置している。なお、安全衛生委員会と保健安全委員会は原則として同時開催している。
- ・ 学生向けには、「学生生活ガイド」を配布し、学生生活を送る上で想定される様々なリスクへの対応窓口を紹介している。
- ・ 大地震などの自然災害発生時を想定した教職員間の緊急連絡網を整備し、人事異動のたびに連絡網を見直し、再配布を行っている。
- ・ 非常事態発生時向けの食料、飲料水を備蓄している。
- ・ 自然災害時には開放するシステムを有する清涼飲料自動販売機を学内食堂に設置している。

表 11-2-① 危機（リスク）分類一覧

危機（リスク）分類	内容	組織体制	主な活動
危機全般	危機全般	危機管理委員会	危機管理全般を検討
事件・事故	学校施設への物的損害、学内者への人的被害行為の主体は、学内者、学外者双方を想定	総務課施設係	学内の防災、警備を統括
		安全衛生委員会	学内施設、設備の安全管理、教職員の健康管理上の課題審議
		防火対策委員会	防火対策について審議
		自衛消防団	火災時の初期消火に出動
		保健安全委員会	学生の健康管理全般についての課題審議
		保健センター	学生の健康問題全般への相談対応
		「ふれあいルーム」（カウンセリングルーム）	学生のメンタルヘルスの対応
	セクハラ相談窓口	職員、学生からのセクシャルハラスメント相談対応者を規定	
自然災害	大地震、新型インフルエンザ発生	安全衛生委員会 保健安全委員会	防災訓練（行田消防署の協力のもと、毎年一回開催。学生、職員が参加）、学生向け交通安全講習会の開催
情報漏えいリスク	学生、教職員の個人情報保護の漏洩リスク	学生課	学生向け個人情報保護方針説明および個人情報利用目的同意書取得
	学校経営上の機密情報漏洩リスク	総務課	該当規程はなし

(2) 11-2の自己評価

- ・ 危機管理委員会の発足により、リスク発生を想定した体制構築、マニュアルの作成を行い、対策内容の評価を行う基本的な仕組みはできたが、マニュアルをもとにした想定訓練の実績を積んでいく必要がある。

(3) 11-2の改善・向上方策（将来計画）

危機管理委員会を中心に、PDCA（Plan Do Check Act）サイクルをまわし、リスクマネジメント体制を今後とも強化していく。

- (1) リスクの洗い出し
- (2) リスク評価による優先順位付け
- (3) 対応マニュアル作成
- (4) 対応マニュアル周知とリスク発生を想定した訓練
- (5) 対応マニュアルの見直し
- (6) 見直し後の対応マニュアルに周知とリスク発生を想定した訓練

11-3. 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

(1) 事実の説明（現状）

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

- ・ 広報活動の組織には、広報委員会とものつくり大学入試広報委員会がある。広報委員会は、総務課所掌で、「大学の広報に関する総合的な企画および連絡調整」を行う（「広報委員会規程」より）。委員は、事務局長を中心に、事務局の課長、学科長、各学科専任教員2人の教員により構成される。事務局および学科から広報委員が出席し、大学全般の広報活動に関する意見調整や意思統一を図る。また、専門委員会を置くことができ、現在、専門委員会として、ホームページ専門委員会がある。また、適宜、各課・各委員会からの広報案件につき、検討・審議・調整を行っている。
- ・ 入試広報小委員会は入試課所掌で「入試に関わる広報に必要な事項の審議」を行っている。委員は、学部長（委員長）、各学科専任教員、入試課長、総務課長により構成される。
- ・ 大学のホームページについては、各部署で掲載する内容等を審議・決定の上、掲載依頼を教務・情報課に提出し、教務・情報課ではこれを受けて、随時更新を行っている。各学科の中にはホームページ作成委員会があり、学科紹介のホームページ作成を担当している。
- ・ ものつくり研究情報センターでは、産学連携、地域連携を推進するためのパンフレットやホームページを作成し、教員の支援可能分野を紹介している。

(2) 11-3-①の自己評価

- ・ 学生募集広報は、よく機能しており、PDCA サイクルが出来つつある。
- ・ 大学が小規模で、横の連絡がとりやすいため、タイムリーで正確、効果的な広報が可能である。その一方で、組織的な活動という点では、今一步の感がある。
- ・ 学科の意図が反映されない、情報の抜けや漏れがあるなど、情報発信元と企画制作者間で意見を調整する仕組みが不十分である。
- ・ 内容や用語についてのチェック基準が明文化されていない。
- ・ 結果を評価する定量的な基準がない。
- ・ 経営計画と連動した、中・長期の広報戦略がない。
- ・ 理事長、学長の年度方針や新任者紹介などを行う学内向けの広報誌がない。

(3) 11-3-①の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 大学全体の広報活動について、広報効果を測定する指標を設定した上で、PDCA サイクルを確立する。
- ・ 想定される情報リスクを洗い出し、広報部門の対応を明文化する。
- ・ 大学と密接な関連がある企業・各協議会会員団体、教職員や学生の OB 等への情報提供を増やすことで、継続的な連携・交流をさらに深め、意見交換のできる土壌をつくる。
- ・ 大学名周知のための継続的な広報を行う。遠隔地、海外についても同様である。
- ・ 学生に対して直接的に働きかけを行うための仕組みづくりは今後の課題である。
- ・ 建学時の理念を礎とし、時代を先取りしながらも、一貫したコンセプトを持ったブランドイメージを作り、発信し続ける仕組みをつくるのが、今後の広報の課題である。現在、開学 10 周年に向けて、大学イメージの統一を図っているところである。
- ・ 学内外向けの大学新聞（「ものづくり大学通信」）の発行を検討している。

【基準 11 の自己評価】

- ・ 組織倫理の確立のために、包括的な規程がないことは改善の余地がある。
- ・ 広報活動については、大学を教育・研究以外の面から支える大事な項目として捉えているが、現在のところいずれも改善の余地がある。また、組織的な取り組みではなく個人の力によるところが大きい。

【基準 11 の改善・向上方策（将来計画）】

- ・ 今後も、不足部分や改善案を盛り込み、規則や倫理で縛るのではなく、むしろ大学本来の活動の自由度を増すためのもの、という捉え方で、必要な見直しを行う。
- ・ 独立した規則として作成するだけでなく、仕組みの中に組織倫理や危機管理意識を組み込んでいけるよう、工夫する。
- ・ 広報については、できるだけ多くの人に、大学の理念や実際の教育・研究内容を知ってもらえるように努力する。